



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学文学研究院紀要, 第160号, 全冊
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 160
Issue Date	2020-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/78841
Type	journal
File Information	160_00_all.pdf



北海道大学

文学研究院紀要

第160号

北海道大学文学研究院

2020

北海道大学

文学研究院紀要

第160号

北海道大学文学研究院

2020

目次

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区	井上敬介	一左
三卷本『枕草子』不審本文考(五)	後藤康文	一右
序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩 ——ひらがな詩・翻訳・「私性」——	中村三春	二七右
ドイツ語から見たゲルマン語(2) ——属格と所有表現——	清水誠	三七左
二重負担を受容する有配偶女性の意識の規定要因 ——全国調査SSP2015を用いた資源の影響の検証——	樋口麻里	七左

三卷本『枕草子』不審本文考(五)

後 藤 康 文

十九

【本文】「関白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・4

「さりとて、みなはかういかでか取らむ。殿の隠させたまへるならむ」とて笑はせたまへば、「いで、よも侍らじ。春の風にして侍るならむ」と啓するを、「かう言はむとて隠すなりけり。盗みにはあらで、いたうこそふりなりつれ」と仰せらるるも、めづらしき事にはあらねど、いみじうぞめでたき。

(第二百六十段・四〇〇頁三行～八行)

【三卷本諸注の解釈】

×いたうこそふりなりつれ／雨が降るのですつかりふるびたのでしょうよ／▼ふりなり「降り」と「舊り」とをかけた。「なり」は動詞。
（『評釈』本文／通釋／頭註）

・いたうこそふりなりつれ／雨で古びたのです。／「ふり」に「旧り」と「降り」とをかける。但し三卷本「ふりなり」の語法は不審。「ふりなる」を「生ひなる」と同様の複合動詞として認むべきか否か。後考をまつ。（下略）
（『大系』本文／頭注／補注）

・いたうこそふりなりつれ／雨が降るのでひどくふるびたのでしようよ。／「ふり」に「降り」と「旧り」とを懸けた。但し「ふりなり」の接続は不審。あるいは複合動詞として「生ひなる」と同様「ふりなる」の形が認められるか。後考をまつ。なお能因本には「ふりにこそふるなりつれ」前田本には「いたうこそふるなりつれ」とある。

（『全講』本文／文意／釈義）

×いたうこそふりなりつれ／（雨がひどく降り）とてもふるびてしまったのですよ／雨がひどく降り、ひどくふるびたのですよ。「ふり」に「降り」と「旧り」とを掛けている。能因本「ふりにこそふるなりつれ」とある。底本とその同系統本による。
（『旺文社文庫』本文／現代語訳／脚注）

△いたうこそふるなりつれ／雨にひどく打たれてしまったというわけなのね／三卷本「いたうこそふりなりつれ」、前田本により訂す。能因本「ふりにこそふるなりつれ」。「ふる」は雨の降るに古るをかける。いずれの本文によるも、意はほぼ同じ。前の「春の風の云々」とともに特定の引歌を考えるには及ばないであろう。

（『角川文庫』本文／現代語訳／脚注）

×いたうこそふりなりつれ／随分と風流なことだったわけね

（『解環』本文／口訳）

×いたうこそふりなりつれ／ひどく手のこんだやり方なのね。能本「ふりにこそふるなりつれ」、前本「いたうこそふるなりつれ」。

（『和泉古典叢書』本文／頭注）

×いたうこそふりなりつれ／▼ふりなり「ふる（降る・古る）」なりや「ふりう（風流）なり」、に訂す意見があるが未詳。

（『新大系』本文／脚注）

×雨がひどく降りに降って古くなってしまったのだというわけで／わかりにくい。「ふりなりつれ」は仮に「降り成りつれ」と見る。能本「ふりにこそふるなりつれ」、マ本「いたうこそふるなりつれ」。いずれにせよ「（雨の）降り」に「（桜の）古り」を掛けた表現。一説、「わがごとや雲の中にも思ふらむ雨も涙もふりにこそふれ」（拾遺、恋五 柿本人麻呂）の「わがごとや思ふらむ」の意をとって、「自分の思っているのと同じく、みにくい花の姿を見せたくないつもりでだれかが隠したのであって、盗人のしわざではない」の意を表した中宮の言葉で、中宮の父関白のしわざを見ぬいていたのだという。

（『新全集』現代語訳／頭注）

×いたうこそふりなりつれ／大層風流なことだね／風流の約語とも（解環）、「（雨の）降り」に「（桜の）古り」を掛けた表現とも（新全集）、説が分かれる。

（『全訳注』本文／現代語訳／語釈）

・いたうこそふりなりつれ／諸説あり。未詳。「風流」（萩谷）、「古り・降り」（田中）、本来は「ふく」で根こそぎとはひどい吹き方だと応じた（ほるぶ）。

（『新編』本文／脚注）

【批評】

傍線部本文中「ふりなり」の部分は、どう考えても「不審」（『大系』『全講』『わかりにくい』（『新全集』）「未詳」（『新大系』『新編』）などとせざるをえない不可解な文字列。前田本文を根拠に「ふり」を「ふる」に改めたところ（『角川文庫』）、作者の直前の発言を引き受けた中宮定子の軽妙な応答にはならない。この点は、「雨に打たれて朽ち古びている事実と、それを「春の風」の仕業だといった清少納言の雅びな取り纏ろい」とが、全く脈絡を認め難いという論理的規準よりする判断が、諸注の解釈を完全に否定することになる」と指摘する『解環』（問題点）と、基本的には同じ認識である。ところが同書は、そのあとあらぬ方向へと暴走しはじめて始末に終えなくなる。いわく、

そこで改めて、清少納言が「春の風」の、してはべるならむ」と言ったことに対して、中宮が「かういはむ」とて、隠すなりけり」と、清少納言の魂胆を見抜かれたという、互に対応する両者の会話間の論理的な相關関係を重視することが必要となる。つまり、清少納言が「春の風」を犯人に仕立てたことから結論される造花の桜紛失の理由は、無粋な「盗み」などではなく、春の風の仕業という雅びなことであつたのかという意味で、この「ふりなりつれ」の語が中宮の口から出たことに着眼しなければならぬ。解釈の対象となつてゐる疑文を、既成の概念の範囲内で判定するのではなく、その疑文が置かれてゐる位置・使命の因果関係を前後の本文と対照して判断して、その語義に関して蓋然的に可能な限りの判断を摸索することが大切なのである。

そこで、この助動詞ナリを断定とした場合、先ず体言に付くことが常識であるから、フリの語を名詞とした場合を考えて見る。そして、その名詞フリには、雅びなとか、洒落たことという意味が負わされてゐる筈だと、蓋然的な見通しをつける。すると、フウリ（風流）という名詞が思い合わせられる。集成が頭注に、

三卷本「いたうこそふりなりつれ」、能因本「ふりにこそふるなりつれ」とあって、諸注ごとごとく雨でひどく降り（旧り）傷んだ意に解しているが、それは語法的にも無理があるし、清少納言の発言とかけ離れた無意味なものとなる。「ふり」は「ふりう（風流）」の「う」一字が脱落したものと判断して、無粋な花盗人を反対にみやびな春風の仕業に見立てた清少納言の手柄を、中宮がお褒めになったものと解する。だからこそ清少納言は、中宮の頭の回転の早さ、お察しの良さに感服したのである。

と説明して、

(B)随分としゃれたことだったのね**集成**

と、全く新しい解釈を提示した。

と。さらに付言していわく、

ところで、**集成**には「ふり」を「ふうり」からの「う」一字脱落としたが、むしろフウリウ↓フリウ↓フリという音約が、日常語として既に通用していたのかも知れない。

(同)

『解環』の信念は、次節でも再度紹介するとおり、論理的解釈が成り立つ蓋然性が認められるならその語は存在したのであって、用例（物的証拠）の有無は問うところではないというものののだが、この「ふり」**集成**「風流」説はどう考えても形勢「フリ」、どころか「ムリ」もはなはだしく、あまりにも酷い。私に波線・圈点を付した箇所を中心に露呈される誤認ないし独善は、誰の目にも明らかである。にもかかわらず、これに与する注釈書（『全訳注』）があるのもまた驚きだといわざるをえない。

この際、自戒を込めてあえて記すならば、単なる思いつきを主観的「論証」を根拠に合理だと吹聴することは、やはり慎まねばならない。それが「大家」の発言であればなおさらのこと、後世に及ぼす悪影響は甚大なものとなりかねないからだ。

【本文改訂案】

当たり前の話だが、「風」は「吹く」ものであり、「降る」（ましてや「古る」）ものではない。ゆえに、直前の「春の風」を受けた表現「ふり」は、「ふく」＝「吹く」の誤写以外の何ものでもなく、傍線部本文は、

◎いたうこそ吹くなりつれ

（なるほど、そなたのいうとおり）ひどく春の風が吹い（て跡形もなく桜を散らせてしまつ）たのですね」

に改訂されねばならない。「久（く）」が「利（り）」（あるいは「具（く）」が「里（り）」に写し誤られた可能性は十分にあるといえよう。

鈴木日出男『枕草子』上・下（ほるぶ出版、昭六二）は遺憾ながら未見だが、『新編』の脚注二重傍線部の情報によれば、右に開示した卑見と唯一同じ考え方を示しており、特筆に値する。

【参考】

〔三卷本文〕 異同ナシ

〔能因本文〕 ふりにこそふるなりつれ（学富）

【本文】「関白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・5

その次には、まことに御厨子が車にぞありければ、火もいと暗きを笑ひて、二条の宮にまゐり着きたり。

(第二百六十段・四〇三頁三行～五行)

【三卷本諸注の解釈】

×火もいと暗きを笑ひて／松明の火も、とても暗いのを笑つて

(『評釈』本文／通釋)

△火もいと暗きを、わらひて／不審。「わびて」の誤りか。異文はない。

(『大系』本文／頭注)

・火もいと暗きを、わらひて／松明の火も、大層暗い、それをわらつて

(『全講』本文／文意)

×火もいと暗きを、笑ひて／松明の火もとても暗いのを笑つて(いるうちに)

(『旺文社文庫』本文／現代語訳)

×火もいと暗きを笑ひて／松明のあかりがひどく暗いのを、おもしろがつて笑いながら

(『角川文庫』本文／現代語訳)

×火もいとくらきをわらひて／(女房車と違って)松明も全く暗いのを笑いながら／高級女官の女房車には、警護も厳重にし、前後を明るく照らしてゆくが、身分の低い女官の車には、松明の灯も乏しくて暗い。先程からのいざ

ござに暇どつて、女房車の列とは大分遅れて出発したから、下級女官の警護照明と同じ扱いであることを、車中の右衛門や清少納言は珍しがって笑い話にするのである。

（『解環』本文／口訳／語釈）

×火もいと暗きを、笑ひて

（『和泉古典叢書』本文）

×火もいとくらきを笑ひて／松明も十分に明るくないのをおかしがって。

（『新大系』本文／脚注）

・道を照らす松明のあかりもひどく暗いのを笑って／▼笑ひて 不審。一説、おもしろがって笑う。また一説、「わびて」あるいは「わづらひて」の誤写か。

（『新全集』現代語訳／頭注）

×火もいと暗きを、笑ひて／松明も（少なく）大変暗いのを笑って（いるうちに）

（『全訳注』本文／現代語訳）

×火もいと暗きを笑ひて

（『新編』本文）

【批評】

一般論として、人が非日常的出来事を体験した折に、スリルや愉悦を感じて仲間と声をたてて「笑う」ことはあるといえよう。しかし、この場合は、どうだろうか。いくら新奇な事物や現象に人一倍の興味を覚える清少納言とはいえ、「得選」用の粗末な牛車に乗せられた挙句の暗夜行路なのである。その状況を、彼女（たち二人）がほんとうに「おもしろがって」（『角川文庫』）笑い、「おかしがって」（『新大系』）腹を抱え、「珍しがって笑い話に」（『解環』）したのだとすれば、かなり風変わりでエキセントリックな人（々）との印象を与えずにはおかないだろう。だからかどうかは知らぬが、「笑ひて」の説明に深入りしない注釈書が少なくないのも、この際意味深長とはいえないか。

こうした流れの中で、『大系』だけが、現存本文を「不審」とし「わらひて」は「わびて」の誤りか」と注目すべ

き指摘をしているのだが、同じ著者の手になる『全講』ではなぜか言及がなくなり、一瞬の泡沫と消え果ててしまったのは実にもったいないことであつた。

【本文改訂案】

後文で、「もろともに乗りたる人」が「いとわりなしや。さい果ちの車に乗りて侍らむ人は、いかでかとはまゐりはべらむ。これも御厨子がいとほしがりて、ゆづりてはべるなり。暗かりつるこそわびしかりつれ」と、中宮に「わぶわぶ啓」していることから（新編日本古典文学全集／四〇四頁一行～五行）、傍線部本文は当然、

◎火もいと暗きをわびて

〔そのうえ松明の〕火までが暗いのを耐えがたく感じて〕

に改訂されねばならない。「わ」から「ひ」への連綿部分が「ら（良）」の仮名に読みなされたのである。

先を争う同僚女房達のあさましさを嫌い、悠然と構えていた清少納言とそのご同輩は、結局、しんがりの下級女官用の車に乗るはめになってしまったわけだから、「火もいと暗き」道中で「わび」しい思いをするのは自明の理であつたといえよう。

【参考】

〔三卷本本文〕 異同ナシ

〔能因本本文〕 異同ナシ

二十一

【本文】「関白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・6

御覧じわたして、「宰相はあなたに行きて、人どものゐたる所にて見よ」と仰せらるるに、心得て、「ここにて三人は、いとよく見はべりぬべし」と申したまへば、「さは、入れ」とて、召しあぐるを、下にゐたる人々は、「①殿上ゆるさるる内舎人なめり」と、笑へど、「②こは、わらはせむと思ひたまひつるか」と言へば、「③馬さゑのほどこそ」など言へど、そこにのほりゐて見るは、いと面だたし。
(第二百六十段・四一二頁八行～一五行)

【三卷本諸注の解釈】

〔①について〕

×殿上許さるる内舎人なめり。／昇殿を許される内舎人というところね。／中務省所管。禁中侍衛の官で元來は公卿子弟の童殿上人の役であつたが、このころは諸家の士が任ぜられて卑官になつた。（『評釈』本文／通釋／頭註）
×殿上ゆるさるる内舎人なめり／昇殿を許された内舎人というところでしょう。以下皆下にいる女房達の詞と解される。内舎人は中務省に属し禁中侍衛の官。本來は公卿の子弟に殿上の事を見習わせるために補した。

（『大系』本文／頭注）

×殿上ゆるさるる内舎人なめり／昇殿を許される内舎人というところでしょう／中務省に属し禁中侍衛の官。元来は公卿の子弟に殿上の事を習はせる目的で補したが、このころは普通の家の人も任ぜられた。

『全講』 本文／文意／釈義

×殿上ゆるさるる内舎人なめり／（清少納言さんは）殿上をゆるされた内舎人といったところね／中務省に属し、侍従の次位。良家の子弟に禁中殿上のことを習わせるために補した。このころは諸家の士も補せられていた。

『旺文社文庫』 本文／現代語訳／脚注

×殿上許さるる内舎人なめり／殿上を許される内舎人といったところね／中務省、侍従の下。「掌下帶レ刀宿衛、供ニ奉雜仕一、若駕行分中衛前後下」とあり、定員九十人である。百寮訓要抄に「是は童殿上人などの成る官也。（中略）未だ元服せずして殿上のふだにつくは皆内舎人也。又下臈も内舎人には成ける」とある。この言葉の心、明らかでない。

『角川文庫』 本文／現代語訳／脚注

×殿上ゆるさ、うどねりなめり／昇殿をゆるされる内舎人と言ったところでしょう／内舎人。（中略）元来の定員が九十人という多数であるから、四位以下、五位以上の子孫の性識儀容の優秀なものを簡拔するとはいっても、醍醐天皇以後は、親王大臣以下の諸家に仕える侍の中から任ぜられるようになったので、このような上流社会にあっては、身分の低い卑しいものとされていた。新参の清少納言が上臈女房の席に上げられたことをそねんで「殿上ゆるさるる内舎人なめり」とからかったのである。

『解環』 本文／口訳／語釈

×殿上許さるる内舎人なめり／中務省の下級役人で、雑事を奉仕したり、隨身にあたりする。ここは、身分低い作者が長押の上に坐ったのを、賤しい内舎人が殿上を許されたようなものだ、とからかったもの。

（『和泉古典叢書』本文／頭注）

×殿上ゆるさるゝ内舍人なめり／「内舍人」は中務省に属し、最初は上流子弟が選ばれたが後は下級となった。その中で内の昇殿を許される者があり、中宮のお側に呼ばれた清少納言を、それに擬して皮肉ったもの。

（『新大系』本文／脚注）

×殿上を許された内舍人といったところね／以下、下にいる女房たちが、作者をねたむ冗談らしいが意味不審。（中略）中納言の君や宰相の君とは異なり、格も低い新参の作者が長押に上ったのを、身分の低い内舍人が昇殿したようなものだとかかった、とする説に従う。「内舍人」は中務省に属し、宮中護衛、行幸の供奉警護などの役に当る官人。本来公卿の子弟から選ばれたが、この当時は下級官人にすぎなかった。（『新全集』現代語訳／頭注）

×殿上許さるゝ内舍人なめり／昇殿を許された内舍人なのでしよう／新参であるにもかかわらず、中宮の寵を受ける作者への嫉妬の発言であろう。「内舍人」は侍従の下で、帯刀して内裏の警護・雑役・供奉などに奉仕し、中務省に属する。

（『全訳注』本文／現代語訳／語釈）

×殿上ゆるさるゝ内舍人なめり／▼内舍人 中務省の下級役人。侍従の下で、天皇に近侍。雑事を奉仕し、隨身にもなる。

（『新編』本文／脚注）

〔②についで〕

×こは、笑はせむと思ひたまひつるか。／これはまあ、物笑いになさるおつもりかしら。

（『評釈』本文／通釋）

×こは、わらはせむと思ひ給ひつるか／これはまあ笑わせるおつもりでしたか。

（『大系』本文／頭注）

×こは、笑はせむと思ひたまひつるか／これはまあ、笑わせるおつもりでしたか／これも女房たちの詞と解される。
即ちこのあたりは、下にいる同僚の女房たちが、作者を羨んで口々に言い合っているのであろう。

（『全講』 本文／文意／釈義）

×こは、笑はせむと思ひたまひつるか／これは、（中宮様がみんなにわたくしを）笑わせようと思ひなさったのか
（『旺文社文庫』 本文／現代語訳）

×こは、わらはせむと思ひたまひつるか／これは、笑わせようと思ひでしたか／意不明。話者は作者か。能因本
「わらはこそあらせんとおもへる」、前田本「こふわらせんとてか」。（『角川文庫』 本文／現代語訳／脚注）

×こは、わらはせむと思ひ給ひつるか／これは、童殿上の内舎人だともお思ひでしたか／▼わらはせん 童選。

（『解環』 本文／口訳／語釈）

×こは、笑はせむと思ひ給ひつるか／私を物笑いにしようと、皆さんはお思ひのですか、の意か。

（『和泉古典叢書』 本文／釈義）

・こはわらはせむと思給つるか／▼わらはせむ 「笑はせむ」の意のようだが通じない。「童選」という語を認めようとする意見もある。

（『新大系』 本文／脚注）

・これは、わらわせむとお思ひでしたか／作者の答えか。意不明。「笑はせむ」（わたしを物笑いにしよう・わたしを笑わせよう）と見るのも不自然。一説、「童選」（殿上童の選技）という用例のない語をここに当てる。

（『新全集』 現代語訳／頭注）

・こは、『笑はせん』と思（ひ）給（ひ）つるか／これは『わらはせん』とお思ひでしたか／▼笑はせん 笑わせよ

うの意とも、童選すなわち選ばれて童殿上する者の意とも説かれるが、未詳。〔『全訳注』本文／現代語訳／語釈〕

・こは（わらはせむ）と思ひたまひつるか／▼わらはせむ「笑はせむ」か。一説、「童選」（年少者から選ばれた内舎人）だと思ひですか（萩谷）
〔『新編』本文／脚注〕

〔③について〕

・馬さへのほどこそ。／馬の附添いの程度よ。／内舎人は行幸に供奉したり、撰關の馬副いをするから、清女が上がれば宰相の君（右馬頭の女）の傍になるのをあてつけたのである。一本、小舎人とありともに通ずる。

〔『評釈』本文／通釋／頭註〕

・むまさへのほどこそ／馬の附添いの程度ですわ。「むまさへ」は馬副（うまぞい）の意で乗馬の人の従者。／「むまさへのほどこそ」について、通釈に宰相の君が右馬頭重輔の女なので、これと同席を許された作者をこう諷刺したと解する。またこれを作者の卑下の詞とする集註の説もある。しかし熟考するに、やはりこれも女房等の詞と解され、「馬さへ」は供人として便乗するの意ととりた。

〔『大系』本文／頭注／補注〕

・馬さへのほどこそ／馬の附添いの程度です。「馬さへ」は馬副の意で乗馬の人の供をする従者をいう。一説に宰相の君が右馬の頭重輔の女なので、それと同席を許された作者を女房が皮肉つた詞とし、また作者の卑下の詞とも解するが、これもやはり女房たちの詞と考えたい。「馬さへ」も供人として便乗するの意であらう。

〔『全講』本文／文意／釈義〕

・馬さへのほどこそ／馬さへのあたりといったところね／馬副い。馬に乗った人に付き添う人。宰相の君のそばに

すわったので、その父の官職によって皮肉ったのであろう。

（『旺文社文庫』本文／現代語訳／脚注）

・馬さゑのほどこそ／馬さえといったところよ／意不明。馬副（うまさひ）の意とするのは、用例を知らない。能

因本「むまへ」、前田本「むまさへ」、下の「の」との間に「人」と傍書。（『角川文庫』本文／現代語訳／脚注）

・むまさへのほどこそ／馬の口を取る方の（馬副童）だわ／馬副。近衛の櫛舎人と同じく、馬副童の程度だと一層卑しんだのである。
（『解環』本文／口訳／語釈）

・馬さゑのほどこそ／不明。「馬副」として、宰相の君の傍に侍す、とする説は、宰相に対して失礼な言葉と思われる。能本「むまへのほどぞ」、前本「むまさへの（「人」傍書）ほどこそ」。
（『和泉古典叢書』本文／頭注）

・馬副のほどこそ／「むまさへ」が正。馬副童（馬の口とりをする少年）といったところね。一段下げた皮肉。

（『新大系』本文／脚注）

・馬さゑといったところでしょうか／もう一人の女房の言葉か。意不明。「むまさゑ（へ）」を「馬副」と解き、「馬副」の男という程度ね」と言つて、宰相の君の父重輔が右馬の頭なので、宰相の君のそばに少納言が召し添えられたのをからかったとする説もはなだ疑わしい。
（『新全集』現代語訳／頭注）

・『馬さゑ』のほどこそ／『むまさゑ』の程度ね／▼馬さゑ 未詳。馬副（童）の転訛と解されている。内舎人より卑しい者であらう。
（『全訳注』本文／現代語訳／語釈）

・馬さゑのほどこそ／「馬副」の舎人ですよ（春、田中、萩谷）
（『新編』本文／脚注）

【批評】

〔①について〕

ここで波線を付した部分に③の頭註末尾記事を併せ見れば、『評釈』の理解には「内舎人」と「小舎人」とを同一視している節あり、また、つづく多くの注釈書においては、それぞれの波線部に見える奇怪な説明から推して、あるうことか当時の「内舎人」ごとき分際を「童殿上」した権門の御曹司と混同してしまっているようなのだ。けれども、こうした解釈がまったくの誤りであること論を俟たない。そもその話、「内舎人」が昇殿を許される道理、「童」である道理がどこにあるというのだろうか。余計なお世話かもしれないが、次に「内舎人」とはどのような官職であったのかを念のため確認しておきたい。

大舎人に対する称で、天皇近侍の官。「うちとねり」の略。『日本書紀』の近習（近侍）舎人はその前身。大宝元年（七〇一）九十人を任じ、『養老令』軍防令では五位以上の人の子孫（二十一歳以上）の聡敏・端正者を検簡して任用。中務省に属し、定員九十人、禁中に帶刀宿直し、雜使をつとめ、行幸の前後を分衛するが（職員令）、文官。相当の位階を定めないで、本司の判官以下の禄に准じて禄を給し（禄令）、大臣の子息の任ぜられることが多かった。大同二年（八〇七）闍司に代わって奏事をつかさどり、翌年監物の主計とともに諸司雜物の出納に關与。弘仁二年（八一）闍司をして奏させる制に復し、定員は大同三年四十人に減じ、のちも増減した。延喜以後、良家の子弟を任ずることが絶え、臨時内給や成功などで諸家の侍をこれに任じ、卑官化し、撰関の隨身として賜わり、武士も任ぜられて源内・平内などと称した。

（『国史大辞典』（井上薫））
そこで、右の矛盾を弁えたと見なされる『解環』は、次項②に関する記述の中で著者自身の旧稿を引用して、

さて、長押の下にいた古参女房たちは、新参の清少納言が長押の上に召し上げられるのを見て、身分違いの者が高い席に坐ったことを中務省に属し、侍従の下にいて、『大宝令（養老令）』に「掌_下帯_レ刀宿衛、供_二奉雜仕_一、若駕行分_中衛前後_下」と職掌を定められた内舍人が昇殿を聴されたようだとひやかしたのである。新参とはいえ、そこは清少納言、そうまで言われては黙ってられない。内舍人そのものの身分は低くとも、元来は、四位五位の家の子から性識儀容のすぐれたものを選び、古くは大臣納言の子息達も任ぜられた「童殿上」の意に切り替えて応酬したのであろう。『百寮訓要抄』に「是は童殿上人などの成る官也」としている。（問題点）

と苦しい_レ辻褄あわせ_二を図っているのだが、所詮見え透いた詭弁に過ぎない。ついではながら、『解環』や『角川文庫』が引く『百寮訓要抄』は、二条良基が足利義満のために著した南北朝時代の権威ある有職故実書だが、その記事内容「是は童殿上人などの成る官也」云々をここで無前提に援用するのは危険。少なくとも当該箇所を解く際の根拠にすべき史料ではないといえる。

〔②について〕

この発言の主について、『全講』以前は同僚の女房、『旺文社文庫』以後はおおむね作者清少納言とみているようだが、いうまでもなく後者の理解が正しい。さて、そこまではよいとして、諸注が当惑しているのは「わらはせむ」の部分であって、大半は「笑はせむ」の意として急場を凌いではいるものの、それでは「意不明」（『角川文庫』『新全集』）なのであり、一向に文意が「通じない」（『新大系』）ため、「未詳」（『全訳注』）というのが偽らざる本音であろう。

そこで、『解環』の出番を迎えることになるのだが、同書は、「古語の用例を未だ見出すことを得ない」ながらも「わ

らはせむ」には「童選」の字を宛てると、語義が安定する」と、例によって独自の見解を提示したあと、

そもそも、犯罪捜査においても、アリバイのあるものは犯人ではないと認められるが、アリバイのないものすべてが犯人であるとは言えないように、他に同じ用例を見出ださないからといって、孤立例の存在を否定することは許されない。ともかく、この本文個所において、「わらはせむ」には「童選」の字を宛てることによって、上文の「殿上ゆるさるる内舍人」とも、下文の「馬副のほど」とも、因果関係の存在が立証されるからである。個は孤ならずである。孤立例自体に証明力はなくとも、前後の用語・表現との因果関係を対照提示することによって、その孤立例の存在意義は十分に証明されるのである。

先ず、「選」は、考選・選叙・選任等、官位叙任に関する用語である。式部省が内外文官の選叙を掌ることを「文選」といい、兵部省が武官の選叙を掌ることを「武選」、中務省が後宮女官の選叙を掌ることを「女官選」という。内舍人も亦、中務省に属し、九十人を定員としたが、その中から殿上童を選抜し昇殿をゆるされることを「童選」と言わなかったとは言えまい。我々が現在目にし得る文献は、極めて少なく、かつその本文は乱れているし、元来古代の言語社会を形成していた言葉が、すべて文献に記録されたことは言えないのであるから、現在調査し得る範囲内において、他に用例を見出ださないからといって、「童選」という言葉が無かったと断定することは許されない。

（問題点）

と持論を滔々と述べ、

つまり、中宮の格別の思し召しを以って、中納言の君や宰相の君など上臈女房と共に、上席を与えられた清少納言を、他の古参女房が、「殿上を許された内舍人なんですよ（全く場違いだ）」とひやかしたところ、清少納言

は、「内舎人は内舎人でも、昇殿を許されるからには」殿上童の童選だと思いいのですか」と切り返した。既に推定三十歳の清少納言が、角髪も可愛らしい殿上童に自分を准えたので、他の女房たちも黙ってはいず、「(何が殿上童なのか、やつぱり、右馬頭重輔の姫君たる宰相の君の傍に坐るのだから)馬副の童といったところよ」と追い討ちをかけたのである。

この前後の因果関係よりして、清少納言が口にするのは、殿上童を意味する「童選」の他ない。物的証拠歴然たる事実を調査整理するよりも、蓋然性を追求しての推理・類推こそが、学問の進歩には重要なのである。(同)と説いている。最後の一文には一般論としておおいに共感するけれども、ここで力強く打ち出された「わらはせむ」
Ⅱ「童選」説のあまりの珍妙さにはそれこそ「笑はせ」られる。なぜか。

第一に、「童選」なる「用例のない語をここに当てる」(『新全集』)こと自体、『解環』がその「蓋然性」をどのように正当化しようとも、やはり大問題である。この方針に従うなら、意味不明の文字列に出くわした場合、裏づけがまったくない「造語」を個人の思いつきで勝手に生み出してよいことになる。いくら何でもこれは困る。もはや「学問」とはいえまい。

第二に、それでも筋が通っているのならまだよい。整然とした論理が成り立っているのであれば、「童選」なる未見のことが当該文脈に用いられたと認定する余地は残るだろう。しかし、『解環』の記述は何人にもわかる初歩的な誤認と自家撞着を露呈していて、残念ながら、渾身の「童選」説はやはり、非論理的仮説構築の産物として退けられねばならないのである。

ただし、『解環』が「わらは」Ⅱ「童」とし、二重傍線部にみる解釈を新たに打ち出した点だけは、けだし、慧眼と

いいつべく、後述するとおり肯定的に評価する必要がある。

〔③について〕

「意不明」（『角川文庫』『新全集』）「不明」（『和泉古典叢書』）「未詳」（『全訳注』）とされる不審本文Ⅱ「むまさゑ」に関する批評は潔く控える。今日までこれといった対案が見いだせないでいるからだ。その代わり、にはならないが、一つだけ確認しておきたい点がある。

それは、諸注が「ほどこそ」を、「程度ですわ」（『大系』）「といったところね」（『旺文社文庫』『新大系』）などと解釈することの誤り。なぜならば、これらの訳に相当する古文は「ほどにこそ」であるはずだからだ。念のために、用例を挙げて説明すれば、「ほどこそ」は、

・ 近きを頼みはべりつる ほどこそ あれ、いとあはれにうしろめたくなむ

（『源氏物語』蓬生卷／新編日本古典文学全集②・三三三頁一四行～一五行）

・ 世づかぬ川の音も、うれしき瀬もやあと頼みし ほどこそ 慰めけれ、心憂くいみじくもの恐ろしくのみおぼえて

（同蜻蛉卷／同⑥・二六二頁一行～三行）

・ 菊の織物の御几帳ども押し出でわたして、おはします ほどこそ 出さね、すこしさしのきて、よきほどに押し出でたる衣の裾、袖口、いと目もおどろきて見ゆ。

（『栄花物語』卷第三十六・根あはせ／新編日本古典文学全集③・三五七頁七行～九行）
などのように文中に用いられ逆接の意を帯びて下に係っていく場合と、

・「ただいまおこせむ」とて、出でぬる車待つほどこそ、いと心もとなけれ。

（『枕草子』「心もとなきもの」の段／新編日本古典文学全集・二八二頁八行～九行）

・人のにくむをよしと言ひ、ほむるをもあしと言ふ人は、心のほどこそおしはからるれ。

（同「この草子、目に見え心に思ふ事を」の段／同・四六八頁八行～一〇行）

・をりあしき御泔のほどこそ、見苦しかめれ。

（『源氏物語』東屋巻／新編日本古典文学全集⑥・五九頁八行～九行）

・土御門の右大臣殿の上を大臣三所拝したてまつらせたまふほどこそ、世にめでたけれ。

（『栄花物語』卷第三十九・布引の滝／新編日本古典文学全集③・五〇五頁一四行～一五行）

などのようにそうでない場合とがあるが、いずれにせよ係助詞「こそ」の「結び」を必ず伴うのであり、決して、「よ」（『評釈』）「です」（『全講』）「だわ」（『解環』）等そこで文を終止させる語法ではないわけだ。要するに、諸注の訳文に対応させるためには、本文に断定の要素が不可欠なのであって、それが、

・亡くなりはべりしほどにこそはべりしか。

（『源氏物語』若紫巻／新編日本古典文学全集①・二二三頁一三行～一四行）

・さらばうけたまはりぬ。近きほどにこそ。

（同東屋巻／同⑥・八七頁八行～九行）

等の使用例にみる「ほどにこそ（＋あれ・侍れ）」の形なのである。したがって、今後とも従来の解釈を貫こうとするかぎり、身分を表す名詞「ほど」と係助詞「こそ」の間に、断定の助動詞「なり」の連用形「に」を補う措置が必須になるう。

【本文改訂案】

〔①について〕

単刀直入にいおう。「うとねり」は「ことねり」の誤写（「己」↓「字」）である、と。「ことねり」Ⅱ「小舎人」とは、すなわち、

平安時代、藏人所に属して殿上の雑仕に使われた者。納殿の御物を出納する役であるため御藏小舎人といい、また殿上童ともいった。その数は元来六人で、先朝の小舎人から三人、天皇の東宮時代の坊小舎人から三人を補すのが定めであったが、のちに増加して十二人になった（『兵範記』仁安三年（一一六八）七月二十四日条、『禁秘抄』）。常に校書殿にあり、公用ある時に藏人が殿上に召した（下略）。

（『国史大辞典』（笹山晴生）

「童」のことを指しているのである。したがって、傍線部①の「復元」本文は、

◎殿上ゆるさるる小舎人なめり

（「あなたつたら、まるで」昇殿を許された小舎人（童）のようですね」
となる。

なお、三卷本諸本中、内閣文庫本のみが「ことねり」の本文を有するようだが（【参考】欄参照）、該本が奇跡的に古態を保っていたとみることはできない。単純な「誤写」または「復元」の所産であること言を俟たない。

〔②について〕

「わらはせむ」の「わらは」が、『解環』が説くごとく「童」の意である点は動かない。惜しむらくは、その「童」

を「殿上」童ではなく、直前の「小舎人」童のことと考えねばならなかったわけである。とすると、つづく「せむ」（サ変動詞「す」の未然形＋意志の助動詞「む」の終止形）との間には、「元來格助詞「に」が存在したものと想定され、傍線部本文②の「復元」形は、

◎こは、童にせむと思ひたまひつるか

「これは（異な、あなたがたは私を、小舎人）童扱いしようと思ひなのですか」

となるのだ。この本文に従ってこそはじめて、下座にいる女房たちのからかいを絶妙に切り替えてみせた清少納言の才気が、正しい姿で伝わってくることになるのではなからうか。ちなみに、AをBに置き換える／AにBの役割を付与するといった意味を表す「名詞＋にせむ」の用例は、

・容貌、ありさま、すべて人に勝れたれば、われもわれもと、娘、妹持ちたる人は、「婿にせむ」婿にせむ」と呼べど
（『うつほ物語』俊蔭卷／新編日本古典文学全集①・四〇頁一五行～四二頁二行）

・書の道をばさる方にて、この方の師にせむ。
（同楼の上上巻／同③・四六六頁四行）

・かの、ありし中納言の子は得させてむや。らうたげに見えしを、身近く使ふ人にせむ。

（『源氏物語』帚木卷／新編日本古典文学全集①・一〇五頁九行～一〇行）

・見し人の形代ならば身にそへて恋しき瀬々のなでものにせむ
（同東屋巻／同⑥・五三頁六行～七行）

・男ならば大臣の子にせよ。女ならばわが子にせむ

（『大鏡』／新編日本古典文学全集・三三三頁二一行～二二行）

・大臣、やや起きよ起きよ。馬にせん

等々あまた見いだせる。

（『栄花物語』 卷第十三・ゆふしで／新編日本古典文学全集②・一二二頁九行）

〔③について〕

申し訳ないが、③は皆目わからない。けれども、取り上げた以上何の落とし前もつけないでは済まされまい。そこで、である。「むまさゑ」については、西施の顰に倣い「そひ」↓「さゑ」の転で「馬副」童の意とみたうえで、現存本文を改めるA案と、そのままに解釈するB案とを、それぞれ問うことで責めを塞ぐことにする。

まずはA案だが、これは、【批評】欄で指摘した点を踏まえて、本文を、

◎馬副のほどにこそ

〔（そうね、童は童でも、せいぜい）馬副童風情ですわね〕

に改訂し、諸注の訳に近づける考え方。

対するB案は、「ほどこそ」の下に「つきづきしかりけれ」などの『省略』を想定して、本文は変更せず、

◎馬副のほどこそ

〔（小舎人じゃなくって、あなたには）馬副童の分際が（お似合いだったわ）〕

の意に解する考え方である。「ほどこそ」に連なる述語の『省略』は、実際には希であるけれども、たとえば、

・大臣、憎きものの、をかしさをばえ念じたまはで、「この歌よみつらむ**ほどこそ**。まして今は力なくて、ところせかりけむ」といとはしがりたまふ。
（『源氏物語』 行幸卷／新編日本古典文学全集③・三二五頁五行～七行）

といった用例が認められる。会話文において「ほどこそ」のあとに表されるべき「いいたはしかりけめ」等が省かれた形だ。

正直どっちもどちのような気もするが、「むまさゑ」の謎解きも含めてよりよい解答が見つかるまでの間、しばらくこの両案を併記しておきたい。

【参考】

〔三卷本文〕①うとねりなめり（陽明宮勸高富本中弥刈徳烏日早宇古前河鈴京伊）―うとねり○めり（天）ことね

りなめり（内）②異同ナシ③むまさゑ（陽明宮勸高富本中弥刈徳烏日早内早宇古前河鈴京伊）―むま
とゑ（天）

〔能因本本文〕①殿上ゆるさるゝそととねり（学）殿上ゆるさるゝそとねりあめり（富）②わらはこそあらせんと

おもへり（学）わらへはこそあらせんと思へる（富）③むまへのほとそ（学）（富）

序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩

——ひらがな詩・翻訳・「私性」——

中 村 三 春

はじめに

詩が作者の自己表現であるとする意識は、現在でも一般的なものだろう。しかし、少なくとも現代詩においてそれは成り立たない。詩は虚構であり、あるいは詩は虚構を含み、必ずしも自己を表現するものではない。しかし、そうであるとするれば、情を抒^{こころ}べるという意味の「抒情」が詩の根幹をなすと考えてきた常識はどのように変更されなければならないのだろうか。

第一詩集『二十億光年の孤独』（一九五二・六、東京創元社）以来、七〇年近くに互って膨大な数の作品を発表し続けている谷川俊太郎の詩的様式を理解することは容易ではない。ここでは、一九七〇年代中盤から八〇年代半ばまで

の幾つかの詩集に現れた谷川のスタイルを〈流用アート〉と関連づけてみた前稿を踏まえて、初期から特に一九九〇年代から二〇〇〇年代以降の作品をも視野に入れつつ、改めて現代芸術としての谷川のテキスト様式を考え直してみたい。

1 〈詩についての詩〉と「私性」

谷川の詩の多くは、個々の作品の内容や詩集のあり方において、それ自体が詩とは何かを問い直すような、いわばメタ詩、〈詩についての詩〉となっている。筆者は既に、詩集『六十二のソネット』（一九五三・一二、東京創元社）や『あなたに』（一九六〇・四、同）などの初期作品を論じ、そこに世界を把握するための言葉の無力と、言葉で語ることができないということについて言葉で語るというパラドックスが認められ、その徴表が「沈黙」に関わる表現であることを指摘した⁽¹⁾。またそれに続いて、一九七五年からの十年間に発表された詩集『定義』（一九七五・九、思潮社）、『コカコーラ・レッスン』（一九八〇・一〇、同）、『日本語のカタログ』（一九八四・一一、同）を取り上げた⁽²⁾。そこではそれらが既成のテキスト、すなわち百科事典・詩・古典・童謡・取扱説明書などや、マンガ・写真・絵などの視覚媒体を引用し、再配置して作り上げられたモニタージュ、あるいはスクラップ・ブックであり、小田茂一の言う〈流用アート〉に合流する性質を持ち、同じ性格を共有するアンディ・ウォーホルなどのポップ・アートにも近いものであると論じたのである。

そこでも引用した、「インタビュー 言葉への通路・私への通路」（『現代詩手帖』一九八五・二）において、谷川は、

「現代詩」においては「抒情」つまり「私」の自己表現が主流であり、谷川自身はそのような「現代詩」に対して一貫して批判的であって、『日本語のカタログ』は「エディティング」または「モンターージュ」の考え方によって、そのような「現代詩」とは異なる立場を示したと述べていた。⁽⁴⁾そこで詩人は創作者というよりも、モンターージュを行う編集者あるいは媒介者となる。また、同じくエッセー「実作のカタログ」(岩波叢書『文化の現在』I、一九八一・三)では、「詩人というものはもともと、言葉を生み出す存在ではなくて、人間と世界の間を言葉によって媒介する者だったんじゃないだろうか」と述べ、巫女や叙事詩の例を挙げ、詩以外のあらゆる言葉の形態を相手にすることが語られていた。⁽⁵⁾

このような思想は谷川の最初期から主張されており、『ユリイカ』一九五六年一〇月号初出の「世界へ!」(Babington)は、谷川の第一評論集の表題作品となるが、そこにおいても既に、「今、私の考えている方法は、詩から一切の曖昧な私性を完全に追放してしまう。そうすることによって、詩は明らかに劇や小説に近づく。詩は完全な虚構となり、感動はもはや言葉と直結しない。そうすることによって、私の生活の言葉は私の詩の言葉と完全に分離出来るだろう」と述べられている。⁽⁶⁾二十五歳の時に発せられたこのマニフェスト(agitatio)は、以後も基本的に一貫して谷川の思想としてあり、たとえばエッセー「ことばあそびの周辺」(『言語』一九七五・二)でも、自分が「ことばあそびうた」を作ったのは「詩とは主観的な自己表現であるという考えかたが、多くの人々を固定観念のように支配していること」を「西欧文明の必然」としてとらえ、それに対抗して「自分が言葉の中に歩み入ろう、むしろ自分を消してゆく方向に、言葉の富は表れてくるのではないか」という感覚だったからと言う。⁽⁷⁾詩は虚構である、詩は自己表現ではない、詩は共同体において媒介するメディアの役割を果たすものだというこの思想を、谷川が最初期から一貫し

て主張していることは、ここで改めて確認しておかなければならない。

しかし、「曰く、将を射んと欲せば馬を射よ。文学論は更に聞かれず、行くところ行くところ、すべて人物月旦はなやかである」（『書簡集』、「もの思ふ葦（その一）」、『日本浪漫派』一九三五・八―一二）と、作品を見ずに作家の実像ばかりを問題とする風潮に対して皮肉に反論し、作家と作品は別だと常々言っていた太宰治の小説が、ほとんど決してそのように理解されなかったのと同じく、谷川の詩も一般にはそのように理解されていないだろう。なぜなら、太宰にも似て、谷川の作品には多数、谷川の「私」を表現したように見られるものが含まれるからである。たとえば詩集『夜中に台所でばくはきみに話しかけたかった』（一九七五・九、青土社）に収録された表題作品には、「武満徹に」「小田実に」「谷川知子に」など友人や当時の妻の名が宛先として付されていた。また谷川のひらがな詩集『はだか』（一九八八・七、筑摩書房）に挿画を描き、その後谷川の妻となった佐野洋子は、詩集『女に』（一九九一・三、マガジンハウス）の絵も担当し、共著として小説集『ふたつの夏』（一九九五・七、光文社）を刊行した。『女に』や『ふたつの夏』の内容は、二人の間の体験を題材にしたものとも見なされる。私的とも受け取れる事柄の谷川作品への導入は、このように一貫して続いているが、それが最も顕著に現れた作品として挙げるべきなのは、詩集『世間知ラズ』（一九九三・五、思潮社）であろう。

『世間知ラズ』の巻頭に置かれた「父の死」と題する作品では、「私の父は九十四歳四ヶ月で死んだ。『…』自宅死ぬのは変死扱いになるというので救急車を呼んだ。『…』遺体を病院から家へ連れて帰った。／私の息子と私の同棲している女の息子がいっしょに部屋を片付けてくれていた。『…』別居している私の妻が来た。私は二階で女と喧嘩した。」云々と続く。以降、葬儀の際の喪主挨拶の文面、夢に父を見て夢の中で泣いた記事など、父・谷川徹三の死に

まつわる内容が綴られる。この詩は「世界へ！」で否定された「私性」の表現ではないのか。もしそうであるならば、その場合、「生活の言葉」と「詩の言葉」を切り離すとした「世界へ！」の主張はどうなったのだろうか。

この後、谷川は「沈黙の十年」とも呼ばれる時期を迎えたことが知られている。尾崎真理子による評伝には、「いわゆる谷川の『沈黙の十年』とは、一九九三年の『世間知ラズ』刊行から『minimal』まで、現代詩の総本山、思潮社から新作の詩集を出版しなかった期間を指している」と述べられている⁽⁸⁾。その『minimal』（二〇〇二・一〇、思潮社）のあとがきには、この期間を振り返って、「あまりにイージーに詩を書いてしまう自分、現実を詩の視線でしか見られなくなっている自分に嫌気がさした」と振り返っている。これ以降、谷川は再び堰を切ったように多産となった。『minimal』は、三行四連または五連の詩が十編ずつ、全部で三章三十編が収録された詩集であり、そこには明確な形式感覚が見て取れる。一行の字数が極めて少なく、いわば行分けされた俳句的な短詩の連鎖ともいえるべき体裁であり、それはおそらくミニマル（最小の）というタイトルの所以でもあるだろう。『minimal』巻頭の詩は「檻樓」と題されている。

檻樓

夜明け前に

詩が

来た

序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩

むさくるしい

言葉を

まといつて

恵むものは

なにもない

恵まれるだけ

綻びから

ちらつと見えた

裸身を

またしても

私の繕う

檻樓

檻樓^{らんろう}とはボロ切れのことである。この詩では、詩が「私」のもとに訪れるが、それは「むさくるしい言葉」をまわっており、そのボロのような言葉を繕うのは「私」である。詩は「私」にとって外部から到来するものであり、だからこそ、あるいは、それにもかかわらず「私」は何かを恵むのではなく恵まれるのみである。詩の「裸身」、つまり詩の本体は一種不可触な状態にある。「私」は言葉を繕って詩を被うほかにない。このように解釈すれば、この詩もまた言葉で対象をとらえること自体について、詩や詩人の限界を見据えつつ語ったものと言うことができる。何よりも、詩が詩人にとって外部から到来するもので、内側から湧き出るものなどではないという発想が認められる。詩集のあとがきでは、中国旅行が契機となつて、「俳句とそれからもしかするとある種の漢詩のもつ、饒舌とは対極にあるものに、知らず知らずのうちに同調していたのだろうか」と内省し、また「沈黙したい、もう一度沈黙に帰って新しく書き始めたい」という意識下の欲求」が執筆の動因となつたと記されている。これは『六十二のソネット』以来の、「沈黙」に寄り添う谷川自身の詩法を回帰させたと言うべきだろう。「檻樓」の外、特に同様のことは「書かなくてもいいのに／こうして／書いて」と書く巻末の詩「こうして」についても指摘できる。これらも明白に、〈詩についての詩〉であるとともに、初期の作品にも通じるところの、発語行為において生ずるパラドックスを詩的様式の糧としている。

さらにそれ以降に発行された『詩の本』（二〇〇九・九、集英社）や『詩に就いて』（二〇一五・四、思潮社）などはタイトルから分かるように、〈詩についての詩〉を中核とする詩集である。また、子ども向けの詩作入門である『詩ってなんだろう』（二〇〇一・一〇、筑摩書房）、過去の詩論を再編集して思潮社・詩の森文庫から相次いで刊行された、『詩を書く なぜ私は詩をつくるか』（二〇〇六・三）『詩を考える 言葉が生まれる現場』（二〇〇六・六）、『詩を読む 詩人のコスモロジー』（二〇〇六・九）の三部作などを併せて、二〇〇〇年代以降の谷川は、顕著に詩とは何かに

まつわる詩そのものの追求を活動の中心に置いていたのである。

その中でも注目すべきは、詩集『私』である。表題作品「私」は、八編の詩による連作である。最初の「自己紹介」の第一連には、「もう半世紀以上のあいだ／名詞や動詞や助詞や形容詞や疑問符など／言葉どもに揉まれながら暮らしてきましたから／どちらかと言うと無言を好みます」とあり、相変わらず矛盾した言い回しに載せて、「沈黙」がこの頗る饒舌な詩人の根底でありまた究竟でもあることを改めて示している。また、三番目の詩「『私』に会いに」においては、「母によつて生まれた私」、つまり生身の「私」と、「言語によつて生まれた私」、つまりテキストにおける主体としての「私」とが区別され、「どつちがほんとうの私なのか」として、その分裂と二重化に対する意識が認められる。⁽⁹⁾

このような認識も谷川のテキストにおいては珍しいことではない。『世間知ラズ』の表題作品「世間知ラズ」は、「自分のつまさがいやに遠くに見える」と自己疎隔の感覚によつて粹付けし、「行分けだけを頼りにかきつづけて四十年」「…」女を捨てたとき私は詩人だったのか／好きな焼き芋を食つてゐる私は詩人なのか」と、「私」における「詩人」要素の所在を自問する。ただし、最終行の有名な「詩は／滑稽だ」は、これがほかならぬ詩の言葉である限り、自己否定であるとともに自己肯定でもあるパラドックスを作り出す。先の『私』に会いに」においても、最終連で「布団並べて眠りに落ちると／私も『私』も（かがやく宇宙の微塵）となつた」と、宮澤賢治への引喩を介し、結局は「微塵」というコロイドに属する一員として、「宇宙」という同一の系に帰属する様相において、二つの「私」を回収するようになる。⁽¹⁰⁾ここでは、（かがやく宇宙の微塵）において、自己否定と自己肯定に分裂した「私」は統合されることになる。いずれにしても、このような「私」の位相が持つ矛盾した広がりのため、谷川作品はその様式を統一的にとらえることが難しい。⁽¹¹⁾

2 翻訳とひらがな詩

谷川の業績を便宜上のジャンルで区分すると、最も大枠としては詩、児童文学、翻訳、エッセー、それに写真および動画が主なもので、このうち詩をさらに分類すれば、大人向けの詩、子ども向けの詩、ナンセンス詩、連詩・対詩・書簡詩、そして校歌などが挙げられる。⁽¹²⁾ 児童文学の大半を占めるのは創作絵本、特に詩の絵本であり、さらに翻訳のうち主なものとしてはマザー・グースの詩、レオ・レオニの絵本、そしてチャールズ・M・シュルツのピーナッツ・シリーズなどがある。これらの区分は何重にも重なっており、類別することに便宜以上の意味はない。その中でも谷川は、子ども向けとされるものを多く含みながら、ただし決してそれにとどまることなく、膨大な数に上るひらがな詩を書いている。しかし、最初からそうではなかった。第一詩集『二十億光年の孤独』には、著名なひらがな詩「はる」（「はなをこえて／しろいくもが」）が収録されている。⁽¹³⁾ ただし、初期の全詩集である『谷川俊太郎詩集』（一九六五・一、思潮社）および『谷川俊太郎詩集 続』（一九七九・二、同）の収録作品を追う限り、次のひらがな詩（に類する詩）は、『落首九十九』（一九六四・九、朝日新聞社）に収録された「五月の人ごみ」（「どんぐりまなこ／かなつばまなこ」）を待たなければならず、これはタイトルに漢字が交じるものの、本文はひらがなとカタカナのみである。さらにその次は『うつむく青年』（一九七一・九、山梨シルクセンター出版部）に収められた「みずうみ」（「ただひとすじのほそみちにまよい」）で、これは題名も含めてひらがなのみの詩である。すなわち、全詩集による限り、初期の二十一年間にひらがな詩は単発の三編しかない。

谷川のひらがな詩が系統的に多数書かれるようになるのは、『ことばあそびうた』（一九七三・一〇、福音館書店）からである。その巻頭作品は「ののはな」（「はなのののはな／はなのなあに」）であった。全十五編は「十ぴきのねずみ」のタイトルに表れた「十」の字を除き、すべてひらがな表記であり、その続編『ことばあそびうた また』（一九八一・五、福音館書店）所収の同じく全十五編も、「このへん」に出てくる「ミュンヘン」のカタカタ以外はすべてひらがなである。またその後に発表された『わらべうた』（一九八一・一〇、集英社）、『わらべうた 続』（一九八二・三、同）計七十編は、ごくわずかな漢数字以外はひらがな詩であり、『よしなうた』（一九八五・五、青土社）全三十六編も、若干のカタカナと漢数字以外はひらがなによる詩である。このようにこの時期にひらがな詩の執筆が始まり、その後、随時発表されて現在にまで至っている。

すなわち谷川と山田馨との対談では、「にほんごの源へ——ひらがな詩の冒険」の章を立て、これらの外に『みみをすます』（一九八二・六、福音館書店）、『どきん』（一九八三・二、理論社）、『いちねんせい』（一九八八・一、小学館）が検討されており、他の章でも『はだか』（一九八八・七、筑摩書房）、『みんなやわらかい』（一九九九・一〇、大日本図書）、『すき』（二〇一八・一〇、理論社）などのひらがな詩集が取り上げられている。¹⁴ この対談においては、谷川が「ひらがな表記という問題に関していうと、ぼくは絵本がはじまりだというふうに自分では認識しているんです」と述べ、山田は「最初の翻訳絵本の、レオ・レオニの『スイミー』と『フレデリック』からもうひらがな表記ですね」と、絵本の仕事はすべてひらがな表記であることを指摘している。¹⁵ 谷川の翻訳による『スイミー 小さいかしこいさかなのはなし』と『フレデリック ちよつとかわつたのねずみのはなし』は、ともに一九六九年四月に好学社から刊行された。¹⁶

そしてほぼ同じ時期に、谷川は、ほぼひらがな、カタカナのみによるマザー・グースの翻訳に着手している。同対談では、『マザー・グースのうた』をやってから『わらべうた』です」と、一九七五年から刊行開始された草思社の『マザー・グースのうた』シリーズ全五巻が、一九八一年の『わらべうた』に繋がったと語られている⁽¹⁷⁾。谷川による最初のマザー・グースの翻訳は、一九七〇年に中央公論社から出版された日英対訳版の絵本である *Richard Scarry's best Mother Goose ever* (『スカリーおじさんのマザー・グース』) の附録に収録された五十編である。ちなみに、鈴木直子は、谷川による各種マザー・グース本の翻訳を比較し、その間の変遷を明らかにしている。⁽¹⁹⁾そして、『ことばあそびうた』の詩の初出は、福音館書店の雑誌『母の友』一九七〇年一〇月から七二年三月まで途中休載を挿みながら連載された。これらを勘案すると、谷川によるレオ・レオニおよびマザー・グースの翻訳と、『ことばあそびうた』以降のひらがな詩の創作とは、まさしく時を同じくして始まっていることが分かる。

補足するならば、谷川・山田対談では、『マザー・グースのうた』との繋がりで、北原白秋採集による『わらべうた』上下巻を谷川編により一九八二、三年に富山房から出版したことに触れられている。⁽²⁰⁾その元となった白秋編の『日本伝承童謡集成』全六巻(一九七四・九―一九七六・二、三省堂)からは、『日本語のカタログ』のタイトル詩の最後の断章に〈流用〉されており、これについては既に論じた。⁽²¹⁾このように見るならば、翻訳、ひらがな詩、そして〈流用〉の経緯は、すべて繋がっていることが分かる。レオ・レオニとマザー・グースの翻訳作業は、谷川のひらがな詩の成立において決定的な意味を持つていたと考えられる。また、マザー・グースに見られるノンセンスの要素、ナーサリー・ライム(nursery rhyme)と童唄との共通性、それらが谷川の『ことばあそびうた』や『わらべうた』に、白秋の仕事の介在も含めて寄与したことも、相当の確度を持つて指摘できるだろう。

ここでは個々のひらがな詩の作品分析をする余裕はないが、ひらがなで書くことの様式的な意味だけは把握しておく。谷川自身は、エッセー「マザー・グース 読みかた読まれかた」(『週刊読書人』一九七五・一二・二二)において、「ぼくの訳の他の人の訳とくらべて特徴的なところは、強引にひらがなばかりで訳してるってところなんです」と述べ、その理由を『口承』の歌だから「できるだけ口と耳で伝えたり楽しんだりできるようにしたい」ということに求めている。⁽²²⁾ この「口と耳」を重視するような音感や「口承」性の追求については、既に山田兼士によって「総ひらがな表記が目につくが、和語を大切にしたいという気持と音を重視する谷川詩学のあらわれである」⁽²³⁾と、また水間千恵によっても「谷川訳の特徴は、原詩の持つ口承文芸としての特徴に着目し、日本人の身体感覚になじむリズムに、言葉のもつイメージを押し広げるような、豊かな音の響きをあわせもつ点にある」⁽²⁴⁾と論じられている。しかし、単に音感や音楽性を求めるために文字の表音性を重視するのであれば、漢字にふりがなを振れば間に合うことであり、全てをひらがなで書くことは、それとはまた次元の異なる問題を含むと言わなければならない。

そこで、一例として、詩集『はだか』の巻頭の詩「さようなら」を考えてみよう。

さようなら

ぼくもういかなきゃなんない

すぐいかなきゃなんない

どこへいくのかわからないけど

さくらのなみのしたをとおつて

おどおりをしんごうでわたつて

いつもながめてるやまをめじるしに

ひとりでいかなきゃなんない

どうしてなのかしらないけど

おかさんごめんさい

おとうさんにやさしくしてあげて

ぼくすききらいいわずになんでもたべる

よるになったらほしをみる

ひるはいろんなひとはなしをする

そしてきつといちばんすきなものをみつける

みつけたらたいせつにしてしぬまでいきる

だからとおくにいてもさびしくないよ

ぼくもういかなきゃなんない

この詩を適当に漢字かな混じり文に書き換え、二つを比較してみると、概ね次のようなことが言える。まず、ひらがなだけの場合よりも、漢字かな混じり文の方が読みやすい。その理由は第一に、ひらがなを漢字に改めると、漢字

の表意性のため語の意味が明瞭となり、意味を塊として把握できるようになるからである。ひらがなのみの原文の場合、語句の単位ではなく文字の単位で読み取られ、意味は塊ではなく、くまなく走査するようにして汲み取らなければならない。第二に、原文は分かち書き (spacing) をしていないため、文節や単語の分節が読み取りにくい。漢字かな混じり文の持つ句読法 (punctuation) の機能がひらがなのみでは失われるため、単語の区分が理解できない。やはりいったん文字列を上下に目でスキャンし、しかる後に脳裏で再構成しなければならない。これは「口承」や音感に関わる「口と耳」ではなく、むしろ目 (視覚) と意味の問題なのである。要するに谷川のひらがな詩は、文字列をいったん意味を欠いた記号に還元された形で呈示してしまう。

次に、原文はひらがな書きのため、あたかも漢字を習得する以前の子どもが語り手であるように感じられる。そのことの意味は、第一にこの詩の内容に語られる母からの出発・離別が、漢字習得以前の、より低年齢の子どもの事例であるような印象を与える⁽²⁵⁾。しかし、それでは内容に照らして幼すぎ、辻褄が合わないようにも感じられる。第一に、そこからさらに解釈を進めれば、それは具体的に何歳の子どもかということではなく、年齢としては子どもとは言えないような者にも到来するところの、根元的な原郷からの離脱を語るものという理解へと導かれる。それは人が社会的な存在である限り、誰も免れることのできない宿命にほかならない。従ってこれは子どもたちの詩なのだが、子どもだけの詩ではなく、母は必ずしも母親に限られない。ここでひらがなのもつ原初性 (radicality) が、離別・出発という事態の本質的な原初性を担保するのである。そこに登場する子どもは、いわば原初的な子どもであり、実際の子どもに限定されることはない。

このようなエクリチュール⁽²⁶⁾の原初性と、それが開示する意味内容における原初性こそ、多くの谷川のひらがな詩に

共通に見られる特徴として類推することができるのではない。だからこそ彼のひらがな詩はしばしば、理性では割り切れないような、秩序以前の混沌、ジュリア・クリステヴァの用語を用いれば、ル・セミオティック (le sémiotique、原記号態＝記号の象徴体系以前の係争中の状態) にも近い何ものかを噴出させる⁽²⁶⁾。谷川のひらがな詩、ひいては谷川の詩一般が、時としてある種の不気味な、得体の知れない不安や恐怖を喚起するテクストとしても目に映るのは、このような原初性の要素に由来するのではない。谷川詩における原初性の理論については改めて精査しなければならぬが、差し当たりこのことは指摘できるだろう。

ちなみに、谷川は山田との対談において、「これは自分ではなんで書けたのかまったく説明できない」「自分の一番深いところから出てきているから、自分の理性では説明がつかないんですよ」と述べ、同じような例として『夜中に台所でぼくはきみに話しかけたかった』巻頭の「芝生」(「そして私はいつか／どこから来て／不意にこの芝生の上に立っていた」)を挙げている。作者も由来を説明できない詩「さようなら」は、読む者をも感動とともに困惑に誘う作品である。読者は「ぼく」と「おかあさん」の関係を明確に説明できない。それは、ある子どもと母の具体的な場面を描いているようにいて、実は具体性から離れた原初性の領域で展開されているためではなからうか。このような詩を、実体験のような具体性の側から解釈しても解釈は終結しないのである。そのようなひらがな詩の例は多いが、特に同じく『はだか』所収の「おかあさん」(「それからおかあさんはでかけた／いまどこにいるのおかあさん」)、『ちねんせい』(一九八八・一、小学館)所収の「にじ」(「わたしが いなくなっても／もうひとりのこが あそんでる」)、『クレーの絵本』(一九九五・一〇、講談社)所収の「選ばれた場所 Auserwählte Stätte 1927」(「けれどそのくらやみのさきに／まだおきなあなのようなものがみえる」)などをその好例として挙げておきたい。

3 〈流用〉とブリコラージュ

谷川は、基本的に注文を受けて書く職業詩人である。山田との対談では、「子どもの詩をどんどん書いてくださいよ」という山田に対して、「注文があればね」と答えている⁽²⁸⁾。これは輶晦ではなく、方々で同じ意味のことを谷川は述べている。たとえば大阪芸術大学でのコロキウムでは、なぜ詩を書き続けているのかという質問に対して、「他人様のお役に立って、お金をいただきたいというのが主眼なんです」と回答していた⁽²⁹⁾。詩「私」の「自己紹介」で、「私の書く言葉には値段がつくことがあります」と言う通りである。他方、尾崎のインタビューでは、「注文じゃない詩を書き始めたのって、『ミライノコードモ』（二〇一三年、岩波書店）あたりからかなあ」と述べており、逆に言えばそれまで谷川の基本は注文を受けて書くことであつたことが分かる。

また、谷川は膨大な数に及ぶ校歌の歌詞を作詞していることもよく知られている⁽³¹⁾。作曲家の林光は、大量の校歌をつくる谷川を「職人」と呼んでいる⁽³²⁾。どのようなテキストでも注文を受けて書くことは、テーマや分量、媒体の性質などの枠を受け入れ、その枠付けの下で書くことになり、その典型が校歌であると言えるだろう。枠に合わせて発語することは、外部的な要素を受け入れ、あるいはそれに触発されて、独自に様式化することであり、その時、発語は純粹に内発的なものではなくなる（純粹に内発的な発語などありうるのかという問題は措くとしても）。とはいえ、それが主體的な発話でないとは言えない。尾崎によれば、谷川は現代「ただ一人の職業詩人」であるという⁽³³⁾。発語の様態に関して言えば、「職業詩人」とは、注文という外部的要求に応じて書く人という意味も含まれることになる。

日本詩歌の伝統においては、外部または他者に触発され、あるいは他者との関連において書く手法として、贈答歌・題詠・歌合があり、さらに連歌・俳諧などがあつたが、谷川はこれらに類する手法を次々と試みている。谷川には『手紙』（一九八四・一、集英社）、『詩を贈ろうとすることは』（一九九一・五、同）など贈答詩を示唆する詩集があり、それは『あなたに』や『夜中に台所でほくはきみに話しかけたかった』の時期にまで遡る。また正津勉との『対詩 1981.12.24～1983.3.7』（一九八三・六、書肆山田）、權同人による『權・連詩』（茨木のり子・大岡信・川崎洋・岸田衿子・谷川俊太郎・友竹辰・中江俊夫・水尾比呂志・吉野弘、一九七九・六、思潮社）、さらに大岡信、H・C・アルトマン、O・パステイオールらとの『ファザーネン通りの縄ばしご ベルリン連詩』（一九八九・三、岩波書店）など、対詩や連詩と冠する作品もある。あるいは、「詩のボクシング」と銘打たれた詩の合戦は、いわば歌合に対応する詩合（しあわせ）にはかならない。これらはいずれも他者との接統・接触が意図されており、筆者はかつてそれを『夜中に台所でほくはきみに話しかけたかった』に即し、〈コンタクト志向の詩〉と名づけた。³⁴ この場合の〈コンタクト志向〉は、〈メッセージ志向〉と対立する概念である。ところで、触発されて書く方法の典型とも言える事業が、翻訳にほかならない。翻訳とは、他者の作成した原典に対する第二次テキストを生成する作業であり、程度の差はあれ、先行テキストによる枠付けを受けるのは言うまでもない。

翻訳のテキストにおいて、翻訳者の「私性」は、いわば触発された枠付けとしてしか現れてこない。訳者が異なれば訳文も異なるのだが、訳者固有の様式は、翻訳・解釈と相關する文体や訳語の選択としてのみ発現する。谷川はマザー・グースやレオニのテキストに触発されて自らの様式を作り出し、それを翻訳の形で表出したが、その様式はひらがな詩という記号的原初性を重点とする表現であつた。それは、ひらがな表記のため容易に読みうるゆえに普遍

性・汎用性を備えている反面、そこから明確な意味を容易に汲み取ることができないために、いわば秩序以前の混沌にも近い要素を宿したものであった。「さようなら」に代表されるひらがな詩において、個人的な「私性」は消滅したが、そのような形象において様式を出現させた過程における主体としてののみ、テキストに「私性」を見て取ることができるのではない。しかし、そのような要素はもはや「私性」と呼ぶに相応しいものではなく、むしろ詩的様式の一部としての記号生成機能として見るべきだろう。

そして、外部的な要素を取り込むとともに、それらの変換によって様式を付与する仕方は、時期的にもひらがな翻訳やナンセンス詩の開発と平行して、〈流用アート〉系の詩集において行われた営為とも性質的に合流するものである。子ども向けの詩作入門書である『詩ってなんだろう』は、それこそひらがなを多用して分かりやすく書かれてはいるが、その内容は高度であり、そこには「したもじり」つまり早口言葉や、「おとのあそびの詩」「いみのあそびの詩」などのナンセンス詩、行頭の文字で語・文をつくるアクロスティック、『これはのみのびこ』（一九七九・四、サンリード）を生んだ「つみあげうた」などの詩法が満載されている。谷川は、詩的技術の職人である。また谷川のひらがな詩やナンセンス詩は、谷川による翻訳という外部との接続によって成立していた。さらに、谷川の連詩・対詩・書簡詩、あるいは大岡信や寺山修司らとの対談や往復書簡、ビデオレターの類、さらに子息の賢作のバンドDIVAとのコラボレーションや、いわゆる「詩のボクシング」などの活動は、「私」を外へ開き、それによって固定的な「私」を無化し、無化する素振りそのものにおいて「私」を出現させる。これは別途詳論を要するが、前掲の『夜中に台所ではくはきみに話しかけたかった』『女に』『世間知ラズ』の問題も、詩の内容においてこのことと深く関わるのではないだろうか。また付言すれば、『メランコリーの川下り』（一九八八・一二、思潮社）や『minimal』（前掲）は、新刊の

時からエリオットと川村による英訳が併載されており、『よしなした』と『旅』は、それぞれ同じ訳者陣による英訳を併録した国際版が再刊されている（順に一九九一・六、青土社、一九九五・二、思潮社）。特に『minimal』では、個々の詩の英訳が原文に続いてそれぞれ併記されている。その機能については別途考究されなければならないが、少なくとも谷川の詩が外国語という外部へと接続される契機を提供していることは疑いもない。

外部との接続による触発、あるいは、他者からの枠付けによる発語を、明示的に、あるいは暗示的に詩様式の内面に組み込むのが谷川のテクストなのである。詩における「私」あるいは「私性」に関してこれまで述べられてきた事態、たとえば北川透が谷川の「〈私〉は空っぽであって、空っぽではない。〈私〉の心は一定に留まらない。全てと無のあいだを、常に往復する運動体なのである」と指摘し、⁽³⁵⁾ 四元康祐が「この詩人に特有なパラドックス（天の邪鬼さ）が働いている。すなわち自分やその周囲の日常を題材としたときには、私小説的に舞台裏を曝け出すかに見せて実は巧妙な韜晦のヴェールを張り、むしろ言語の極北を目指す登攀の最中でこそ、その足どりやさりげない仕草のうちに、『私性』と『ドラマ』を許してしまう」と述べている要素は、⁽³⁶⁾ いずれもこのこととの関わりが深い。すなわちそれは、外部によって触発され、与えられた、あるいは見出した枠組みや素材を流用して利用し、それによって作られたテクストにおいて、そこに「私」を発生させる様式に関わっている。

これは、秋山さと子が、谷川の創作態度はブリコラージュであると指摘した通りである。⁽³⁷⁾ レヴィ＝ストロースが『野生の思考』（一九六二）⁽³⁸⁾ で定式化したブリコラージュ（器用仕事）は、手近な素材を使って様々なものを作り出す未開社会の文化であると同時に、二十世紀初頭以来の現代芸術の手法でもあった。谷川の様式は、流用した素材を用い、卓抜な詩的技術によって作り上げた広い意味でのブリコラージュであり、その意味で現代芸術に合流するものとして

理解できる。このことは、大岡信との対談において、詩作は「非常に機械的に書いてもいい詩ができる場合もある」とか、「言葉の富をアノニムに自分のものにしていくことができる」として、「自分のなかから言葉を生み出す」のではなく、「詩の才能てのは、有限の語彙から何を選択するかという才能なんだ。自分が生む必要はない。選んでいけばいいんだ」と述べていたこととも合致する⁽³⁹⁾。

谷川における海外文化の位置づけは、ブリコラージュを可能にする接続と触発の回路として理解できる。翻訳の外にも、谷川は様々な海外文化との交点において詩を作っている。たとえばパウル・クレーの絵画に詩をつけた『クレーの絵本』（前掲）や『クレーの天使』（二〇〇〇・一〇、講談社）、モーツアルトの曲と自らの朗読を収めたCDをセッ トにして販売された詩集『モーツアルトを聴く人』（一九九五・一、小学館）がある。また詩集『シャガールと木の葉』（二〇〇五・五、集英社）は、マルク・シャガールの絵に触れるのは冒頭のタイトル詩のみであるが、詩集の題名に画家の名前を挙げている。これらは基本的に触発がその契機であり、触発の契機を芸術から場所に変えれば、『minimal』の中国旅行や、『トロムソコラーージュ』（二〇〇九・五、新潮社）のノルウェー旅行など、いわば羁旅の詩もその系列に含めて考えることができる。従って、谷川において海外文化は、一般的な影響という位相においてはとらえることができる。谷川は、これらから一般的な意味での影響は受けていないと見られる。

ただし、影響は受けないものの、それらはブリコラージュに帰結する触発の契機となり、結果的には共鳴と見えるような形で触発対象を解釈し、そこから意味を取り出すことは常に行われている。一例を、『クレーの天使』所収の「泣いている天使」に求めよう。

泣いている天使 *es weint 1939*

まにあうまだまにあう

とおもっているうちに

まにあわなくなつた

ちいさなといにこたえられなかつたから
おおきなといにもこたえられなかつた

もうだれにもてがみをかけず

だれにもといかけず

てんしはわたしのためにないている

そうおもうことだけが

なぐさめだつた

なにひとつこたえのない

序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩

しずけさをつたわってきこえてくる

かすかなすすりなき……

そしてあすがくる

パウル・クレーの一連の天使シリーズより、一九三九年作の *es weint* につけられたこの詩は、泣いている天使の図以上の情報がほとんどない原画に対して、間に合わず答えられない悔恨とともにごく一点の絶望にも似たあえかな可能性（「そしてあすがくる」）を示唆する、超絶的なひらがな詩として作られている。山田との対談では、この詩は当時の谷川の置かれた状況と深く関わっている（「結構しんどかったんだもん、そのころは（笑）」⁽⁴⁰⁾）というのだが、それが何のことか詩の表面からは全く分からない。クレーと何人かの詩人との関係を論じた岡田和也は、『クレーの絵本』を取り上げ、「全文ひらがなののは、谷川がクレーをナイーヴ・アートの特徴として把握してのことからであろう」とするが、それとともに、谷川が基本的にひらがなで翻訳をしたことも考慮に入れなければなるまい。他方、望月あすかは谷川とクレーとの関わりを論じて、両者には共通に「原始性への指向」という「魂」が認められるとし、「画家のクレーが線であらわそうとしたのに対し、詩人である谷川は平仮名で、そこへ向かおうとした」と述べた。⁽⁴²⁾これは、谷川様式におけるブリコラージュの原初性、本質的な原初性という筆者の見方と共通するものである。

ちなみに、『定義』『コカコーラ・レッスン』『日本語のカタログ』など、『流用アート』の要素を持つ詩集群に収められた作品も、『流用』をブリコラージュの手法の一つととらえるとすれば、触発による翻訳のひらがな詩とも深いと

ところで様式的に合流すると言える。〈流用アート〉は、既成の言語テキストを断片化して〈流用〉し、流用元と流用先のテキスト間に生じる意味作用を発生させ、その意味作用においてこそ主体的と見なされる表現を付与しようとする第二次テキストである。既に論じたように、『定義』所収の「壹部限定版詩集〈世界ノ雛型〉目録」や、『コカコーラ・レッスン』の「タラマイカ偽書残闕」、あるいは『日本語のカタログ』のタイトル詩「日本語のカタログ」などは、それぞれの仕方によるブリコラージュによって、世界の原初性に迫ろうとした試みであった。

谷川は「発語の根はどこにあるのか」（『現代詩手帖』一九七二・一）において、「真の媒介者となるためには、その言語を話す民族の経験の総体を自己のうちにとりこみ、なおかつその自己の一端がある超越者「…」に向かって予見的に開かれていることが必要で、私はそういう存在からはほど遠いが作品をつくっているときの自分の発語の根が、こういう文章ではとらえきれないアモルフな自己の根源性（オリジナリティ）に根ざしているということは言えて、そこで私が最も深く他者と結ばれていると私は信じざるを得ないのだ」と述べており、同様の言葉がエッセー類に散見する。「発語の根」が「私」の根源性に由来し、そこで他者とも繋がるとする思想は、これまで見てきたような触発される詩、ブリコラージュされた詩、あるいはひらがな詩の本質的な原初性によって担保されるものだろう。

とはいえ、それによって果たして真に他者と結ばれるかどうかはまた別の問題である。谷川の作品は、必ずしも万人向けの調和主義的な詩ではない。そこには不気味な得体の知れなさが確実に宿り、読む者に無限の問い直しを要求する要素がある。それは美しい詩であり、抒情詩のように見えるが、その美しさはブリコラージュの美しさであり、粹付けされており、そこに見える「私」は触発によって発生したものにはかならない。だからこそ、語弊を恐れずに言えば、谷川の詩にはある種の〈わざとらしさ〉、あるいは、いわば商売物としての、こしらえられた詩という感触が

常につきまとっている。それと同時に、そこに認められる本質的な原初性は、いわば意味以前の不気味なものを介在させる。そのことは、『女に』などの女性との関係を描いたとされる作品や、父の死を取り上げた『世間知ラズ』においても貫徹されており、谷川の詩に見られる「私性」とは、一般にいう意味での「私」とは、もはや無関係であると言わなければならない。

最後に、このような谷川の様式を現代芸術として位置づける展望を示したい。筆者は前稿において、谷川の詩とウォーホルのポップ・アートとの関連について瞥見したところだが、谷川作品は基本的に現代芸術との親近性を認めることができる。音楽美学の国安洋は、フィードラー、ハイデッガー、ゼーデルマイヤー、オルテガあるいは竹内敏雄らを参照し、現代芸術の核心はもはや単純な美や快ではないと述べる。⁽⁴⁵⁾ 国安は現代芸術の代表的な様式特徴を、(1) 主観的・非合理的なものの直接的表出を旨とする「魂の叫喚」、(2) 技術やプログラミングを前面に押し出した「テクノイト」、(3) 物それ自体に芸術を還元した「オブジェ」、(4) そして制作(ポイエイン)ではなく行為(プラクティン)に特化した「パフォーマンス」に類別し、それらによって現代芸術はそれ以前の芸術一般と区別されるものとして論じている。この類別は有効性が高いと思われる。

具体的には、たとえば平井正は、ナチスとの関わりも取り沙汰されたレニ・リーフェンシュタールの作品、すなわちベルリン・オリンピックの記録映画『民族の祭典』(一九三八)『美の祭典』(同)や、『珊瑚の庭』(一九七八)『水中の驚異』(一九九〇)『ワンダー・アンダー・ウォーター 原色の海』(二〇〇二)などの海中写真集や映画、『ヌバ』(一九七三)『カウ・ヌバ』(一九七六)などのアフリカ黒人写真集などを評価して、そこに徹底した「表層美」「機能美」と、「呪物崇拜」つまりフェティシズムとを看取した。⁽⁴⁶⁾ あるいは河合政之は、ナム・ジュン・パイクのビデオアー

トに対して、「情報化された社会を過剰に模倣する」要素と、逆に「世界をパイクの作品の反映」として見る二重性を指摘し、これが「倦怠と戦慄の劇場」としてパイク作品を出現させると論じた。⁽⁴⁷⁾「オブジェ」として世界を露呈させるリーフェンシュタールの映像、「テクノイト」あるいは「パフォーマンス」としてビデオアートを展開したパイクの態度は、国安のまとめた現代芸術の様式に合流するものである。

もちろん、表面上、リーフェンシュタールともパイクともウォーホルとも、谷川の作品は似ても似つかない。そもそも、谷川作品に似たものを現代芸術に求めることが趣意ではない。ここでの課題は、谷川の詩的様式を定位するに相応しい語彙を、これらの現代芸術のストックから引き出すことにある。国安が挙げた様式特徴は、必要な変形を加えれば谷川の作品にも妥当するものであり、その意味で谷川俊太郎の文芸様式を、詩における現代芸術として定位する方向が見えてくるだろう。また、本稿でたびたび用いた本質的な原初性という観念を、次には突き詰めなければならない。

注

- (1) 中村三春「谷川俊太郎——テクストと百科事典——」(『フィクションの機構2』、二〇一五・二、ひつじ書房)。
- (2) 中村三春「谷川俊太郎と〈流用アート〉序説——『定義』『コカコーラ・レッスン』『日本語のカタログ』など——」(『北海道大学文学研究紀要』158、二〇一九・七)。
- (3) 小田茂一『流用アート論 一九二二—二〇一一年』(二〇二一・七、青弓社)。
- (4) 谷川俊太郎「インタビュー 言葉への通路・私への通路」(『現代詩手帖』一九八五・二)。
- (5) 谷川俊太郎「実作のカタログ」(『叢書文化の現在』I、一九八一・三、岩波書店、『ことばを中心に』、一九八五・五、草思社)。

序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩

207～208ページ。

- (6) 谷川俊太郎「世界へー an agitation」(『ユリイカ』一九五六・一〇、『世界へー』一九五九・一〇、弘文堂)。引用は『沈黙のまわり 谷川俊太郎エッセイ選』(二〇〇二・八、講談社文芸文庫)、40ページ、または『詩を考える 言葉が生まれる現場』(二〇〇六・六、思潮社、詩の森文庫)、71ページ。
- (7) 谷川俊太郎「ことはあそびの周辺」(『言語』一九七五・二二)。引用は『ことはを中心に』(前掲)、236～237ページ、または『詩を書くなぜ私は詩をつくるか』(二〇〇六・三、思潮社、詩の森文庫)、135～137ページ。
- (8) 谷川俊太郎・尾崎真理子「詩人なんて呼ばれて」(二〇一七・一〇、新潮社)、291ページ。
- (9) 「私」および「世間知ラズ」の解釈については、中村三春「谷川俊太郎——テキストと百科事典——」(前掲)においても論じている。
- (10) 宮澤賢治の文芸様式の根幹に「コロイド」モナド宇宙観」を看取したのは、大塚常樹『宮澤賢治 心象の宇宙論』(一九九三・八、朝文社)の高い功績である。
- (11) 谷川作品の「多様における統一」の困難については、中村三春「断片と連環の美学——谷川俊太郎『六十二のソネット』論序説——」(『武蔵野大学武蔵野文学館紀要』6、二〇一六・三)において論じている。
- (12) 谷川の著作リストについては、田原編「谷川俊太郎著書目録」(『谷川俊太郎詩選集』3、二〇〇五・八、集英社文庫)、および山田馨編「谷川俊太郎年譜」(『谷川俊太郎・山田馨』「ぼくはこうやって詩を書いてきた——谷川俊太郎、詩と人生を語る」、二〇一〇・七、ナナロク社)も参照。
- (13) 以下、詩の題名に添えてその詩の一節を付記する場合がある。
- (14) 谷川俊太郎・山田馨『ぼくはこうやって詩を書いてきた』(前掲)。
- (15) 同、276・279ページ。
- (16) なお、それ以前に谷川訳の『フレデリック ちよつとかわたたのねずみのはなし』と、『せかいいちのおきなうちりこうになったかたつむりのはなし』が、日本パブリッシングからそれぞれ一九六七年と六八年に刊行されているのは、『マザー・グースのうた』全五集(一九七五・七～一九七七・一一、草思社)、および『マザー・グース』全四冊(一九八一・七～一〇、講談社文庫)。
- (17) 同、306ページ。なお現在のところ、谷川によるマザー・グースの翻訳の大半が収録されているのは、『マザー・グースのうた』全五集(一九七五・七～一九七七・一一、草思社)、および『マザー・グース』全四冊(一九八一・七～一〇、講談社文庫)。

- (18) リチャード・スカリー『スカリーおじさんのマザー・グース』(一九七〇・一一、中央公論社、Richard Scarry, *Richard Scarry's best Mother Goose ever*)。同書の附録の表紙には「リチャード・スカリーの決定版マザー・グース(日本語対訳テキスト) 谷川俊太郎訳」と記載されている。
- (19) 鈴木直子「谷川俊太郎のマザー・グース翻訳の比較」(『マザーグース研究』7、二〇〇五・一一)。
- (20) 谷川俊太郎・山田馨『ぼくはこうやって詩を書いてきた』(前掲)、307ページ。
- (21) 中村三春「谷川俊太郎と〈流用アート〉序説」(前掲)。
- (22) 谷川俊太郎「マザー・グース 読みかた読まれかた」(『週刊読書人』一九七五・一二・二二)。引用は『ことばを中心に』(前掲)、244ページ、または『詩を読む 詩人のコスモロジー』(二〇〇六・九、思潮社、詩の森文庫)、244ページ。
- (23) 山田兼士「絵本」の詩学——『由利の歌』から『赤ちゃんから絵本』まで——(『谷川俊太郎の詩学』、二〇一〇・七、思潮社)。
- (24) 水間千恵「子どもの言葉を育む教材としての積み上げうた絵本の可能性——谷川俊太郎・作、和田誠・絵『これはのみのび』について——」、『川口短大紀要』30、二〇一六・一一)。
- (25) たとえば村上春樹の短編小説『蜂蜜パイ』(『神の子どもたちはみな踊る』(二〇〇〇・二、新潮社)において、四歳の少女沙羅が発する言葉の会話文では、沙羅が自分を「さら」と呼ぶようにひらがなで表記されたことが想起される。
- (26) ジュリア・クリステヴァ『ポリローグ』(一九七七、足立和浩訳、一九八六・五、白水社)。
- (27) 谷川俊太郎・山田馨『ぼくはこうやって詩を書いてきた』(前掲)、388～389ページ。
- (28) 同、634ページ。
- (29) 谷川俊太郎・田原・山田兼士『詩』を語る——ダイアローグ・イン・大阪2000～2003』(二〇〇三・六、澤標)、32ページ。
- (30) 谷川俊太郎・尾崎真理子『詩人なんて呼ばれて』(前掲)、330～331ページ。
- (31) 谷川俊太郎『ひとりひとりすくと立って 谷川俊太郎・校歌詞集』(二〇〇八・一〇、澤標)には、発行当時までに作られた全二四〇編の校歌のうち四四編が収録されている。
- (32) 林光「校歌こう書こうか——職人 谷川俊太郎——」(『現代詩手帖』一九八五・二、特装版現代詩読本『谷川俊太郎のコスモロジー』、

序説・現代芸術としての谷川俊太郎の詩

一九八八・七、思潮社。

(33) 谷川俊太郎・尾崎真理子『詩人なんて呼ばれて』(前掲)、10ページ。

(34) 中村三春『谷川俊太郎——テキストと百科事典——』(前掲)。

(35) 北川透「幸福感という秘密——谷川俊太郎の〈私〉——」『現代詩手帖』二〇〇八・四。

(36) 四元康祐『言語本位』の稜線——『定義』から『コカコーラ・レッスン』『日本語のカタログ』へ——(『谷川俊太郎学 言葉と沈黙』、二〇一一・一二、思潮社)、303ページ。

(37) 秋山さと子『プリコラージュ・詩・箱庭療法——心の『いやし』の新しい可能性——』(『現代詩手帖』一九八五・二、『谷川俊太郎のコスモロジー』、前掲)。

(38) クロード・レヴィ・ストロース「野生の科学」(『野生の思考』、一九六二、大橋保夫訳、一九七六・三、みすず書房)。

(39) 大岡信・谷川俊太郎『詩の誕生』(『エナジー対話』1、一九七五・五、エッソスタンダード、一九七五・一〇、読売新聞社、二〇〇四・七、思潮社)、72・75〜76ページ。

(40) 谷川俊太郎・山田馨『ぼくはこうやって詩を書いていた』(前掲)、489ページ。

(41) 岡田和也「クレーへの重奏——詩人はクレーのように、クレーは詩人のように——」(『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』149、二〇一二・一二)。

(42) 望月あすか「詩と絵画について——谷川俊太郎とバウル・クレー——」(『国際関係・比較文化研究』4—1、二〇〇五・九)。

(43) 中村三春『谷川俊太郎と〈流用アート〉序説』(前掲)。

(44) 「発語の根はどこにあるのか」(『現代詩手帖』一九七二・一、前掲『詩を考える』)、81ページ。

(45) 国安洋『《藝術》の終焉』(一九九一・七、春秋社)。

(46) 平井正『レニ・リーフェンシュタール——20世紀映像論のために』(一九九九・九、晶文社)、251〜254ページ。

(47) 河合政之「リフレクシオンとしての世界——ナム・ジュン・パイク——」(『リフレクシオン——ヴィデオ・アートの実践的美学』、二〇一八・一一、水声社)、252ページ。

本稿は二〇一九年一月三〇日、北海学園大学において開催された二〇一九年度日本比較文学会北海道大会において行われた、「谷川俊太郎における『私』——海外文化との交点において——」と題する口頭発表を基にしたものである。

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

井 上 敬 介

序

本論は、昭和戦前期の北海道第4区、すなわち、室蘭市と空知、胆振、浦河（日高）支庁管内町における普通選挙（1928年2月の第1回普通選挙から1937年4月の第5回普通選挙まで）の得票数を検討することで、道央南東部の政治状況が二大政党（立憲政友会と立憲民政党）の競合の時代から、非政民勢力が二大政党の地盤を侵食する時代へと移行していったことを明らかにする。

道央南東部は内陸部の空知地方、室蘭、胆振、浦河（日高）地方（太平洋側の地域）で構成される、道内最大の激戦区だった。北海道第4区は道内唯一の5人区であり、政党内閣崩壊以降には非政民勢力の進出が顕著となった地域だった¹。上記のことを前提に、本論は北海道第4区に着目し、衆議院議員選挙（第1～5回普通選挙）ごとに、候補者と政党の得票数を明らかにする²。

北海道第4区について、1928年2月24日の『北海タイムス』は第1回普通選挙の終了直後、「一市三支庁管内に亘る本道最大の選挙区」と評した。2月6日の同紙は「空知一団の鉱山地帯より、室蘭、苫小牧の工場街に漂ふ煤煙の中には、二百余人の鉱山労働者と、四千人の工場労働者が新興勢力の行進曲を奏で睥睨している」と評していた³。こうした条件は政党内閣崩壊以降、非政民勢力の台頭を可能にする。本論が着目するのは、1937年4月の第5回普通選挙において、非政民勢力の赤松克麿と北勝太郎が当選していたことで

ある。赤松は第1, 2回普通選挙時点において無産政党右派の社会民衆党の指導者であったが、満州事変とともに国家社会主義に転向し、政党内閣崩壊以降には日本主義を標榜していた⁴。1936年2月の第4回普通選挙において赤松は北海道第4区から立候補して落選したが、第5回普通選挙では国民協会の候補として1位当選を果たす。他方、産業組合青年連盟（産青連）の北は党派に所属せず、「農民代表」として、第4, 5回普通選挙において連続当選を果たした。北は空知農業学校出身で、北海道信用購買販売組合連合会（北連、現在はホクレン）理事や空知郡農会会長を務めた経歴があり、1918年から奈井江が分村する1944年まで、砂川町農会長として、農業の経営改善（畜産指導）に尽力した⁵。有馬学氏が明らかにしたように、北は日本革新農村協議会（革農協）の地方組織化過程において北海道における指導者となり、1938年9月5日に立憲協同党を結党する⁶。革農協が近衛新党運動に積極関与したことを踏まえると、北の進出は二大政党への挑戦という観点から着目される必要がある。なお、1942年4月の翼賛選挙において、北は北海道第4区から非推薦候補として当選した。戦後に視点を移すと、1962年7月の参議院議員選挙において農協関係者の中で唯一人、無所属で当選したのは、北海道選出の小林篤一だった⁷。戦前の小林（美唄町）が北連の理事であり、北の同志だったことを考慮すると⁸、戦前の北の考察は戦後の農民政治力結集運動の観点からも重要だろう。

空知支庁管内は太平洋側の地域と比較して、赤松と北に象徴されるように、非政民勢力の進出が顕著となった地域だった。そこで、本章では、空知支庁管内町村を南空知地方（岩見沢、夕張、美唄町と北、栗沢、幌向、長沼、由仁、角田、三笠山、月形村）、中空知地方（砂川、滝川町と歌志内、赤平、芦別、江部乙、浦臼、新十津川、雨竜村）、北空知地方（深川町と音江、一己、納内、多度志、妹背牛、秩父別、沼田、幌加内、北竜村）に区分し、各地方の政治状況を検討する⁹。

上記のことを通して、昭和戦前期の北海道の「革新」勢力の動向を解明する作業の一助とする¹⁰。

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

〔表1〕 第1～5回普通選挙における北海道第4区の候補者別得票数

候補者名	所属	結果	室蘭市	空知支庁	胆振支庁	浦河(日高)支庁	合計
第1回普通選挙							
板谷順助	政	当選	1,760	4,337	3,469	2,444	12,010
松実喜代太	政	当選	80	8,728	394	420	9,622
岡本幹輔	民	当選	4,900	1,191	1,963	198	8,252
檀野礼助	中	当選	1,223	4,147	1,920	668	7,958
神部為蔵	民	当選	6	7,365	7	9	7,387
手代木隆吉	民	落選	342	562	4,150	2,177	7,231
岡田春夫	民	落選	4	5,923	9	0	5,936
山本市英	民	落選	2	5,583	32	1	5,618
木田茂晴	労農	落選	125	3,915	196	83	4,319
菅舜英	中	落選	89	2,899	886	112	3,986
石黒長平	政	落選	10	3,666	32	2	3,710
第2回普通選挙							
手代木隆吉	民	当選	1,243	2,591	7,117	5,060	16,011
板谷順助	政	当選	2,140	6,134	3,520	1,440	13,234
神部為蔵	民	当選	134	10,566	336	135	11,171
松実喜代太	政	当選	30	10,427	209	217	10,883
岡田春夫	民	当選	78	9,854	174	145	10,251
山本市英	民	落選	65	8,286	282	10	8,643
岡本幹輔	民	落選	4,449	1,171	1,730	400	7,750
菅舜英	中	落選	387	2,872	1,233	406	4,898
木田茂晴	労農	落選	110	2,757	171	53	3,091

第 3 回普通選挙							
板谷順助	政	当選	1,842	9,304	4,270	2,550	18,166
松実喜代太	政	当選	26	12,027	680	534	13,267
山本市英	民	当選	990	10,489	970	92	12,541
松尾孝之	中	当選	786	8,766	1,510	634	11,696
手代木隆吉	民	当選	1,012	1,410	4,698	3,525	10,645
岡田春夫	民	落選	633	8,970	420	67	10,090
南条徳男	政	落選	2,596	1,259	3,042	1,556	8,453
神部為蔵	民	落選	938	5,675	230	228	7,071
第 4 回普通選挙							
手代木隆吉	民	当選	2,198	1,870	7,201	6,064	17,333
岡田春夫	民	当選	1,055	11,295	389	117	12,856
南条徳男	政	当選	4,426	1,519	3,382	1,000	10,327
深沢吉平	民	当選	342	8,955	322	52	9,671
北勝太郎	中	当選	35	7,994	919	595	9,543
板谷順助	政	落選	1,213	3,686	2,047	2,122	9,068
赤松克磨	中	落選	1,225	4,940	1,471	340	7,976
松尾孝之	政	落選	125	6,324	251	101	6,801
山本市英	政	落選	54	5,319	212	59	5,644
東英治	政	落選	29	4,206	74	82	4,391
松実喜代太	政	落選	48	3,624	267	192	4,131

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

第5回普通選挙							
赤松克磨	国協	当選	2,357	10,560	2,717	954	16,588
手代木隆吉	民	当選	902	1,158	6,491	5,853	14,404
北勝太郎	中	当選	123	9,061	1,525	1,338	12,247
岡田春夫	民	当選	252	8,516	225	147	9,140
南条徳男	政	当選	2,779	828	3,099	1,303	8,009
松尾孝之	政	落選	257	6,095	882	580	7,814
深沢吉平	民	落選	32	7,259	283	74	7,648
東英治	政	落選	27	6,101	84	129	6,341
山本市英	政	落選	27	5,736	140	89	5,992
岡本幹輔	民	落選	3,874	220	619	126	4,839

[表 2] 北海道第 4 区における政党別得票数

室蘭市	政	民	他	空知支庁	政	民	他
(1)	1,850	5,254	1,437	(1)	16,731	20,624	10,961
(2)	2,170	5,969	497	(2)	16,561	32,468	5,629
(3)	4,464	3,573	786	(3)	22,590	26,544	8,766
(4)	5,895	3,595	1,260	(4)	24,678	22,120	12,934
(5)	3,090	5,060	2,480	(5)	18,760	17,153	19,621
胆振支庁	政	民	他	浦河(日高)支庁	政	民	他
(1)	3,895	6,161	3,002	(1)	2,866	2,385	863
(2)	3,729	9,639	1,404	(2)	1,657	5,750	459
(3)	7,922	6,318	1,510	(3)	4,640	3,912	634
(4)	6,233	7,912	2,390	(4)	3,556	6,233	935
(5)	4,205	7,618	4,242	(5)	2,101	6,200	2,292

(注) [表 1]～[表 2] において、「政」は立憲政友会、「民」は立憲民政党、「労農」は労働農民党、「中」は中立、「国協」は国民協会を指す。[表 2]～[表 7] において、(1)～(5) は第 1 回から第 5 回までの普通選挙を指す。いずれも、「第十六回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1928 年)、「第十七回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1930 年)、「第十八回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1932 年)、「第十九回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1936 年)、「第二十回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1937 年) から作成した。なお、第 1, 2, 3 回は浦河支庁、第 4, 5 回は日高支庁。

第 1 章 政党内閣期における北海道第 4 区

第 1 節 1928 年 2 月の第 1 回普通選挙と非政民勢力

第 1 回普通選挙(田中義一政友会内閣が実施)における北海道第 4 区の当選者は政友会の板谷順助(前代議士、板谷合名会社常務取締役、小樽市)と松実喜代太(前代議士、無職、札幌市)、民政党の岡本幹輔(元代議士、木材業、室蘭市)と神部為蔵(前代議士、土木請負業、滝川町)、中立の壇野礼助(元三井物産会社、元北海道炭坑汽船株式会社業務課長、日魯漁業株式会社専務取締役、東京府)である。落選者は民政党の手代木隆吉(前代議士、弁護士、東京府)、岡田春夫(道議、土木請負業、美唄町)、山本市英(道議、薪

炭商，岩見沢町），労働農民党の木田茂晴（弁護士，札幌市），中立の菅舜英（日本農民党所属，僧侶，安平町），政友会の石黒長平（元代議士，味噌醬油製造業，岩見沢町）である（〔表1〕）。

まず，1926年に内務省警保局が作成した「改正法ニ依ル第一回総選挙予想調査」から，候補者の選挙地盤と実力を概観する。政友会に着目すると，板谷は「第一区又は第四区」とされ，「貴族院多額議員板谷宮吉ノ義兄ニシテ実業家方面ニ相当信望アリ，本人ハ板谷家ノ投資関係スル第四区，浦河支庁管内ニハ信望厚キヲ以テ同方面ヨリ，出馬ノ希望を有スル如シ」，「第一区に於テハ当選見込ナシ。第四区ニ於テハ当落不明」，松実は「多年政友会員トシテ党内ニ相当重キヲナシ，選挙区タル樺戸郡，空知郡内ニ最も厚シ」，「当選確実」と評されている。民政党（当時は憲政会候補）に着目すると，岡本は「日本製鋼所職工間及市内一般ニ相当アリ」，「当落不明」，神部は「居町ヲ中心トシテ空知支庁管内憲政派重鎮トシテ，一般黨員其ノ他ニ相当信望アリ」，「当選確実」，手代木は「胆振，浦河支庁管内に相当アルモ其ノ他ニナシ」，「当落不明」と評されている。政友本党に所属していた岡田は「道会議員トシテ空知郡夕張郡内ニ稍有リ」，「当選見込ナシ」であり¹¹，檀野，山本，木田，菅，石黒の分析はない。

政友会と民政党の獲得議席数は同数（2対2）だが，政党別得票結果に着目すると，民政党は野党であるにもかかわらず，政友会を上回った。まず，室蘭市において，民政党の得票は政友会を圧倒している。空知，胆振支庁管内では民政党が政友会を上回る一方で，浦河支庁管内では政友会が民政党を上回った（〔表2〕）。

まず，空知支庁管内における政党の得票を地方別に整理する。南空知地方に着目すると，美唄町と北，栗沢，由仁，角田，三笠山村では民政党，岩見沢町と幌向，長沼，月形村では政友会が上回っている。夕張町では，「その他」の得票が政民両党を上回った（〔表3〕）。民政党の得票の合計は12,514票で，6,488票の政友会を大きく上回った。「その他」は政友会を上回る7,577票の得票を得た。中空知地方に着目すると，滝川町と歌志内，芦別村では民政党，砂川，赤平，江部乙，浦臼，新十津川，雨竜村では政友会が上回った（〔表4〕）。

民政党の得票の合計は5,374票で、5,942票の政友会を僅かに下回った。「その他」の得票は2,436票である。北空知地方に着目すると、音江、納内村では民政党、深川町、一己、多度志、妹背牛、秩父別、沼田、幌加内、北竜村では政友会が上回った（〔表5〕）。政友会の得票の合計は4,301票で、2,736票の民政党を大きく上回った。「その他」の得票は僅か948票である。南空知は民政党、北空知は政友会が優勢であり、中空知では政民両党が拮抗していた。

胆振支庁管内では、苫小牧、伊達町と厚真、虻田、壮瞥、徳舜瞥、鷗川、幌別、似湾村において民政党、洞爺、弁辺、白老村において政友会が上回った。菅の地元の安平村では「その他」の得票が政民両党を上回っている（〔表6〕）。浦河支庁管内では、右左府、門別、様似、幌泉村において民政党、浦河町と平取、新冠、静内、三石、荻伏村において政友会が上回った（〔表7〕）。

ここで視点を換えて、候補者別の得票数を検討する。室蘭市に着目すると、民政党は岡本、政友会は板谷に集票した（〔表1〕）。まず、南空知地方に着目すると、民政党は岩見沢町と三笠山村において山本、美唄町において岡田に集票したが、上記以外の町村では同士討ちとなった。政友会は岩見沢町と三笠山村において石黒、幌向、月形村において松実を集票したが、上記以外の町村では3者に得票が分散した。中空知地方に着目すると、民政党は砂川、滝川町と歌志内、江部乙、新十津川、雨竜村において神部、浦臼村において岡田に集票した。政友会は滝川町と江部乙、浦臼、新十津川、雨竜村において松実に集票した。北空知地方に着目すると、民政党は音江、一己、多度志、妹背牛、秩父別、沼田、北竜村において神部、幌加内村において岡田に集票した。政友会は音江、納内、秩父別、幌加内村において松実に集票したが、上記以外の町村では松実と板谷の同士討ちとなった¹²。上記のことから、政民両党ともに空知支庁管内（特に、南空知地方）の集票が成功していないことがわかる。胆振支庁管内に着目すると、民政党は伊達町と虻田、弁辺、洞爺、壮瞥、徳舜瞥村において手代木に集票したが、上記以外の町村では手代木と岡本の同士討ちとなった。対照的に、政友会は全町村において板谷に集票した。浦河支庁管内に着目すると、民政党は手代木、政友会は板谷に集票

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

〔表3〕 南空知地方の町村における政党別得票数

岩見沢町	政	民	他	北村	政	民	他	栗沢村	政	民	他
(1)	1,706	1,499	171	(1)	183	207	56	(1)	473	1,323	710
(2)	1,050	2,537	188	(2)	131	374	31	(2)	748	1,671	171
(3)	1,638	2,441	195	(3)	284	316	7	(3)	831	1,301	600
(4)	3,176	1,001	732	(4)	224	248	187	(4)	1,183	923	562
(5)	3,044	485	683	(5)	194	197	170	(5)	800	610	1,147
幌向村	政	民	他	長沼村	政	民	他	由仁村	政	民	他
(1)	290	121	14	(1)	627	496	496	(1)	286	772	158
(2)	269	163	14	(2)	467	949	279	(2)	220	905	102
(3)	358	209	10	(3)	761	887	184	(3)	331	879	164
(4)	373	141	117	(4)	1,005	437	421	(4)	384	621	385
(5)	293	108	142	(5)	720	310	553	(5)	222	441	1,079
角田村	政	民	他	夕張町	政	民	他	三笠山村	政	民	他
(1)	457	782	777	(1)	978	2,499	3,496	(1)	355	1,430	913
(2)	465	1,380	207	(2)	2,059	5,548	1,127	(2)	601	2,260	272
(3)	607	1,166	482	(3)	806	2,502	4,381	(3)	797	1,762	777
(4)	878	795	639	(4)	5,184	1,196	882	(4)	1,679	1,295	753
(5)	739	647	865	(5)	4,617	719	1,832	(5)	1,401	877	1,764
美唄町	政	民	他	月形村	政	民	他				
(1)	753	3,258	580	(1)	380	127	206				
(2)	625	4,242	472	(2)	293	333	93				
(3)	1,220	4,567	181	(3)	359	371	35				
(4)	717	4,091	1,193	(4)	305	330	147				
(5)	375	3,354	1,834	(5)	188	279	224				

(注) 北村、栗沢町は、岩見沢市に編入(2006年)。角田村、栗山町に改称(1949年)。幌向村、南幌町に改称(1962年)。三笠山村、三笠町に改称(1942年)。

[表 4] 中空知地方の町村における政党別得票数

砂川町	政	民	他	歌志内村	政	民	他	赤平村	政	民	他
(1)	1,223	992	361	(1)	391	1,007	646	(1)	626	440	118
(2)	1,267	1,496	366	(2)	581	1,579	417	(2)	486	922	116
(3)	1,902	1,186	322	(3)	624	1,286	814	(3)	651	980	103
(4)	1,018	962	1,709	(4)	826	1,119	456	(4)	445	747	388
(5)	598	753	2,076	(5)	380	889	916	(5)	253	410	642
芦別村	政	民	他	滝川町	政	民	他	江部乙村	政	民	他
(1)	630	773	342	(1)	456	1,349	111	(1)	368	278	159
(2)	618	884	305	(2)	444	1,487	97	(2)	312	427	142
(3)	933	815	118	(3)	909	1,154	21	(3)	558	363	66
(4)	536	883	350	(4)	694	1,122	353	(4)	243	415	346
(5)	277	754	662	(5)	543	821	542	(5)	149	286	479
浦臼村	政	民	他	新十津川村	政	民	他	雨竜村	政	民	他
(1)	450	168	94	(1)	1,355	293	330	(1)	443	74	275
(2)	367	315	71	(2)	1,227	507	238	(2)	283	281	240
(3)	474	352	2	(3)	1,724	343	8	(3)	635	210	17
(4)	354	132	389	(4)	1,542	268	360	(4)	401	203	317
(5)	283	115	406	(5)	1,471	180	442	(5)	272	189	367

(注) 奈井江村，砂川町から独立（1944 年）。上砂川町，砂川町と歌志内町から分立（1949 年）。江部乙町，滝川市に合併（1971 年）。

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

[表5] 北空知地方の町村における政党別得票数

深川町	政	民	他	音江村	政	民	他	一己村	政	民	他
(1)	737	470	142	(1)	188	547	173	(1)	447	107	65
(2)	665	587	137	(2)	170	716	100	(2)	327	309	60
(3)	905	479	86	(3)	416	579	14	(3)	597	183	33
(4)	575	807	280	(4)	103	950	39	(4)	245	502	139
(5)	351	720	424	(5)	59	917	75	(5)	98	530	210
納内村	政	民	他	多度志村	政	民	他	妹背牛村	政	民	他
(1)	132	297	26	(1)	429	268	22	(1)	374	259	230
(2)	188	305	39	(2)	389	436	32	(2)	376	482	101
(3)	367	191	10	(3)	578	312	0	(3)	631	373	27
(4)	90	355	173	(4)	358	370	126	(4)	264	528	287
(5)	48	344	205	(5)	200	373	191	(5)	169	395	451
秩父別村	政	民	他	沼田村	政	民	他	幌加内村	政	民	他
(1)	487	281	44	(1)	457	240	95	(1)	450	156	39
(2)	380	463	33	(2)	449	395	61	(2)	550	282	47
(3)	550	348	1	(3)	880	462	54	(3)	744	343	33
(4)	336	497	101	(4)	504	509	459	(4)	695	462	196
(5)	157	493	193	(5)	239	349	746	(5)	466	451	335
北竜村	政	民	他								
(1)	600	111	112								
(2)	554	233	71								
(3)	720	184	21								
(4)	341	211	448								
(5)	154	157	666								

(注) 音江, 一己, 納内村は深川市に合併(1963年)。多度志町は深川市に編入(1970年)。

〔表 6〕 胆振支庁管内町村における政党別得票数

苫小牧町	政	民	他	伊達町	政	民	他	徳舜瞥村	政	民	他
(1)	667	1,607	647	(1)	317	1,372	254	(1)	89	109	8
(2)	844	2,205	250	(2)	181	1,890	80	(2)	32	153	2
(3)	1,681	1,347	369	(3)	759	1,387	148	(3)	94	116	0
(4)	1,372	1,529	586	(4)	533	1,840	82	(4)	68	147	13
(5)	799	1,347	1,132	(5)	323	1,683	239	(5)	67	154	29
厚真村	政	民	他	安平村	政	民	他	虻田村	政	民	他
(1)	394	445	172	(1)	263	283	707	(1)	189	208	192
(2)	325	746	80	(2)	268	543	559	(2)	230	345	44
(3)	776	514	125	(3)	648	665	121	(3)	449	222	80
(4)	502	460	319	(4)	469	540	587	(4)	329	400	112
(5)	301	480	627	(5)	345	488	627	(5)	137	453	213
洞爺村	政	民	他	壮瞥村	政	民	他	幌別村	政	民	他
(1)	250	144	142	(1)	170	345	39	(1)	337	367	221
(2)	167	308	12	(2)	107	562	13	(2)	266	763	74
(3)	362	143	0	(3)	282	412	43	(3)	610	352	174
(4)	239	218	48	(4)	198	760	46	(4)	618	474	78
(5)	124	281	111	(5)	182	661	160	(5)	422	558	179
弁辺村	政	民	他	豊浦村	政	民	他	鵠川村	政	民	他
(1)	451	407	153					(1)	283	302	169
(2)	368	684	81					(2)	293	424	104
(3)	627	327	291					(3)	563	284	52
				(4)	393	719	172	(4)	411	283	203
				(5)	335	615	250	(5)	322	306	281
似湾村	政	民	他	穂別村	政	民	他	白老村	政	民	他
(1)	252	355	81					(1)	233	217	217
				(2)	351	484	69	(2)	297	532	36
				(3)	490	202	92	(3)	651	347	15
				(4)	501	230	87	(4)	600	312	57
				(5)	389	216	179	(5)	459	376	162

(注) 徳舜瞥村，大滝村に改称（1950 年）。大滝村，伊達市に編入（2006 年）。虻田町，洞爺村，合併して洞爺湖町となる（2006 年）。幌別町，登別町に改称（1961 年）。弁辺村，豊浦村に改称（1932 年）。似湾村，穂別村に改称（1929 年）。鵠川，穂別町，合併してむかわ町となる（2005 年）。

〔表7〕 浦河（日高）支庁管内町村における政党別得票数

右左府村	政	民	他	門別村	政	民	他	平取村	政	民	他
(1)	37	108	15	(1)	422	448	226	(1)	248	158	39
(2)	38	132	9	(2)	369	935	65	(2)	141	446	65
(3)	137	97	0	(3)	823	494	305	(3)	418	281	81
(4)	87	167	16	(4)	629	858	150	(4)	520	657	94
(5)	53	190	50	(5)	291	859	348	(5)	361	631	239
新冠村	政	民	他	静内村	政	民	他	三石村	政	民	他
(1)	177	123	27	(1)	574	240	116	(1)	327	326	24
(2)	64	277	10	(2)	231	793	163	(2)	201	822	21
(3)	178	162	91	(3)	796	546	78	(3)	447	709	15
(4)	183	229	38	(4)	523	825	202	(4)	291	939	123
(5)	90	280	80	(5)	341	886	412	(5)	161	981	304
荻伏村	政	民	他	浦河町	政	民	他	様似村	政	民	他
(1)	237	94	49	(1)	536	268	227	(1)	179	346	44
(2)	151	285	19	(2)	291	866	50	(2)	106	541	35
(3)	352	173	3	(3)	849	501	47	(3)	398	362	9
(4)	166	205	158	(4)	642	927	114	(4)	400	551	31
(5)	89	215	238	(5)	435	800	311	(5)	183	567	183
幌泉村	政	民	他								
(1)	129	274	96								
(2)	65	653	22								
(3)	242	587	5								
(4)	115	875	9								
(5)	97	751	127								

(注) 右左府村，日高村に改称（1943年）。日高町，門別町と合併して日高町となる（2006年）。静内村に町制施行（1931年）。静内，三石町，合併して新ひだか町となる（2005年）。荻伏村，浦河町に編入（1956年）。幌泉町，えりも町に改称（1970年）。

している。板谷の勝因は太平洋地方における集票にあった。

このように、政友会は室蘭市、胆振、浦河支庁管内において板谷、中空知、北空知地方において松実に集票し、1、2位を独占した。室蘭市の政友会員が小樽市の実業家の板谷を擁立したのは、1927年7月の衆議院議員補欠選挙である。室蘭市の政友会員は1924年1月の栗林五朔の政友本党入りの結果、室蘭政交倶楽部から、室蘭同志会に改称していた。1927年5月の栗林の病死の結果、室蘭同志会は民政党（同年6月結党）に参加せず、政友会に復帰し、板谷の擁立を決定した。『北海道地方政党盛衰記』は「栗林氏の本党入りを是認した以上は、床次竹二郎が政友本党を率ひて憲政会と合同し、立憲民政党を組織した際に、室蘭同志会は憲政倶楽部と合一し、室蘭民政倶楽部の名の下に大同団結するのが当然であるが、多年に亘る地方的対立は、中央の合縦連衝に依つて、俄かに釈然たる合同をなすは不可能に属する」と述べている。他方、室蘭憲政倶楽部は、「党員を挙げて民政党に入党する事となり、名も室蘭民政倶楽部と改めて」民政党公認候補の岡本を推薦した¹³。補欠選挙において板谷は岡本を破って初当選を果たすが、その背景には室蘭同志会の支援があった。板谷の1位当選の背景として、日高地方からの支持も看過できない。板谷には日高拓殖鉄道株式会社の社長として、静内村までの鉄道敷設に尽力した経緯があった¹⁴。選挙戦において、板谷は「産業立国の大方針に基づき」、「道路港湾河川等の改良修築」、「交通通信機関の改善」、「鉄道網の普及」を政策に掲げており¹⁵、このことは、地方有権者を惹きつけたと考えられる。

1928年2月の第1回普通選挙に視点を戻すと、民政党は室蘭市の得票を活かし、岡本が3位当選を果たしたが、手代木が胆振支庁管内の得票を固められず、落選した¹⁶。他方、2月6日の『北海タイムス』は「手代木君、胆振が郷里であるとしても、東京に本居があるため、輸入候補として前回の選挙には相当苦労した模様である」と評していた¹⁷。地元候補でないことが手代木の敗因として挙げられる。手代木が当選するためには空知支庁管内に進出する必要があったが、同地方への進出を自重したのは民政党候補が濫立していたためである。さらに、手代木は「各種社会政策を実行して労務者生活の向

上を図り、労資関係の合理化を促進せしむる事を期す」ことを掲げていたが、中立の壇野も「社会政策を確立し、国民生活の向上安定を期す」を政策の冒頭に掲げており¹⁸、政策の独自性を打ち出せなかったことも敗因だろう。

空知地方に着目すると、民政党では党内の政友本党系が岡田を急遽、擁立したため¹⁹、3候補（岡田、山本、神部）との競合となった。1924年5月の第15回衆議院議員総選挙において、政友本党（清浦奎吾内閣の与党）は桜井良三（美唄町の前身の沼貝村村議）を旧第7区（空知支庁管内、当時は小選挙区制）に擁立したが、政友会の松実と憲政会の神部に敗れた。桜井の後継者の岡田と神部の間では前回選挙の遺恨があっただろう。その上、岡田の地盤は南空知地方であり²⁰、同一地盤の山本（非公認候補）との競合は避けられなかった。中空知、北空知地方に着目すると、1月30日の深川民政同志会（北空知地方10町村の民政党員）は神部の推薦を決定した。このことは、深川政友倶楽部が松実の応援を決定しながら、板谷と石黒の応援も行っていたことと対照的である。神部は中空知、北空知地方において集票し、5位当選を果たしたが、岡田と山本は落選した。

ここで着目したいのは、無産政党候補の木田（労働農民党）と菅（日本農民党）の合計得票数が全候補者中、3位だったことである（〔表1〕）。統一候補の擁立に成功していれば、無産政党所属の北海道選出代議士が誕生した可能性は高い²¹。木田は長沼、三笠山、月形、雨竜、音江村において得票数2位、夕張町と新十津川、妹背牛村において3位を獲得した。菅は安平村において得票数1位、角田村において2位、雨竜村において3位となっている。さらに、4位当選の壇野（中立）は夕張町において得票数1位、栗沢、歌志内、虻田、白老村において2位であり²²、道央南東部には二大政党に包摂されていない有権者が多数、存在していたことがわかる。2月24日の『北海タイムス』は「壇野氏は十一名の候補者中で、一番立ち遅れであり、如何に背後に三井系統あるにせよ、当選圏に接近する事は寧ろ無謀且不可能と観られたるにも拘らず、当選の列に加はつた事は三井系の潜勢力が如何に根深きと候補者の人格識見に期待せるかが窺はれる」と評しており²³、空知地方の諸炭鉱に影響力を持つ三井財閥の意向が壇野の当選に作用したことを伺わせる。

1928年2月の第1回普通選挙における民政党の最大の失敗は、南空知地方における豊富な得票を同士討ちによって活かすことができなかったことにある。例えば、夕張町において、民政党の得票は5候補に分散されている（岡本897票、岡田556票、神部410票、手代木371票、山本265票）²⁴。このことは同地方において非政民勢力が政友会を上回る得票を獲得していたことと同様、1937年4月の第5回普通選挙における赤松と北の進出の前提として重要であろう。

第2節 1930年2月の第2回普通選挙と二大政党化の進展

第2回普通選挙において、浜口雄幸内閣の与党の民政党は1議席増の3議席、野党の政友会は現状を維持し、2議席を獲得した。民政党は前回選挙において落選した手代木が1位、前代議士の神部が3位、道議の岡田（非公認）が5位当選を果たした。だが、民政党では候補者乱立の結果、道議の山本（非公認）と前代議士の岡本が落選した。政友会は前代議士の板谷と松実に候補者を限定し、両者は3、4位当選を果たした。中立（社会民衆党に所属）の菅と労働農民党の木田の合計得票数は前回選挙と異なり、当選権圏内に入っていない（〔表1〕）。

民政党の得票は、室蘭市、空知、胆振、浦河支庁管内において政友会を上回り（〔表1〕）、南空知地方では幌向村を除く全町村において、民政党の得票が政友会を上回った（〔表3〕）。民政党の得票の合計は20,362票で、6,928票の政友会を大きく上回った。「その他」の得票は2,956票であり、前回選挙を下回っている。中空知地方では浦臼、新十津川、雨竜村を除く全町村において、民政党の得票が政友会を上回っている（〔表4〕）。民政党の得票の合計は7,898票で、5,585票の政友会を上回った（「その他」は1,992票）。北空知地方に着目すると、音江、納内、多度志、妹背牛、秩父別村では民政党、深川町、一己、多度志、沼田、幌加内、北竜村では政友会が上回った（〔表5〕）。民政党の得票は4,208票で、4,048票の政友会を僅かに上回った。他方、「その他」は681票にすぎず、二大政党化の進展が見られる。胆振、浦河支庁管内では政友会が全町村において民政党を上回った（〔表6〕〔表7〕）。前回選

挙同様、菅の地元の安平村では「その他」の得票が政民両党を上回っている（〔表6〕）。

ここで、候補者別の得票数から、選挙結果を検討する。室蘭市に着目すると、民政党は手代木が得票を伸ばす一方で、前回選挙ほど、岡本への集票に成功していない（〔表1〕）。手代木は室蘭市において小学校長を務めた経歴があり、教え子が「恩師会」を結成し、室蘭革新会とともに手代木を推していた²⁵。手代木の進出を受け、岡本は落選した。対照的に、政友会は板谷への集票に成功している（〔表1〕）。

南空知地方に着目すると、民政党は岩見沢町において山本、美唄町において岡田、政友会は岩見沢町、北、栗沢、幌向、長沼村において松実、美唄町と由仁、角田村において板谷に集票した。ここで重要なのは、手代木が前回選挙と異なり、南空知地方に進出していることである。手代木は、美唄町と由仁、長沼、角田村において得票数を伸ばし、夕張町では得票数1位（1,480票）となった。この結果、岡田、山本との同士討ちとなったが、岡田は北村において得票数1位、夕張町と三笠山、由仁、角田、月形村において2位となり²⁶、5位当選を果たした。1月30日の『小樽新聞』は「第四区中、各派の地盤協定があるとしても夕張町は中央に位し、この票田だけは取り放題であるだけ、勢ひ血眼になるであらうし、有権者は室蘭市に匹敵する」と報じており²⁷、手代木の勝因が夕張町の得票にあったことは明らかである。中空知地方に着目すると、民政党は滝川町と芦別、新十津川、江部乙村において神部、政友会は滝川町と江部乙、浦臼、新十津川、雨竜村において松実に集票した。北空知地方に着目すると、民政党は深川町と音江、納内、妹背牛村において神部、一己村において岡田、政友会は音江、妹背牛、秩父別、幌加内村において松実に集票した²⁸。神部は前回選挙と同様、中空知、北空知地方における多くの町村で集票し、3位当選を果たした。神部の選挙運動の中心となったのは、滝川民政倶楽部だった。他方、政友会は松実に集票することで、中空知、北空知地方における農村票を活かすことに成功した。2月2日、深川町における「空知北部十ヶ町村政友派有志会」は松実の支持を決定しており²⁹、北空知地方の政友会の結束力がわかる。民政党道議の深沢吉平

(音江村)は、「浜口さんは真面目な政治家で、財政にも明るい立派な政治家だが、東大出の秀才で、秀才街道の財政畑のみ歩いてきたので、残念ながら貧乏人の生活がわかっていない。国際経済さえ正常になれば、万般の生活問題、社会問題が正常化すると思っ込んでいるようだが、農業をしながら餓えている農民の姿を見ると、政治の大本から逸脱しているように見えて仕方ない」と評していたが³⁰、選挙結果を見ると、空知地方の農村において、浜口内閣の金解禁政策への危機意識は低かったと言える。

胆振支庁管内に着目すると、民政党は苫小牧、伊達町と徳舜警、虻田、洞爺、壮警、弁辺村において手代木、政友会は全町村において板谷に集票した。浦河支庁管内では全町村において、民政党が手代木、政友会が板谷に集票した³¹。このように、民政党は胆振、浦河支庁管内において手代木、政友会は室蘭市、胆振、浦河支庁管内において板谷に集票した。太平洋側地域は空知地方に比して有権者が少なく、集票が容易だったのだろう。

1930年2月の第2回普通選挙において、北海道第4区では他の選挙区同様、二大政党化が進行した。他方、南空知地方において、民政党は前回選挙同様、豊富な得票を候補者の当選に活かすことができなかった。

第3節 1932年2月の第3回普通選挙と二大政党化の完成

第3回普通選挙（犬養毅内閣が実施）において、政友会と民政党は2議席を分け合った。残る1議席は中立の松尾孝之（前夕張町長、夕張町）である。民政党は道議の山本（非公認）が3位、前代議士の手代木が5位当選を果たしたが、前代議士の岡田と神部は落選した。政友会は前代議士の板谷、松実が1、2位当選を果たしたが、新人の南条徳男（弁護士、室蘭市）は落選した。無産政党候補は見られない（〔表1〕）。

政友会の得票は、室蘭市、胆振、浦河支庁管内において民政党を上回った。民政党の得票が政友会を上回ったのは空知支庁管内のみである（〔表2〕）。南空知地方では幌向村を除く全町村において、民政党の得票が政友会を上回った。夕張町は松尾の得票が政民両党を上回っている（〔表3〕）。前回選挙同様、南空知地方における民政党の得票の合計は16,401票で、7,992票の

政友会を大きく上回った。だが、山本（7,896 票）が民政党を脱党し、政友会に入党したこと、中立の松尾（7,016 票）の政友会入党の結果、南空知地方における民政党と政友会の党勢は逆転した。『栗山町史』によると、角田村において「昭和六年ころには、東武、松実喜代太ら空知にゆかりの政友会首脳の指導で、栗山を中心とする近隣村有志により、「立憲政友会南空知支部」が組織されたと言う³²。「支部」と呼べる組織だったとは思われないが、政友会が南空知地方への党勢拡張を企図していたことは確かである。1932 年 2 月 8 日の『北海タイムス』によると、2 月 4 日に開催された南空知における政友派有権者の有志会は「美唄以南、夕張郡及月形村を含む十一町村有志五十余名」が参加し、「今次の衆議院議員選挙に対し、前代議士松実喜代太氏を推薦」していた³³。中空知地方では、滝川町と歌志内、赤平村を除く全村において政友会の得票が民政党を上回った（〔表 4〕）。前回選挙から一転して、政友会の得票は 8,410 票で、6,689 票の民政党を上回った（松尾は 1,471 票）。北空知地方では、音江村を除く全町村において政友会の得票が民政党を上回った（〔表 5〕）。政友会の得票は 6,388 票で、3,454 票の民政党を大きく上回った（松尾は 279 票）。中空知、北空知地方では政友会の大勝だった。胆振支庁管内では、伊達町と徳舜瞥、安平、壮瞥村を除く全町村において（〔表 6〕）、浦河支庁管内では、三石、幌泉村を除く全町村において、政友会の得票が民政党を上回っている（〔表 7〕）。

視点を換えて、候補者別の得票数から、選挙結果を検討する。室蘭市に着目すると、政民両党は、集票に成功していない（〔表 1〕）。民政党においては候補者調整のため、岡本が出馬を辞退したが、室蘭民政倶楽部は「岡本あつての民政倶楽部だ。然るに、神部を推せとは僭越ではないか」と反発した。政友会においても、室蘭政友倶楽部は板谷を推薦したが、室蘭市出身の南条も立候補した³⁴。南空知地方では、民政党が岩見沢町と三笠山村において山本、美唄町において岡田、政友会が幌向、月形村において松実、由仁村において板谷に集票した。松実への集票は成功していない。中空知地方では、民政党が滝川町と新十津川村において神部、政友会が江部乙、新十津川、雨竜村において松実に集票した。北空知地方では、民政党が一己村において岡田、

政友会が幌加内村において松実を集票した³⁵。だが、上記の町村以外では、政民両党ともに同士討ちとなった。昭和恐慌を招来した民政党の金再禁政策批判³⁶に対する農村の有権者の反発は強く、政友会を利することになった。胆振支庁管内では、民政党が伊達町と徳舜瞥、虻田、洞爺、壮瞥、幌別、弁辺、穂別村において手代木、政友会が虻田、洞爺、徳舜瞥村において板谷に集票した。浦河支庁管内では、民政党が全町村において手代木、政友会が右左府、平取、荻伏、様似村において板谷に集票した³⁷。胆振、浦河支庁管内において、民政党は手代木、政友会は板谷への集票傾向にあったことがわかる。

ここで着目したいのは、政友会における南条の擁立過程である。南条は「昭和七年に犬養内閣で初めて郷里の北海道で立候補したが、このときは政友会の幹事長の森恪氏から私に公認するから東京で選挙をやれといわれた。だけど選挙区というものは、東京は非常に弱い。やりにくいというのを自分は経験上わかっているので、どうせ選挙をやるならば田舎のほうに選挙区を持ったほうがいいというので、森幹事長のすすめを断って、私は北海道の先輩木下成太郎代議士を頼って北海道第四区で立候補した」、「無理をして郷里の選挙に割り込んだものだから、対立候補にじゃまされて初めは党の公認がもらえなかったが、結局、選挙戦中に追加公認を受けた。選挙は、いまに比べたらのん気なもので、初めて立ったのに胆振管内と苫小牧付近を回ったていど、空知には全然入らなかった」と回想している³⁸。南条に立候補を進めたのは森幹事長、北海道からの出馬を支援したのは木下支部長だった。南条の擁立は、本部と支部が一体となって進めたのである。南条の公認に対立候補（板谷と松実）からの妨害があったように、本部の意思は支部の統制を混乱させる場合があった。南条自身が回顧しているように、第3回普通選挙において南条は出遅れており、板谷と松実に脅威を与えることはなかった。

1932年2月の第3回普通選挙において、政友会は各地で大勝したが、南空知地方は民政党が優位な得票を得た。だが、選挙後の政友会は選挙の結果と関係なく、多数派工作を行った。1936年1月25日の『小樽新聞』は「山本君は当選後、党籍を変更して政友会に寝返りを打つてしまつたのと、中立の松尾君が政友に抱き込まれたので、結局、政友は四名を占め、民政はわづかに

手代木君一人となってしまつた」,「選挙民直接の意思表示は政民五分五分で、政友会が五人の定員中四人まで占めるに至つたのは選挙民とは何等関係なく、選挙後に至つて、だき込み工作が成功したといふまでの話である」と評している³⁹。政党内閣時代の南空知地方では、有権者の意向が選挙結果に反映されることはなかったのである。

第2章 政党内閣崩壊後における北海道第4区

第1節 1936年2月の第4回普通選挙と北勝太郎の当選

第4回普通選挙（岡田啓介内閣が実施）において、岡田内閣の与党の民政党は前代議士の手代木、元代議士の岡田が1、2位当選、新人の深沢吉平（道議、農業、音江村）が4位当選を果たした。民政党の候補者3人がいずれも当選を果たしたことと対照的に、野党の政友会は7候補を濫立し、初当選の南条の1議席に終わった。板谷、松尾、松実、山本（いずれも前代議士）、新人の東英治（非公認、道議、新十津川村）は落選した。中立の北勝太郎（道議、農業、砂川町）は、5位で初当選を果たしている。中立の赤松克麿（国民協会党首、著述業、山口県出身）は同志の菅俊英の援助によって立候補したが、7位で落選した。赤松は宮崎1区から2度立候補し（第1、2回普通選挙）、いずれも落選していた⁴⁰。赤松が北海道第4区を選択したのは、空知地方における二大政党の地盤が不安定と見て取ったからだろう。

政党別得票結果に着目すると、室蘭市と空知支庁管内では政友会、胆振、日高支庁管内では民政党が上回った（〔表2〕）。南空知地方に着目すると、美唄町と北、由仁、月形村において民政党、岩見沢、夕張町と栗沢、幌向、長沼、角田、三笠山村においては政友会が上回った（〔表3〕）。南空知地方における政友会の得票の合計は15,108票で、11,078票の民政党を上回った（「その他」は6,018票）。過去3度の普通選挙において、政友会が南空知地方において民政党を上回ったことはない。政友会の多数派工作の結果、南空知地方から民政党の党勢は後退したのである。中空知地方に着目すると、滝川町と歌志内、赤平、芦別、江部乙村において民政党、新十津川、雨竜村において

政友会が上回った。北の地元の砂川町と浦臼村では「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表4〕）。中空知地方における政友会の得票の合計は6,059票で、5,851票の民政党を上回ったが、同志討ちのために候補者の当選に結びついていない（「その他」は4,668票）。北空知地方に着目すると、深川町と音江、一己、納内、多度志、妹背牛、秩父別、沼田村において民政党、幌加内村において政友会が上回った。北竜村では「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表5〕）。北空知地方における民政党の得票の合計は5,191票で、3,511票の政友会を上回った（「その他」は2,248票）。中空知、北空知地方において、「その他」の得票は過去3回の普通選挙を大きく上回った。胆振支庁管内では、苫小牧、伊達町と徳舜瞥、虻田、壮瞥、豊浦村において民政党、厚真、洞爺、幌別、鶴川、穂別、白老村において政友会が上回った。釧路の地元の安平村では「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表6〕）。日高支庁管内では全町村において、民政党が政友会を上回った（〔表7〕）。

ここで、候補者別の得票数から、選挙結果を検討する。室蘭市に着目すると、民政党は手代木と岡田、政友会は南条が得票を伸ばしている（〔表2〕）。前回選挙と対照的に、南条の進出の前に、板谷は落選した（板谷は深沢の選挙違反の結果、繰り上げ当選）。南条は広田弘毅内閣において、前田米蔵鉄相（政友会領袖の中島知久平の参謀）の秘書官を務めることになる⁴¹。板谷は前田と対立する鳩山一郎と近く⁴²、南条と板谷の競合は後年の政友会分裂の一側面として重要だろう。

南空知地方に着目すると、民政党は岩見沢、美唄町と三笠山、角田村において岡田、政友会は岩見沢町において山本、夕張町において松尾に集票した。政友会は候補者乱立のため、豊富な得票を候補者の当選に結びつけることができなかったのである。他方で、民政党は岡田が地元の美唄町と栗沢、由仁、角田、三笠山村において得票数1位となり、2位当選を果たした。中空知地方に着目すると、民政党は砂川町において岡田、滝川町、芦別、江部乙、新十津川村において深沢、政友会は新十津川村において東に集票した。北空知地方に着目すると、民政党は深川町、音江、一己、納内、多度志、妹背牛、

秩父別村において深沢に集票したが、政友会は集票に成功していない。中空知、北空知地方における民政党の勝因が深沢への集票にあったことは明らかである。胆振支庁管内に着目すると、民政党は全町村において手代木、政友会は虻田村において板谷、幌別、白老村において南条に集票した。日高支庁管内では民政党が全町村において手代木、政友会が右左府、三石、荻伏、様似村において板谷に集票した⁴³。1位当選の手代木の勝因は、胆振、日高支庁管内における集票にあった。このように、民政党は神部から深沢への世代交代に成功した。だが、神部は深沢ではなく、岡田を支援していた。深沢の支持者によると、神部の立場は「せっかく自分のためにつくしてくれた深沢のことだから、自分の子に財産を渡すようにして、選挙地盤を渡したかったが、深沢自身が挨拶なしに、いきなり公認を受けて立候補したのは面白くない」というものだった⁴⁴。前代議士の神部からの支援が弱いにもかかわらず、深沢が当選できたのは個人への支持票が大きかったように思われる。

深沢は北海道製酪販売組合連合会（現在の雪印メグミルク）の中心人物であり、音江村農会長及び産業組合理長として経済更生計画を立案した。深沢は「全国酪農大会出席のため帝国農会に行く。北海道酪農家を代表して演説」と、1934年1月26日の日記に記している⁴⁵。ここで着目したいのは、深沢と北が酪農の指導者という共通の経歴を持っていることである。北は空知農業学校出身で、北海道信用購買販売組合連合会（現在のホクレン）理事や空知郡農会会長を務めた経歴があり、1918年から奈井江が分村する1944年まで、砂川町農会長として、農業の経営改善（畜産指導）に尽力した⁴⁶。昭和恐慌によって乳価は下落し、酪農家は大きな打撃を受けた。北海道庁では酪農経営合理化運動を起し、各町村に酪農組合を結成するように指導していたが、北はこれに呼応して砂川町（現在の奈井江町）において奈井江酪農振興会を結成し、困窮する酪農家の指導に着手していた⁴⁷。

1936年2月1日の『北海タイムス』は「農民層から北、深沢の両氏が登場し、此管内の大部分が農民層を以て組織されている丈に、農民層の候補からヒタ押しに大票田空知へ突入」と報じている。18日の同紙は、北について「産業組合の動きと管内農村の中堅人物として散在する空知農業学校出身者が先

輩を支へて居るとする動きは以外の努力となつて現れつつあり、恐れるべき候補で他に伝へられて居る」と評している⁴⁸。第4回普通選挙において、深沢は滝川、深川町と歌志内、芦別、江部乙、音江、一己、納内、多度志、妹背牛、秩父別村において、北は砂川町と北、長沼、浦臼、雨竜、沼田、北竜村において得票数1位となった⁴⁹。このように、空知地方の農村票の大部分は政友会から、経済更生運動の指導者の深沢と北に移行していたのである。

ここで視点を換えて、赤松の動向に着目したい。1933年7月、赤松は国家社会党の内部対立（平野力三ら国家社会主義派と赤松ら日本主義派）の結果、国民協会の結成へと追いやられた。1934年7月の岡田内閣成立を機に、赤松は右翼勢力の結集に転じる。赤松と平野は「維新懇話会」を結成し、岡田内閣反対の申し合わせを行った1936年2月の第4回普通選挙に際して、赤松は「愛国団体選挙闘争委員会」（平野の皇道会も参加）を組織した。2月14日の『小樽新聞』は「新日本主義を振りかざして入り込んだ赤松候補は往年の闘士、菅俊英氏自ら事務長となつて相手かまはず、挑戦してファッショの波に乗つて室蘭、苫小牧、夕張、美唄の工場、炭山地帯に乗り込み、演説会における大衆動員に目覚ましきものあり、新人らしいところを見せている。それに加へて同候補には徳富蘇峰氏、西本願寺の太谷尊由氏、又在郷軍人側の菊池武夫男、等々力森蔵中將等の鳴り物入りの推薦状がとび、或ひは全国農民組合空知支部がこれ又、同候補を支持して農民動員にかなりの効果を挙げているらしく、他候補の強敵たることは免れない」と評している⁵⁰。赤松が北海道を選挙区に選択した背景には、社会民衆党時代からの同志の菅の支援があったことがわかる。野党の立場からの付け焼刃の「日本主義統一運動」が赤松の当選をもたらすことはなかった。しかし、赤松は直後に「二月会」を結成、中野正剛や渡辺泰邦ら東方会と提携し、「革新的諸勢力の結集」を企図する⁵¹。赤松は非政民勢力を結集させることで、幅広い有権者からの支持を増やそうという戦略を継続する。

1936年2月の第4回普通選挙において、政友会の得票は南空知地方において民政党を初めて上回った。だが、政友会は政党内閣時代の民政党と同様、豊富な得票を候補者の当選に結びつけることができず、中空知、北空知地方

においても党勢を後退させた。1937年4月の第5回普通選挙では、空知地方の有権者の政党不信が赤松の進出を後押しすることになる。

第2節 1937年4月の第5回普通選挙と赤松克麿の台頭

第5回普通選挙（林銑十郎内閣が実施、既成政党批判を掲げて議会解散。二大政党は野党）において、民政党は前代議士の手代木と岡田が2、4位当選を果たしたが、前回当選の深沢と元代議士の岡本（道議）が落選し、1議席を減じた。政友会は松尾（元代議士）、山本（元代議士）、東が揃って落選、5位当選の南条（前代議士）の1議席に終わった。中立の北（前代議士）は3位当選、国民協会の赤松は前回選挙から得票を倍増させ、1位当選を果たした（〔表1〕）。

政党別得票結果に着目すると、室蘭市、胆振、日高支庁管内では民政党が政友会を上回り、空知支庁管内では「その他」の得票が政民両党を上回った（〔表2〕）。南空知地方に着目すると、美唄町と北、月形村において民政党、岩見沢、夕張町と幌向、長沼村において政友会が上回った。栗沢、由仁、角田、三笠山村においては、「その他」の得票が政民両党を上回っている（〔表3〕）。南空知地方における政友会の得票の合計は12,593票で、8,027票の民政党を上回った。「その他」の得票は10,293票で、民政党を上回っており、同党の後退は顕著である。中空知地方に着目すると、滝川町と芦別村において民政党、新十津川村において政友会が上回った。北の地元の砂川町と歌志内、赤平、江部乙、浦臼、雨竜村では「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表4〕）。中空知地方における「その他」の得票は6,532票で、4,397票の民政党と4,226票の政友会を上回った。政民両党はともに北に圧迫されている。北空知地方に着目すると、深川町と音江、一己、納内、多度志、秩父別村において民政党、幌加内村において政友会が上回った。妹背牛、沼田、北竜村では「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表5〕）。北空知地方における民政党の得票の合計は4,729票で、1,941票の政友会を上回った。「その他」の得票は3,496票で、政友会を上回っている。北空知地方では政友会が後退した。胆振支庁管内では、苫小牧、伊達町と徳舜營、虻田、洞

爺、壮瞥、幌別、豊浦村において民政党、鷓川、穂別、白老村において政友会が上回った。厚真、安平村では、「その他」の得票数が政民両党を上回っている（〔表6〕）。日高支庁管内では全町村において、民政党が政友会を上回っている。荻伏村では「その他」の得票数が政民両党を上回った（〔表7〕）。

ここで、候補者別の得票数から、選挙結果を検討する。室蘭市に着目すると、民政党は岡本、政友会は南条に集票している。1937年4月27日の『北海タイムス』は「赤松候補も亦、室蘭の得票は昨年のやうな成績は期待出来ない」と評していたが⁵²、室蘭市における赤松の得票は前回選挙から増大し、岡本、南条に次ぐ3位だった（〔表2〕）。4月10日の『北海タイムス』は民政党の岡本擁立について、「多年、室蘭市を有力な地盤としていた板谷順助氏が第一区へ廻り、少なからぬ浮動票を生じたことを初め、工場地帯の投票が赤松候補、其他に流れ出るを喰ひ止めんとする策戦もある」と評していたが⁵³、岡本は赤松の進出の前に落選した。政友会では、南条が連続当選を果たしている。後年、南条は「北海道庁の土木部長に植木寿夫という先輩がおって、この人が政友会の森幹事長の知遇を受けておった人であった。そういう関係で、当時の北海道は開拓事業が旺盛な時代でありますので、土木部長の権限は非常に強かった。なかんずく建築、土木業者には影響力が大きかった。この植木さんが私の選挙運動のためにたいへん力を貸してくれて、選挙区各地の土建屋、たとえば日高の谷万吉、松川嘉太郎、その他の建設協会の御歴々に南条を応援しろという声をかけてくれたので、私が地方の開発に力を尽くすときにたいへん助けになった。昭和十一年の選挙当選後もこういう関係で建築協会の御歴々に力強く応援してもらったのであります。これは土木部長の植木寿夫さんのおかげだと心から感謝しております」と回顧している⁵⁴。板谷が北海道第1区に選挙区を変更したのは、4区では南条に勝利する可能性が低いと考えたためと思われる。

南空知地方に着目すると、民政党は岩見沢、美唄町と角田、三笠山村において岡田、幌向村において深沢、政友会は岩見沢町と北、三笠山村において山本、幌向村において東、夕張町において松尾に集票した。民政党が岡田への集票を当選に結びつけたことに対して、政友会は候補者間の同志討ちのた

め、豊富な得票を活かすことができていない。中空知地方に着目すると、民政党は砂川町において岡田、滝川町と芦別、江部乙、浦臼、新十津川、雨竜村において深沢、政友会は滝川町と芦別、江部乙、浦臼、新十津川、雨竜村において東に集票した。北空知地方に着目すると、民政党は深川町と音江、一己、納内、多度志、妹背牛、秩父別村において深沢、政友会は深川町と音江、納内、妹背牛、秩父別、幌加内、北竜村において東に集票した。中空知、北空知地方において民政党は前回選挙同様、深沢に集票したが、得票を伸ばすことができず、深沢は落選した。政友会は候補者調整に失敗した前回選挙と異なり、地元候補の東に集票したが、東は落選した。胆振支庁管内に着目すると、民政党は安平、幌別村を除く全町村において手代木、政友会は伊達町と徳舜瞥、洞爺、壮瞥、幌別、豊浦、鵠川、白老村において南条に集票した。日高支庁管内に着目すると、民政党は全町村において手代木、政友会は静内、浦河町と平取、幌泉村において南条、荻伏、様似村において松尾に集票した。胆振、日高支庁管内における政民両党の集票が手代木と南条の当選の背景にあった。中立の北は地元の砂川町と長沼、由仁、角田、江部乙、浦臼、沼田、北竜、厚真、荻伏村において得票数1位となっており⁵⁵、空知農村の支持を受けていることがわかる。

民政党の深沢の落選の背景には、第4回普通選挙における選挙違反事件があった。1937年2月18日、深沢は選挙違反のため、大審院によって当選無効となった。深沢の選挙事務長の岡本昌訓は、深沢の伝記の中で「選挙がすんで、数日たつと、長沼、幌向、岩見沢、夕張、滝川、深川から吉平の選挙参謀をつとめた幹部級がどしどし拘引されだした」、「各町村の違反に関係した参謀連は、いずれも商店主、獣医師など町村の有力者であり、かつ、老体の人が多いので、北海道での下獄服役は健康保持が難しいから、判決前に本籍を東京に移してあったのでそれぞれ上京して服役したのである」、「幹部級は全部、服役中であり、目前に迫った選挙戦、しかも苦戦はまぬがれがたい状況」にあったと回想している⁵⁶。一方で民政党は岡田が当選したが、息子の岡田春夫（2代目）の回想によると、岡田は同党反主流派の永井柳太郎や風見章（1937年、第1次近衛文麿内閣書記官長。1940年には政党解消運動

を推進する)と親しかったと言う⁵⁷。永井は同郷(石川県)の林首相と個人的に親しく、組閣直後は林内閣を擁護していた。だが、町田忠治総裁の主導で、民政党は倒閣を選択した⁵⁸。空知地方における岡田個人の支持勢力の中には、民政党の現状に否定的な有権者も多数含まれていたように思われる。

他方、政友会は、第3回普通選挙後における山本の党籍変更、中立の松尾の入党など、選挙と無関係な多数派工作を行っていた。岡本昌訓は深沢の公認に際して「民政党総務大麻唯男の名をもって、公認料が七千円」送金されたため、「第四区の法定選挙費用は四千円前後であり、その倍額に近い公認料がくることの不可思議さと「政党」という呼名からくる非情の感じに似合わない温情すら感じたのである」と回想している⁵⁹。松尾にとっても、政友会からの公認料は魅力的だったように思われる。だが、政友会は第4回普通選挙において、南空知地方から豊富な得票を獲得しながら、同党公認候補として山本と松尾を当選させることができなかった。第5回普通選挙においても、山本、松尾、東という空知地方の政友会候補は全て落選した。

以上のことから、二大政党に対する空知地方の有権者の信頼は低下していたと思われる。ゆえに、赤松の既成政党批判は効果を発揮した。例えば、1937年4月21日の『小樽新聞』は「赤松候補が道南候補の一番乗りとして二十日、岩見沢町に駒を進め、既成政党排撃のスローガンを掲げて「大衆よ。既成政党の甘言に踊るなかれ。速に新興勢力の国家的重要性を認識すべし」とばかり、声をからして絶叫」したことを報じている⁶⁰。赤松は議会進出のための単一政党の結党を企図していた。1936年12月15日、労農諸団体、日本主義政治団体を一丸とし、「全日本主義陣営の常設協議機関」を標榜した時局協議会が結成され、赤松は調査部に就任していた。赤松ら時局協議会内の議会進出、即時結党派は東京市議員選挙直前の1937年2月24日、日本政治革新協議会(政革)を結成し、第5回普通選挙に対処した。林内閣の与党を自任した政革は、有利な状況下での解散として総選挙に臨んだ(13人が立候補し、赤松を含む5人が当選)⁶¹。「既成政党粉碎」を掲げる政革は林首相の新党工作に期待しており⁶²、この点が同内閣を批判していた東方会の渡辺泰邦と異なる。

〔表 8〕 第 5 回普通選挙における赤松克麿の得票上位町村

栗沢村	574 票 (330 票)	1 位 (3 位)
三笠山村	1,512 票 (546 票)	1 位 (3 位)
歌志内村	793 票 (374 票)	1 位 (3 位)
赤平村	414 票 (236 票)	1 位 (3 位)
安平村	564 票 (529 票)	1 位 (1 位)
岩見沢町	375 票 (336 票)	2 位 (4 位)
夕張町	1,727 票 (858 票)	2 位 (2 位)
砂川町	940 票 (470 票)	2 位 (3 位)
苫小牧町	1,035 票 (548 票)	2 位 (3 位)
音江村	60 票 (21 票)	2 位 (5 位)
沼田村	208 票 (53 票)	2 位 (7 位)

(注) 前掲「第二十回衆議院議員総選挙一覧」、前掲「第十九回衆議院議員総選挙一覧」から作成。かっこ内は第4回普通選挙の得票数と順位を示す。

1937 年 4 月の第 5 回普通選挙において、赤松は、空知支庁管内における産炭地（夕張、砂川町、栗沢、三笠山、歌志内、赤平、沼田村）において、前回選挙から得票を激増させている（〔表 8〕）。前回選挙時点から、帝国在郷軍人会は赤松を支援していた。ここでは、空知地方の産炭地における在郷軍人会の分会を概観する。三笠山村では 1907 年、「幌内分会」、「幾春別分会」、「市来知分会」が設立された。『新三笠市史』によると、「各炭坑の盛況に伴い在郷軍人が増加し、大正六年に奔別分会、超えて昭和三年弥生分会、同六年には唐松分会、八年新幌内分会ができた。七年には、三笠山連合分会が結成された」と言う⁶³。栗沢村では 1933 年において、「栗沢分会」が会員数 320 人、「万字分会」が会員数 235 人、「美流渡分会」が会員数 43 人だった⁶⁴。歌志内村では同年 12 月 10 日、「歌志内村分会」から「住友歌志内分会」が分立した⁶⁵。砂川町では 1910 年に「砂川分会」と「奈井江分会」、1919 年に「三井砂川鉱業所分会」が発足した⁶⁶。夕張町では 1918 年 10 月 31 日、連合分会（「夕張炭

山連合分会」,「夕張分会」,「大夕張分会」,「真谷地分会」,「登川分会」,「滝の上分会」)が発会した。1932年8月20,21日には連合分会の主催で初の防空演習が行われたが、演習は「在郷軍人,青訓生徒,婦人会,町内会その他諸会社から参加する者六四〇八名に及び現役将校下士官平など六〇名という大々的」なものだったと言う⁶⁷。空知地方の炭鉱の発展は在郷軍人会の分会の拡大と一体の関係にあった。

なお、第1回普通選挙における壇野の当選が示すように、空知地方の炭鉱の大部分を有する三井財閥は選挙戦に影響を及ぼす存在だった。林内閣の結城豊太郎蔵相は「軍財抱合」財政を打ち出し、財閥に批判的だった軍部は軍備拡張のために財閥の経済力に頼る路線を選択し、軍事化に消極的だった財閥は軍需産業への進出を開始した⁶⁸。第5回普通選挙において、軍部と財閥との関係は、高橋財政の下で実施された前回選挙から決定的に変化していた。赤松の進出の背景には、空知地方の産炭地における在郷軍人会の分会と三井財閥の合流があったように思われる。

1937年7月18日、赤松は政革を改組し、日本革新党を組織する(菅は結党大会の副議長)。日本革新党の「十大政策」には「労働者最低生活水準の確保」が掲げられた。1939年11月26日、赤松は国民同盟や東方会の代議士とともに院内団体の時局同志会を結成、革新政党結党のために政友会中島派に接近した。1940年3月25日、時局同志会は聖戦貫徹議員連盟(赤松は企画部員兼連絡部員)へと発展解消し、「反軍演説」を行った斎藤隆夫の追放を推進する。近衛新党運動を推進するなど、代議士としての赤松は中央政治において看過できない役割を果たしたが、それに傾注したために道央南東部の有権者の要請に対応する政策を実行することはなかった⁶⁹。

結

1937年4月の第5回普通選挙において、二大政党からの有権者の離反が北海道第4区の中で顕著に現れたのは、空知地方だった。南空知地方は政党内閣期において民政党の地盤だったが、選挙と関係がない多数派工作によって、

1936年2月の第4回普通選挙以降は政友会の地盤となった。だが、二大政党はともに地方組織の集票機能が弱く、候補者間の同士討ちとなり、豊富な得票を候補者の当選に活かすことができなかった。このことは有権者の不満を蓄積させたことだろう。中選挙区制下における同一政党候補の競合は、第5回普通選挙において既成政党批判を掲げる赤松克磨の進出の前提として重要である。政党内閣期において二大政党の勢力が拮抗していた中空知地方、政友会の地盤だった北空知地方においては、第4、5回普通選挙における中立の北勝太郎の進出に象徴されるように、農村票が政友会から離反していた。政友会では第1、2、3回普通選挙において連続当選した松実喜代太が第4回普通選挙において落選し、松実と同一地盤の東英治もまた、第4、5回普通選挙において落選した（〔表1〕）。

室蘭市、胆振、浦河（日高）地方では二大政党の影響力が根強かった。民政党は1928年2月の第1回普通選挙こそ落選したが、手代木が第2回普通選挙以降、同地方で安定的な得票を獲得し、連続当選を果たした（〔表1〕）。1936年2月の段階において、手代木は「今日では次期民政党総裁をネラフ永井柳太郎氏を圍繞するメンバーの1人である」と評されており⁷⁰、1940年7月の近衛新党運動では、北海道選出代議士の中で唯一人、民政党を脱党する⁷¹。政友会は政党内閣期の第1、2、3回普通選挙において板谷順助、政党内閣崩壊後の第4、5回普通選挙において南条徳男が連続当選を果たした（〔表1〕）。1939年5月の政友会分裂において板谷は久原派、南条は中島派に所属し、袂を分かつ。1937年4月の第5回普通選挙において、二大政党は室蘭市や苫小牧町において赤松の進出を許したが、手代木と南条の地盤の大部分は動揺しなかった。民政党が政友会に大敗した1932年2月の第3回普通選挙を除き、民政党は政友会に対して優位に立った。民政党は空知地方において党勢を後退させる一方で、太平洋側の地域では党勢を保持した⁷²。

1942年4月の翼賛選挙（東条英機内閣下で実施）において北海道第4区から当選するのは、手代木（推薦）、北（非推薦）、南条（推薦）、深沢吉平（推薦）、三井財閥の星野靖之助（推薦）である。赤松は非推薦で立候補し、落選した。北が18,325票を獲得したことに對して、赤松は7,545票を獲得した

にすぎなかった。旧政友会の村田要助（道議）は推薦候補でありながら、落選した⁷³。赤松の落選は、北海道政治を閉却した代償であったように思われる。北は空知の「農民代表」⁷⁴として、二大政党の地盤を切り崩すことに成功したが、手代木と深沢（旧民政党）と南条（旧政友会）の当選に象徴されるように、旧二大政党の地盤の大部分は戦中期においても健在だった。なお、深沢は元民政党北海道支部長の山本厚三の側近だった⁷⁵。他方、手代木（永井派）と南条（政友会中島派）が二大政党の側から近衛新党運動を推進していったことに着目すると、道央南東部における「革新」勢力の地盤は戦前期から強固であったと言える。

注

- 1 拙著『戦前期北海道政党史研究』北海道大学出版会、2019年、206、212、213頁。
- 2 北海道大学附属図書館所蔵マイクロフィルム『北海タイムス』を『北タイ』、北海道大学附属図書館所蔵マイクロフィルム『小樽新聞』を『樽新』、函館市中央図書館所蔵（縮刷版）『函館新聞』を『函新』と略記し、年月日のみ表記する。
- 3 『北タイ』（1928年2月、24、6日）。
- 4 赤松克麿については、伊藤隆「「挙国一致」内閣期の政界再編成問題（三）」『社会科学研究』（27-2）1975年、田中真人「日中戦争下の国家主義団体」『社会科学』（22）1977年、伊藤隆『大政翼賛会への道』講談社、2015年（初版1983年）、渡部亮「「大正デモクラシー」の政党化構想のゆくえ」『史学雑誌』（128-8）2019年などの研究蓄積があるが、国民協会時代の赤松と地方政治についての検討は残された課題となっている。
- 5 奈井江町百年史編さん委員会編『奈井江町百年史』（上巻・通史編）奈井江町役場、1990年、415頁。
- 6 有馬学「日中戦争期の「国民運動」」『年報・近代日本研究（5）昭和期の社会運動』山川出版社、1983年、57頁。
- 7 空井護「自民党支配体制下の農民政党運動」北岡伸一、御厨貴編『戦争・復興・発展』東京大学出版会、2000年、271頁。
- 8 小林の北連への引き出し工作を行ったのは北だった（佐々木治夫『小林篤一伝』北海道協同組合通信社、1973年、104、105頁）。
- 9 北海道第4区と対照的に、熊本第1区では二大政党の地方組織が集票によって、同一政候補による同士討ちを避けることに成功している（浅野和夫『戦前総選挙におけ

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

る集団投票」『大麻唯男』（論文編）櫻田会，1996年）。政党の地方組織に関しては，山室建徳「一九三〇年代における政党基盤の変貌」日本政治学会編『近代日本における中央と地方』岩波書店，1985年，奥健太郎『昭和戦前期立憲政友会の研究』慶應義塾大学出版会，2004年を参照。

- 10 北海道第1区に関しては拙稿「昭和戦前期の普通選挙と北海道第1区」『道歴研年報』（20）2019年，第2区に関しては拙稿「昭和戦前期の北海道第2区における政党間競合」『北大文学研究院紀要』（158）2019年を参照。北海道第3，5区に関しても別稿を用意している。
- 11 内務省警保局「改正法ニ依ル第一回総選挙予想調査」1926年，『復刻版 昭和初期政党政治関係資料』（第1巻）不二出版，1988年，17，20～22頁。
- 12 前掲「第十六回衆議院議員総選挙一覧」。
- 13 谷村金次郎『北海道地方政党盛衰記』室蘭毎日新聞社，1935年，251～253頁。
- 14 静内町編さん委員会編『増補改訂 静内町史』（下巻）静内町，1998年，510頁。
- 15 『北タイ』（1928年2月13日）。
- 16 室蘭民政倶楽部は，1月26日に岡本の推薦を決定していた（『北タイ』（1928年1月27日））。
- 17 『北タイ』（1928年2月6日）。手代木は岡本によって苫小牧町における得票を奪われている（前掲・拙著『戦前期北海道政党史研究』95頁）。
- 18 『北タイ』（1928年2月13日）。
- 19 『北タイ』（1928年2月1日），『樽新』（1928年2月1日，17日）。
- 20 美唄市百年史編さん委員会編『美唄市百年史』（通史編）美唄市役所，1991年，254，253頁。
- 21 落選直後の木田は「私共は選挙運動を以て私共が日常行ふ私共の此声に賛成したものが四千三百人あつた，といふ事は如何に労働農民党の主張が正しいかといふ事，若しも買収其他の選挙の公正を害する行為が他の候補者になかつたならば，更に共鳴者が増加し，私共は当選をも勝ち得たであらう事を信じた，私はどうしても敗れたといふ感じが起きて来ない」と語っていた（北海道第四区（労農）木田茂晴』国会国会図書館憲政資料室蔵，宮武茂平編「普選第一次敗将の語らひ」（請求番号587-20）310頁）。
- 22 前掲「第十六回衆議院議員総選挙一覧」。
- 23 『北タイ』（1928年2月24日）。
- 24 前掲「第十六回衆議院議員総選挙一覧」。
- 25 『樽新』（1930年2月3日）。
- 26 前掲「第十七回衆議院議員総選挙一覧」。
- 27 『樽新』（1930年1月30日）。
- 28 前掲「第十七回衆議院議員総選挙一覧」。

- 29 『北タイ』(1930年1月28日, 2月4日)。
- 30 岡本昌訓『深沢吉平の生涯』深沢吉平伝刊行会, 1964年, 109頁。
- 31 前掲「第十七回衆議院議員総選挙一覧」。
- 32 栗山町史編纂委員会編『栗山町史』(前編)栗山町, 1989年, 596頁。
- 33 『北タイ』(1932年2月8日)。
- 34 『北タイ』(1932年2月11日, 1932年1月30日)。
- 35 前掲「第十八回衆議院議員総選挙一覧」。
- 36 前掲『樽新』(1932年2月4, 10日)。
- 37 前掲「第十八回衆議院議員総選挙一覧」。
- 38 南条徳男先生回想録刊行委員会編『南条徳男先生回想録』大東文化学園, 1978年, 17, 73頁。
- 39 『樽新』(1936年1月25日)。
- 40 前掲・渡部「「大正デモクラシー」の政党化構想のゆくえ」『史学雑誌』(128-8)9, 11頁。
- 41 前掲『南条徳男先生回想録』18頁。
- 42 前掲・拙著『戦前期北海道政党史研究』222頁。
- 43 前掲「第十九回衆議院議員総選挙一覧」。
- 44 前掲・岡本『深沢吉平の生涯』110頁。
- 45 「深沢吉平日記」(1934年1月26日)前掲・岡本『深沢吉平の生涯』110頁。
- 46 前掲『奈井江町百年史』(上巻・通史編)415頁。
- 47 奈井江町史編さん室編『奈井江町史』奈井江町役場, 1975年, 459, 460頁。
- 48 『北タイ』(1936年2月1, 18日)。
- 49 前掲「第十九回衆議院議員総選挙一覧」。
- 50 『樽新』(1936年2月14日)。
- 51 前掲・伊藤「「挙国一致」内閣期の政界再編成問題」53, 54頁, 103~107頁。
- 52 『北タイ』(1937年4月27日)。
- 53 『北タイ』(1937年4月10日)。
- 54 前掲『南条徳男先生回想録』56頁。
- 55 前掲「第二十回衆議院議員総選挙一覧」。
- 56 前掲・岡本『深沢吉平の生涯』111, 112頁。
- 57 岡田春夫『国会爆弾男・オカッパル一代記』行研出版局, 1987年, 9頁。
- 58 拙著『立憲民政党と政党改良』北海道大学出版会, 2013年, 217頁。
- 59 前掲・岡本『深沢吉平の生涯』114, 115頁。
- 60 『樽新』(1937年4月6日)。
- 61 前掲・田中「日中戦争下の国家主義団体」222~225頁。前掲・伊藤「「挙国一致」内閣期の政界再編成問題(三)」54頁。

昭和戦前期の普通選挙と北海道第4区

- 62 『函新』(1937年4月9日)。
- 63 三笠市編さん委員会編『新三笠市史』(通史編)三笠市, 1993年, 347, 348頁。
- 64 稲童丸謙二編『栗沢町史』空知郡栗沢町役場, 1964年, 658, 659頁。
- 65 歌志内市史編さん委員会編『歌志内市史』歌志内市役所, 1964年, 366頁。
- 66 砂川市史編さん委員会編『私たちの砂川市史』(上巻)砂川市役所, 1991年, 522頁。
- 67 夕張市史編さん委員会編『改訂増補 夕張市史』(下巻)夕張市役所, 1981年, 69, 70頁。
- 68 三和良一『概説日本経済史』(第3版)東京大学出版会, 1993年, 143頁。
- 69 前掲・田中「日中戦争下の国家主義団体」227, 229, 252, 253, 255, 258, 259頁。
- 70 函館市中央図書館所蔵, 茶碗谷徳次『人物覚書帳』事業と人社, 1936年, 565, 566頁。
- 71 前掲・拙著『戦前期北海道政党史研究』224頁。
- 72 北海道第1区においても民政党の強固な地盤が確認される(前掲・拙稿「昭和戦前期の普通選挙と北海道第1区」)。
- 73 「第二十回衆議院議員総選挙一覧」(衆議院事務局, 1942年)。
- 74 空知地方の有権者の「農民代表」という政治意識は1990年代まで継承される(北海道新聞政治部編『北海道政治地図』太陽, 1991年, 29頁)。
- 75 前掲・茶碗谷『人物覚書帳』567, 568頁。

Universal Suffrage in the Pre-war Era of the Showa period and the Fourth Constituency of Hokkaido

Inoue Keisuke

This paper is a sequel to my paper “Universal suffrage in the pre-war era of the Showa period and the fourth constituency of Hokkaido”, consider course of changes of the competition between two-parties in the fourth constituency of Hokkaido in the pre-war era of the Showa. This paper revealed the facts that political situation of the center of Hokkaido changed over from two-parties to many-parties age.

Firstly, the voter in the fourth constituency of Hokkaido in the pre-war era of the Showa voted for the local candidate.

Secondly, the candidate of the same political party practiced a scramble for a vote in one town and one village in the fourth constituency of Hokkaido in the pre-war era of the Showa.

Thirdly, this paper discovered that Akamathu Katumaro and kita kathutaro challenged two-parties in the fourth constituency of Hokkaido in the pre-war era of the Showa.

Examples of the fourth constituency of Hokkaido in the pre-war era of the Showa prove the importance in the research on universal suffrage in the pre-war era of the Showa period and political parties.

ドイツ語から見たゲルマン語 (2)

— 属格と所有表現 —

清 水 誠

German as a Germanic Language (2)

— Genitive and Attributive Possession —

(*Bulletin of the Faculty of Humanities and Human Sciences* No. 160.

Faculty of Humanities and Humans Sciences, Hokkaido University.

Sapporo/Japan. 2020. ISSN 2434-9771)

SHIMIZU, Makoto

(mshimizu@let.hokudai.ac.jp)

1. 現代ゲルマン諸語の属格の衰退と格組織¹

屈折語尾による格の中で、現代ゲルマン諸語の間で最も衰退が著しいのが属格である。名詞句を修飾する連体格としての属格修飾語 (ド Genitiv-attribut)² と、動詞・形容詞・前置詞を含む語彙的主要部の補語 (complement)

¹ 本研究は清水 (2019b) の続編であり、科研費の助成による (ゲルマン語類型論から見たドイツ語の新しい構造記述, 基盤研究 (C) (一般), 19K00540)。

² カッコ内の用語は原則として英語名による。用例などで使用する言語名の略語は次のとおり。ア: アイスランド語, アフ: アフリカーンス語, イ: イディッシュ語, 英: 英語, オ: オランダ語, ゴ: ゴート語, 古高ド: 古高ドイツ語, 古ザ: 古ザクセン語, ス: スウェーデン語, フ: スイスドイツ語チューリヒ方言, 中英: 中英語, 中期オ: 中期オランダ語, デ: デンマーク語, ド: ドイツ語, 西フ: 西フリジア語, ニ: ノルウェー語ニューノシュク, ブ: ノルウェー語ブークモール, フェ: フェーロー語, フ北: 北フリジア語フェ

としてはたらく属格目的語（*ド Genitivobjekt*）をとともにある程度、保っているのは、アイスランド語とドイツ語に限られる。ドイツ語諸方言の大多数でも、属格は失われている。アイスランド語に比べて、ドイツ語の属格目的語には制限が強い（第2節）。属格修飾語についても、ドイツ語の「無冠詞固有名詞・親族名称+*-s*」の*-s*は前接語（*enclitic*）に変わっている（第5節）。

人称代名詞以外で屈折範疇としての格変化を残すゲルマン語では、一般に最初に衰退し、消滅する格が属格である。たとえば、フェーロー語の属格は、主・対・与・属格の4つの格の中で慣用句や固定表現に用法が限られ、話し言葉ではほとんど用いない（第15節）。イディッシュ語の属格は複数で衰退しており、単数では「与格+前接語*-s*」の折衷形式を取る（第7節（32））。この*-s*は屈折語尾による属格ではなく、与格名詞句への前接語である。また、フェーロー語もイディッシュ語も属格は動詞・形容詞の目的語には用いない。さらにフェーロー語のかつての属格支配の前置詞は、対格支配に大幅に移行しており（第8節（33））、イディッシュ語の前置詞はすべて与格支配である。

言語地理学的に西中部ドイツ語圏に位置づけられるルクセンブルク語でも、人称代名詞を除いて、主格と対格が共通格（*common case*）に融合して、与格と対立し、属格は慣用句や古風な固定表現に限られている³。同じく中部ドイツ語方言圏のプファルツ地方（*ド Pfalz*）をおもな源郷とするペンシルヴェニアドイツ語も、属格が消失した点以外はルクセンブルク語と同様である。属格が消失したドイツ語方言には、上部ドイツ語に属するスイスドイツ語チューリヒ方言やベルン方言、それにバイエルン方言も含まれる。形態的簡素化が進行した大陸北ゲルマン語の中で、例外的に広く古形を保つスウェーデン語エルヴダーレン方言（*ス älvdalska*）でも、主・対・与格に対して、属格は人称代名詞を含めて残っていない（Åkerberg 2012: 125ff., 216ff.）。

英語、オランダ語、アフリカーンス語、フリジア語群、大陸北ゲルマン語

リング方言、ラ：ラテン語、ロ：ロシア語

³ Schanen/Zimmer (2012: 64)などを参照。ただし、Döhmer (2018)のコーパス調査によれば、ルクセンブルク語の属格は部分の属格（*partitive genitive*）の用法では一般的で、少数の動詞・形容詞の目的語にも用いる傾向があるという。

の4言語（スウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語ブークモールとニューノシュク）、それに低地ドイツ語では、屈折語尾による格変化としての属格は失われている。いわゆる所有格 -s/-s は、名詞句全体に付加される前接語に変わっている（第4, 6, 9節）。西低地ドイツ語に属する北低地ザクセン方言や東低地ドイツ語に属するメクレンブルク・フォーアボマーン方言は、主格と目的格を区別するが、段落の冒頭に挙げた他の言語は屈折範疇としての格変化をすべて失い、統一格（ド Einheitskasus）に変わっている。

(1) 現代ゲルマン諸語の格組織

- ① 主格—対格—与格—属格：アイスランド語、ドイツ語（＝標準ドイツ語）⁴（アイスランド語に比べてドイツ語の属格目的語には制限が強く、ドイツ語の「無冠詞固有名詞・親族名称＋-s」の-sは前接語である）
- ② 主格—対格—与格：フェーロー語（人称代名詞は主・対・与・属格を区別）、イディッシュ語（属格は「与格＋前接語-s」で代用）、スウェーデン語エルヴダーレン方言（人称代名詞も主・対・与格）
- ③ 共通格（主格＝対格）—与格：ルクセンブルク語（人称代名詞は主格と対格を区別、属格はほとんど衰退）、ベンシルヴェニアドイツ語（人称代名詞は主格と対格を区別）
- ④ 主格—目的格（対・与格）：西低地ドイツ語・北低地ザクセン方言、東低地ドイツ語・メクレンブルク・フォーアボマーン方言
- ⑤ 統一格：英語、オランダ語、フリジア語群（＝西フリジア語、北フリジア語諸方言、ザーターフリジア語）、アフリカーンス語、大陸北ゲルマン語（＝スウェーデン語、デンマーク語、ノルウェー語ブークモール、ノルウェー語ニューノシュク）（人称代名詞は主格と目的格を区別）

⁴ スイス最南部の最高部アレマン方言（ド Hchstalemannisch）に属する上部ドイツ語ヴァリス方言（ド Walserisch/Walliserdeutsch）には属格が残っているとされるが、筆者には詳細が未詳であり、以下の論述では考慮外とする。

2. ドイツ語とアイスランド語の属格目的語

ドイツ語では、歴史的に属格目的語が対格、続いて前置詞句に大幅に移行した⁵。現代ドイツ語では、属格支配の動詞は 19 世紀末の約 160 語 (Blatz 1896³: 389-402) から、20 世紀後半には官庁・裁判用語 (ド Amts- und Gerichtssprache) に特徴的な書き言葉で用いる約 40 語 (Kolvenbach 1973: 123)～約 50 語 (Eisenberg 2013⁴: 296f.) に減少した。とくに話し言葉では、ほとんど登場しない。属格目的語と対格・前置詞句目的語がともに可能な動詞もあるが⁵、話し言葉では後者が好まれ、属格目的語は古風な印象を与える。

- (2) ド Diese Behauptung *entbehrt {jeder Grundlage/jede Grundlage}*.
この主張はどんな根拠も (属格/対格) 欠いている (entbehren 〈属格: 古風〉/〈対格: 話し言葉〉を欠く) (Kolvenbach 1973: 128)
Sie klagte ihn {des Diebstahls/wegen des Diebstahls} an. 彼女は彼を窃盗のかどで (属格/前置詞句) 告発した (anklagen 〈対格〉を 〈属格: 古風〉/〈wegen + 属格: 話し言葉〉のかどで告発する)
(ib. 128 変更)

ドイツ語の属格目的語を含む述語の結合価には、「主格 + 属格 + {動詞・形容詞}」の 2 価述語 (ド bedürfen/gedenken/geständig sein 〈主格〉が 〈属格〉を必要とする/思い出す/白状した) のほかに、「主格 + 対格 + 属格 + 動詞」の 3 価述語 (ド berauben/bezichtigen/überführen 〈主格〉が 〈対格〉から 〈属格〉を奪う/〈対格〉に 〈属格〉を とがめる/の罪を確定させる) がある⁶。前

⁵ 属格目的語の対格目的語への移行は、前置詞句目的語への移行よりもかなり早い時期にさかのぼるとされている (Abraham 2013³: 206)

⁶ 「主格 + sich- 対格 + 属格 + 動詞」(sich schämen/sich rühmen/sich vergewissern 〈主格〉が 〈属格〉を恥じる/自慢する/確認する) は 3 価述語のように見えるが、〈sich- 対格〉の sich は固有の意味役割を持たず、本来的な再帰動詞を形成している。

者の2価述語は、第5節で述べる「属格規則」に従って属格標識という形態的補強を必要とする点で、有標性が高い（ド Er bedarf {**Ø/der*} Ruhe. 彼は休息を必要としている ↔ Er braucht *Ø* Ruhe. 同左 (brauchen 〈対格〉を必要とする)）。後者の3価述語の属格は、文末（右枠）の動詞と隣接する本来の位置から「かきまぜ」(scrambling) ((3)①) や否定辞 nicht (英 not) ((3)②) で分離すると、不自然になる。通常の「主格+与格+対格+動詞」（ド geben/schenken/zeigen 〈与格〉に〈対格〉を与える/贈る/見せる）のタイプでは問題ない。属格目的語は特定の動詞に固有であるだけでなく、語順でも動詞に強く依存する周辺の目的語なのである。

- (3) ド ① Sie sagt, dass Johann {*den Freund der Lüge* / **^{/?} der Lüge den Freund* ____} bezichtigte. ヨハンは友人に (den Freund 対格) 嘘を (der Lüge 属格) とがめたと彼女は言っている

(Philippi 1997: 77 変更)

↔ Sie sagt, dass Johann {*dem Freund das Foto* / *das Foto dem Freund* ____} gezeigt hat. ヨハンは友人に (dem Freund 与格) 写真を (das Foto 対格) 見せたと彼女は言っている

- ② Sie haben {*den Angeklagten nicht des Mordes* / *den Angeklagten des Mordes nicht*} überführt. 彼らは被告に (den Angeklagten 対格) 殺人 (des Mordes 属格) の罪を確定させなかった
(Wegener 1991: 96)

↔ Sie hat {*dem Jungen nicht das Buch* / *dem Jungen das Buch nicht*} gegeben. 彼女は男の子に (dem Jungen 与格) 本を (das Buch 対格) あげなかった (Wegener 1991: 96)

ドイツ語の動詞・形容詞の属格目的語が衰退傾向にあることは、疑いない。属格支配のなごりは、たとえば vergessen 「〈対格〉を忘れる」に対する Vergiss*mei*nicht 「忘れな草」(私を (-mein ← meiner, ich の属格) 忘れないで)) に見られる。Ich bin {*es/des Lebens*} müde. 「私は {それに (対格)/人生

に〈属格〉} 飽きた」での対格・属格目的語の併存は、対格 es「それ」がかつての属格（＜中高ド es↔対格 ez）と混交した結果であり、形容詞 müde「～に疲れた」は古くは属格支配だった。同じく形容詞 froh「{〈über + 対格〉/〈属格〉} を喜んでいる」、fähig「{〈zu + 与格〉/〈属格〉} の能力・資格がある」でも、属格目的語は話し言葉では用いず、辞書では「雅語」などと注記されている。Ich bitte dich nur **dies**.「私は君にこれだけを頼む」（Goethe, Paul 2002¹⁰: 174）の dies「これ」（= dieses）も、bitten が「〈対格〉に〈um + 対格〉を頼む」に変わる以前の結合価「〈属格〉に〈中高ド umbe + 対格〉を頼む」を反映した「属格（中高ド dises↔対格 disez）＞対格（dies/dieses）」という再分析に由来する。前置詞目的語としての属格も同様であり、たとえば zweifelsohne「疑い（Zweifel の属格 -s）なく」は、名詞句に後続する場合の前置詞 ohne「〈対格〉なしに」が古くは属格を支配した証拠である⁷。

属格目的語の用法をかなり保っている唯一の現代ゲルマン語が、アイスランド語である。前置詞目的語については、ドイツ語で与格支配と競合する属格支配の wegen「～ゆえに」にあたる vegna など以外に、対格支配に移行した ohne「～なしに」に相当する án「～なしに」も属格支配である。属格支配の動詞もなお豊富で、他の格支配へ移る傾向はあるものの（Jónsson 2017）、共通の意味特徴が認められる。願望（óska ～を望む）、欲求（girnast ～を欲する）、祈願（biðja ～を頼む・祈る）、追求（leita ～を求める）、注意（gæta ～に注意する）、想起（sakna ～の不在を寂しく思う）の心理的意味、それに拒絶（varna ～を拒む）、損失（missa ～を失う）、利害（njóta ～を享受する）の意味がそれである（Kress 1982: 212f., 220f.）。前者は主語の内部にこもる動作、後者は離脱の意味が基本で、目的語に直接的影響を与える「割る、殺す」などの典型的な他動詞からは縁遠いグループである。属格支配の形容詞も、verða var「～に気づく」（verða ～になる、ド werden）、vera minnugur

⁷ 前置詞 ohne（中高ド äne < 古高ド äno）の使用は、古高ドイツ語期には「属格～äno」/「äno + 対格」が一般的だった。新高ドイツ語期には与格支配の mit の影響を受けてか、与格支配の例も散見される（Paul 1968 (1920): 32, Paul 2002¹⁰: 722）。参照：ド ohnedem（古）/ohnedies「そうでなくても、いずれにせよ」（= ohnehin）。

「～を覚えている」(vera ～である, ド sein), vera letjandi 「～を勧めない」などがある。ドイツ語の wünschen 「〈与格〉に〈対格〉を望む」(ア óska), 上述の bitten 「〈対格〉に〈um + 対格〉を頼む」(ア biðja), missen 「〈対格〉を欠く」(ア missa), genießen 「〈対格〉を享受する」(ア njóta) も古くは属格支配だった。gewahr werden 「〈属格〉に気づく」(ア verða var) は今でもそうである。アイスランド語の óska 「〈与格〉に〈属格〉を望む」に対して、3 価述語は対格目的語を含むという制約があるドイツ語では, wünschen 「〈与格〉に〈対格〉を望む」は属格支配から対格支配に変わっている。

古ゲルマン諸語の中で、ゴート語はロシア語と同じく否定文で属格目的語を多用した (Streitberg 1920^{5/6}: 177f.)。他動詞表現での否定は、動作の影響が目的語に及ばないことを含意する。動作の影響が部分的にとどまることを表す部分格 (partitive) が想定できるとしたら (Dal/Eroms 2016⁴: 19), ゲルマン諸語の属格目的語はこの意味役割を弱めてきたと言えよう。ドイツ語では新高ドイツ語期にも、部分の属格 (partitive genitive) の用法が目的語 ((4) ①) および非対格動詞の主語 ((4) ②) に認められる。ともに現在では古風な表現になっている。

- (4) ド ① Das Pferd trank **des Wassers**. 馬は水 (= 若干量の水, des Wassers 属格, 現在は対格 Wasser) を飲んだ

(橋本 2006 (1956) : 614) 変更)

Sorgsam brachte die Mutter **des klaren, herrlichen Weines**.
注意深く母は澄んだ素晴らしいワイン (= 若干量の澄んだ素晴らしいワイン, des klaren, herrlichen Weines 属格, 現在は対格 klaren, herrlichen Wein) を運んで来た (Goethe)

(ib. 614 変更)

- ② **Seines Gesanges** erschallet noch. 彼の歌は (seines Gesanges 属格, 現在は主格 Sein Gesang) まだ鳴り響いている (Klopstock)

(Dal/Eroms 2014⁴: 20)

Erinnerungen, **deren** uns ja aus jedem Alter bleiben まさに

私たちのどの年代にも共通の（＝どの年代の私たちにもとどまっている, deren 関係代名詞・複数属格, 現在は主格 die）思
い出（Jean Paul）（ib. 20）

3. 属格目的語と定性効果

部分格の意味役割と否定文の目的語としての属格の用法は、属格の不定の意味と後述する「定性効果」と関連している。古ゲルマン諸語では、属格目的語を不可算名詞に用いて不定（indefinite）の意味を表し、定（definite）の意味を表す対格と対比することがあった。もっと以前は規則的な現象だったと推定されている。ゴート語、古高ドイツ語、古ザクセン語の例を挙げる⁸。

- (5) ゴ *huas haldip awēpi jah **miluks** þis awēþjis ni matjai?* だれが^s (*huas*)
羊を (*awēpi*) 飼っていて (*haldip*) そして (*jah*) その羊の (*þis*
awēþjis) 乳を (*miluks* 属格・不定) 飲まない (= 食さない) ことが
あろうか (*ni matjai*) (An die Korinther I. IX. 7)

古高ド *Her skancta cehanton Sinan fianton / **Bitteres lides**.* 彼は
(*her*) 即座に (*cehanton*) 彼の敵たちに (*sinan fianton*) 苦い飲み
物を (*bitteres lides* 属格・不定, ド *eines bitteren Getränks*) 注いだ
(*skancta*) (Ludwigslied 53f.)

古ザ^r *thar mugun gi ēnan man sehan / an is handun dragan **hluttres***
***uuatares** / ful mid folmun.* そこに (*thar*) おまえたちは (*gi*) 1 人
の男が^s (*ēnan man*) 彼の手に (*an is handun*) 清い水を (*hluttres*
uuatares 属格・不定) 両手にあふれるようにして (*ful mid folmun*)
運んでいるのが^s (*dragan*) 見える (*mugun~sehan*)

⁸ (5) (6) の用例は Philippi (1971: 65) に基づいている。ただし、同論文の引用は語形、英訳、出典の点で正確さを欠いているので、必要な訂正を施し、前後の文を補って示した。また、適宜、長音府「^ː」と母音の識別記号「[˘]」を付した。古ザクセン語の用例は Behaghel/Taeger (Hrsg.) (1996¹⁰: 21, 162) を典拠としている。

(Heliand 4535-7)

- (6) ゴ jah gaggands gahaftida sik sumamma baúrgjanē jainis gaujis, jah insandida ina haiþjōs seinaiþōs haldan **sweina**. そして (jah) (彼は) 歩いて行くと (gaggands), その土地の (jainis gaujis) 住民たちのある 1 人に (sumamma baúrgjanē) すがった (gahaftida sik)。そして (jah) (その住民は) 彼を (ina) [その住民が飼っていた] 豚たちを (sweina 対格 (複数)・定) 見守らせるために (haldan) 彼の野原へ (haiþjōs seinaiþōs) 遣わした (insandida)

(Lukas XV. 15)

古高ド Inti dir gibu **sluzzila** himilo riches. そして (inti) おまえに (dir) 天の (himilo) 国の (riches) 鍵を (sluzzila 対格 (複数)・定) (私は) 与える (gibu) (Tatian 90. 3)

古ザ gisāhun thar **mahtigna** / **godes angil** cuman すると (thar) 強大な (mahtigna 対格・定) 神の (godes) 天使が (angil 対格・定) 来るのを (cuman) (彼らは) 見た (gisāhun) (Heliand 394-5)

初期の古ゲルマン諸語では、冠詞が未発達だった。そこで、属格目的語で不定、対格目的語で定の意味を表すことがあったのである。属格と対格の区別が不明確になったのを補うために、定冠詞、ついで不定冠詞が発達したという説もある (Leiss 1994, 2000, Abraham 1997, Philippi 1997)。今では少数派で地味な属格目的語も、古くは大切な役目を担っていたと言える。

定・不定の区別には、語順や形容詞強 (不定)・弱 (定) 変化も利用された (Ferraresi 2014: 44-50)。また、動詞のアスペクトも関係していたとして、Leiss (1994) (2000), Abraham (1997), Philippi (1997) はロシア語との比較から、「定：対格～完了アスペクト (perfective aspect)」⇔「不定：属格～未完了アスペクト (imperfective aspect)」の対立に注意を喚起している。

- (7) ロ On **raskolol** drova. 彼は (on) 薪を (drova 対格 (複数)・定) 割った (raskolol 完了アスペクト)

- ド Er hat **das Holz** gespalten. 同上 (das Holz 定冠詞 + 名詞 : 対格・定)

(Leiss 1994: 312)

- (8) ロ On **kolol** drova. 彼は (on) 薪を (drova 対格 (複数)・不定) 割った (kolol 不完了アスペクト)

- ド Er hat **Holz** gespalten. 同上 (Holz 無冠詞 + 名詞 : 対格・不定)

(ib. 312)

動詞句の表す動作は、完了アスペクトによって完結的 (telic)・終結的 (terminative)、未完了アスペクトによって未完結的 (atelic)・継続的 (durative) と解釈される。冠詞を欠くロシア語では、動詞の未完了アスペクトによって目的語が不定、完了アスペクトによって定であることが示され、アスペクトを欠くドイツ語では、不定冠詞と定冠詞がこの区別を明示している。

また、次のロシア語の例では、完了アスペクトの動詞を用いると、動詞句の表す動作が目的語の格に応じて、「定 : 対格～完了アスペクト」↔「不定 : 属格～完了アスペクト」と解釈されることを示している。やはりドイツ語では、定冠詞と不定冠詞の選択がこの区別に対応している。

- (9) ロ On prinës **papirosy**. 彼は (on) 紙巻きタバコを (papirosy 対格 (複数)・定) を持って来た (prinës 完了アスペクト)

- ド Er brachte **die Zigaretten**. 同上 (die Zigaretten 定冠詞 + 名詞 : 対格 (複数)・定)

(Leiss 1994: 313)

- (10) ロ On prinës **papiros**. 同上 (papiros 属格 (複数)・不定, prinës 完了アスペクト)

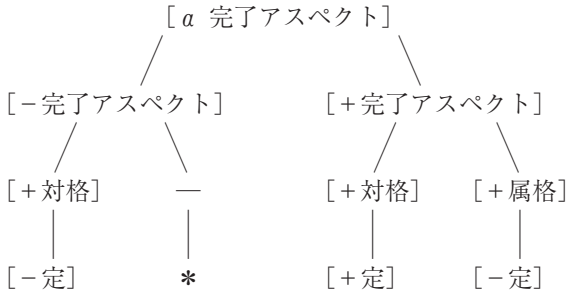
- ド Er brachte **Zigaretten**. 同上 (Zigaretten 無冠詞 + 名詞 : 対格 (複数)・不定)

(ib. 313)

ドイツ語には文法化された完了・未完了アスペクトはないが、語彙的アスペクト (動作態様, ド Aktionsart) としては, bringen 「持って来る」は完了

アスペクトの動詞と言える。この場合、ドイツ語の定冠詞はロシア語の対格、ドイツ語の不定冠詞はロシア語の属格に対応し、名詞句の定・不定の区別に参与している。冠詞以外に格や動詞のアスペクトによって定・不定の区別が示される現象を「定性効果」(ド Definitheitseffekt, Leiss 1994: 311; definiteness effect, Weerman/De Wit 1999: 1168) と言う (PERF = 完了アスペクト)。

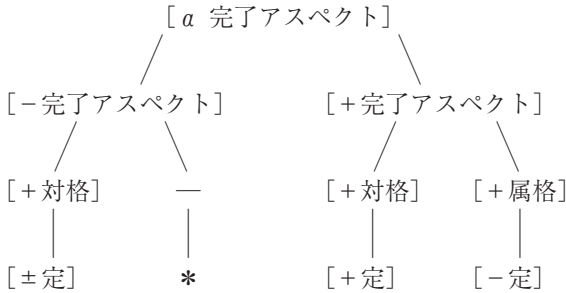
(11) ロシア語のアスペクト・格と定性効果



(Abraham 1997: 44, 46 変更)

(9) (10) のロシア語の例は、(5) (6) に挙げた古ゲルマン諸語の目的語での「対格～定」↔「属格～不定」の使い分けを想起させる。ただし、ロシア語では、不完了アスペクトの動詞の目的語は対格に限られ、属格との対比は見られない。一方、古高ドイツ語でも、「対格～定」↔「属格～不定」による定性効果は、動作の終結を含意する完了アスペクト動詞に主として見られるが、継続を含意する未完了アスペクト動詞では、対格目的語に比べて属格目的語は稀だった。未完了アスペクト動詞には定性効果が期待できず、対格目的語に対して属格目的語を用いる必要性が乏しかったのである。つまり、古高ドイツ語では、定・不定の区別への対格・属格の関与が一部で不明確になりつつあり、これが定冠詞の発達にも呼応したと考えられる。

(12) 古高ドイツ語のアスペクト・格と定性効果



(Abraham 1997: 46 変更)

現代ドイツ語の 40～50 語の属格支配の動詞も、その多数が完了アスペクトに由来する接頭辞動詞であり、不変化詞動詞を合わせれば、全体の大多数を占める (Kolvenbach: 1973, Abraham 1997: 33, 2013³: 206)。(13) に示すように、「接頭辞動詞/不変化詞動詞—属格支配」⇔「単純動詞 (ト Simplex-verb) —前置詞句支配」という相補分布的な用例は、現代ドイツ語にもいくつか残っている⁹。類例はドイツ語の古語に数多く散見される。

- (13) ト Sie *gedachten der Gefallenen*. ↔ Sie *dachten an die Gefallenen*. 彼らは戦没者たちを追悼した (= 思い出した) (gedenken 〈属格〉を思い出す ⇔ denken 〈an + 対格〉を思い出す)

(Kolvenbach 1973: 124)

Er *verwies sie {des Landes/des Zimmers}*. ↔ Er *wies sie {aus dem Land/aus dem Zimmer}*. 彼は彼女を {国内から/部屋から} 追放した (verweisen 〈対格〉を 〈属格〉から追放する ⇔ weisen 〈対格〉を 〈aus + 与格〉から追放する) (ib. 126 変更)

⁹ ただし、少数ながら、逆に「対格目的語 + 接頭辞動詞」⇔「属格目的語 + 単純動詞」の例もある (ト Er *verwaltet sein Amt*. ↔ Er *waltet seines Amtes*. 彼は自分の職務を司っている, Kolvenbach 1973: 128)。

これに関連して、(14) では、同一の単純動詞を基本とする接頭辞動詞 (beschuldigen) と不変化詞動詞 (an|schuldigen) が属格目的語を支配している。(15) では、「対格目的語 + 属格目的語」を伴う接頭辞動詞 (berauben) に対応する単純動詞 (rauben) が、属格目的語 (seiner Ehre) に代わって対格目的語 (seine Ehre) を支配している。そして、構造格である対格の二重使用を避けて、対格目的語 (ihn) が与格目的語 (ihm) と交替し、「与格目的語 + 対格目的語 + 動詞」という現代ドイツ語の主要パターンに従っている。

- (14) ド Sie **beschuldigte** ihn **des Verrats**. ↔ Sie **schuldigte** ihn **{des Verrats/wegen Verrats} an**. 彼女は彼に裏切りの罪を着せた (beschuldigen 〈対格〉に〈属格〉の罪を着せる ↔ anschuldigen 〈対格〉に〈属格/wegen + 属格〉の罪を着せる・で告発する)
(Kolvenbach 1973: 125 変更)

- (15) ド Sie **beraubte** ihn **seiner Ehre**. ↔ Sie **raubte** ihm **seine Ehre**. 彼女は彼から彼の名誉を奪った (berauben 〈対格〉から〈属格〉を奪う ↔ rauben 〈与格〉から〈対格〉を奪う) (ib. 128 変更)

古高ドイツ語の接頭辞動詞は、現代語よりも明確に完了アスペクトの意味を担っており、定の意味を表す対格目的語に対して、属格目的語は不定の意味を表す役割を保っていたと考えられる。中高ドイツ語期までは、属格目的語の使用は増大する (Dal/Eroms 2014⁴: 19)。それは不定冠詞が未発達で、不定の意味を表す手段として属格目的語を用いたためと考えられる (Abraham 2013³: 208f.)。一方、ge- を始めとする動詞接頭辞や不変化詞は、完了アスペクトの機能を弱め、目的語の定・不定が不明確になるにつれて、定冠詞が発達を促され、中高ドイツ語期に確立した。不定冠詞はそれより遅れて、初期新高ドイツ語期に確立したとされている。現代ドイツ語では、属格目的語はアスペクトと無関係に少数の語彙に限定された内在格に変わっている。これに対して、古高ドイツ語の属格目的語は、統語的使用条件に依存する構造格の性格をある程度とどめていたと考えられる (Abraham 1997: 49)。

4. 属格修飾語と所有格 -'s/-s

中世以降のゲルマン諸語は、脱屈折化 (deflection) の進行とともに、名詞修飾語としての属格 (属格修飾語) を脱文法化し (第4節～第6節)、再述所有代名詞構文 (ド meinem Vater sein Haus 私の父の家) の文法化との競合を通じて、所有関係を基本とする名詞句間の表現形式を求め続けた (第7節～第13節)。以下ではその過程を検証する。そして、属格に由来する機能的要素の種類と多重使用を検討し、ゲルマン諸語の属格の変遷が言語の発達サイクルとリサイクルの一例であることを示す (第14節～第16節)。

ドイツ語とアイスランド語は、第5節で述べる相違はあるが、属格修飾語も備えている。一方、英語のいわゆる所有格 (possessive) -'s「～の」に相当する要素 -s は、人称代名詞以外で格変化を完全に失った大陸北ゲルマン語の4言語や、英語、オランダ語、西フリジア語などの西ゲルマン諸語にもある。しかし、これらはドイツ語とアイスランド語の格変化、つまり屈折 (inflection) による属格ではない。第1節で述べたように、人称代名詞以外で格変化を残すゲルマン諸語では、最初に衰退する格が属格である。Janda (1980: 245) によれば、無標の一般格に対して残存するのが屈折範疇の属格である言語は存在しない。英語などのいわゆる所有格 -'s/-s は、類型論的にきわめて例外的な屈折語尾であることになる。以下ではこの点を論じる。

まず、その形態表示について、大陸北ゲルマン語からスウェーデン語を例に取って、アイスランド語と比べてみよう。

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| (16) 単数主格 | ス | hunden | その犬が (← hund + -en, 英 the dog) |
| | ア | hundurinn | 同上 (← hund-ur + -in-n, ド der Hund) |
| 所有格 | ス | hundens | その犬の (← hund + -en- s , 英 the dog's) |
| 属格 | ア | hundsins | 同上 (← hund- s + -in- s , ド des Hund(e) s) |
| 複数主格 | ス | hundarna | その犬たちが (hund-ar + -na, 英 the dogs) |
| | ア | hundarnir | 同上 (← hund-ar + -(i)n-ir, ド die Hunde) |

所有格 ス hundarnas その犬たちの (hund-ar + -na-s, 英 the dogs')¹⁰
 属格 ア hundanna 同上 (← hund-a + -(i)nn-a, ド der Hunde)

名詞に定冠詞 (= 後置定冠詞, ア -in/- (i)n-, ス -en/-na) をつけると, アイスランド語では名詞と定冠詞がともに属格に変化するが, スウェーデン語では -s が1度つくだけである。しかも, スウェーデン語の hundens/hundarnas (英 the dog's/the dogs') では, -s は名詞 hund/hundar ではなく, 名詞句 hunden/hundarna 全体の末尾に付加されている。-s が後置定冠詞 -en/-na には後続するが, それ自体に付加されているのではないことは, 不定冠詞 en を伴う en hunds (英 a dog's) では, -s が名詞に後続することから明らかである。また, アイスランド語では, 語幹形成接尾群の種類を反映して, 男性名詞に限っても, 属格語尾 (単数/複数) の種類は, -s/-a (hunds/hunda ← hundur 犬, a-語幹・強変化), -ar/-a (kattar/katta ← köttur 猫, u-語幹・強変化), -a/-a (hana/hana ← hani 雄鶏, an-語幹・弱変化) などと多彩である。スウェーデン語の -s は, アイスランド語に残る単数属格語尾 -s から発達した性・数^{すう}とは無関係の前接語 (enclitic) なのである。

ドイツ語と英語など, 西ゲルマン語相互の関係についても, アイスランド語とスウェーデン語の関係と同様である。ドイツ語の des Hund(e)s では, アイスランド語と同様に, 定冠詞 d- と名詞 Hund- が属格に変化するが, 英語の the dog's the はそのまま, -s はスウェーデン語と同様に, the dog 全体の末尾に付加されている。英 [the dog]'s name「[前置定冠詞+名詞]-s」では -s が名詞 dog につき, ス [hunden]s namn「[名詞+後置定冠詞]-s」では -s が定冠詞 -en につくように見えるのは, 語順の違いにすぎない。「A の B」を表す語順の相違, すなわち, 英/ス「所有格 A's/-s+B」↔ド/ア「B+属格 A」に注意して, 比較してみよう。

(17) 英 「前置定冠詞+名詞」/「所有格 A's/-s+B」

¹⁰ the dogs' (← dogs + -'s) ではわかりにくい, the men's からは明らかである。

[the dog]'s name/[the dogs]' names 犬の名前/犬たちの名前

↔ス 「名詞＋後置定冠詞」/「所有格 A-'s/-s＋B」

[hunden]s namn/[hundarna]s namn 同上

(18) ド 「前置定冠詞＋名詞」/「B＋属格 A」

der Name [des Hund(e)s]/die Namen [der Hunde] 同上

↔ア 「名詞＋後置定冠詞」/「B＋属格 A」

nafnið [hundsin]s/nöfnin [hundanna] 同上

そもそも派生接辞と違って、屈折接辞（＝語尾）がついた語には別の接辞を付加できない。安井（1996²：84f.）は英語について次のように述べている。

(19) 「一般に、屈折接辞 (inflexional ending) は、一度、語幹につけると、その語形は『閉じられ』 (closed)、それ以上接辞をつけることを許さない。例えば、pay に -ing をつけて paying とすれば、この形は閉じられた形で、これにさらに接辞をつけることはできない。だから、repaying という形があれば、これは paying に re- がついたのではなく、repay に -ing がついたものである。

この原則は、かなり一般的のものであり、派生語を作る派生接辞 (derivational suffix)、例えば *unkindness* における un- や -ness と、-ed, -ing, -s などの屈折接辞との区別をする決め手とさえなるものであるが、そのほとんどただ一つの例外をなすのが、所有格語尾 -'s であり、girls', men's にみられるように、複数の屈折接辞のあとに付け加えることができる。この点でも、所有格は、きわめて特異なものである」

安井（1996²：84f.）

この矛盾は、いわゆる所有格 -'s を屈折接辞（＝語尾）ではなく、前接語とみなせば解消される。英語以外の同類の -s についても同様である。

これはいわゆる所有格 -'s/-s を伴う名詞句に限らず、一部の代名詞にも当てはまる。たとえば、スウェーデン語の 3 人称非再帰所有代名詞の単数形

hans 「彼の (人間)」/*hennes* 「彼女の (人間)」/*dess* 「その (物事)」 (<det +s) には、かつての男・中性単数属格語尾 -s が共通している。入門書の説明とは違って、*hans/hennes/dess* は屈折語尾による属格ではなく、名詞の性・数と無関係に発達した前接語 -s 「～の」を主格または斜格に付加した語形である (ス *hans* <主格 *han* (ア *hann*) +s, ス *hennes* 彼女の <斜格 *henne* (ア 与格 *henni*) +s, ス *dess* (デ/ブ *dets*) <主格 *det* +s)。屈折範疇としてのアイスランド語の属格 *hans* 「彼・その (男性)」/*hennar* 「彼女・その (女性)」/*þess* 「その (中性)」 (←主格 *hann/hún/það*) とは異なる。

しかも、スウェーデン語の複数形 *deras* 「彼(女)・それらの (人間・物事)」は、アイスランド語の *þeirra* (英 *their*) に残るかかつての属格形 *dera* を前接語 -s によって補強した二重表示に由来する (第 15 節参照)¹¹。デンマーク語とブークモールの *deres* 「同上」 (← *dere* +s) も、属格形 *dere* への前接語 -s による二重表示である。一方、ニューノシュクの *deira* はアイスランド語の属格形 *þeirra* に対応する語形で、前接語は伴わない。

- (20) ス ① *hans* (<主格 *han* +s) *bil* 彼の車
 ↔ア *billinn hans* (←主格 *hann* の属格) 同上
hennes (<斜格 *henne* +s) *bok* 彼女の本
 ↔ア *bókin hennar* (←主格 *hún* の属格) 同上
 ② *deras* (<属格 *dera* +s) *hus* 彼(女)らの家
 ↔ア *húsið þeirra* (←主格 *þeir/þær/þau* の属格) 同上

現代ゲルマン諸語では、名詞句の文法的役割を担う性・数・格^{すう}の中で、名詞自体に表示する傾向が顕著な数に対して、性・格は冠詞などの限定詞 (D, determiner) に表示する傾向が強い。これは、数が名詞自体に固有の素性で

¹¹ Braunmüller (2018: 307-309) はスウェーデン語の *hans/hennes/dess/deras* の -s を「屈折による属格の -s」(“inflectional genitival-s”, ib. 307) とみなしているが、これは正しくない。性・数と無関係に種々の格形に付加された -s は、付加が起こった当時、すでに格標識ではなく、前接語に変わっていたと考えられる。

あるのに対して、格は名詞以外に依存する素性であることから理解できる(したがって、名詞に固有の素性であるはずの性が、格と同じく主として限定詞に形態表示されるのは、特異であると言える)。ゲルマン諸語では、限定詞に対して、名詞は格語尾を失う方向に発達してきた¹²。大多数のドイツ語方言では、少数の残存を除いて、単・複数ともに名詞自体の格変化は失われている(Panzer 1983: 1171)。im Haus「家で」に対する慣用句 zu Hause「自宅で」の中性単数与格語尾 -e は、例外的な古形のなごりである。英語やスウェーデン語などのいわゆる所有格 -s/-s が名詞だけに保たれているのは、これを格語尾とみなす限り、自然な形態表示に反していることになる。

5. ドイツ語の「無冠詞固有名詞・親族名称 -s」 と属格規則

ドイツ語でも、無冠詞固有名詞・親族名称につく -s [s]「～の」は、格変化、つまり屈折による属格語尾 -(e)s とは異なる¹³。Dom「大聖堂」の属格は Doms/Domes「大聖堂の」だが、Rom「ローマ」では Roms「ローマの」だけであり、Vaterlands/Vaterlandes「祖国の」に対して、Deutschlands「ドイツの」は良くても、*Deutschlandes は奇妙である。女性名詞の属格は der Frau「その女性(Frau)の」のように無語尾だが、固有名詞・親族名称による {Mutters/Lenas} Kleid「{母(Mutter)/レーナ}のドレス」は -s を伴う。

用法も、名詞句内の修飾成分に限られている。無冠詞固有名詞・親族名称の -s は、属格支配の前置詞(21)や動詞(22)の目的語には使えない¹⁴。

¹² ただし、限定詞の発達後も性・格の形態的区別は衰退している(Panzer 1983: 1172)。

¹³ 破擦音(sibilant, [s, ʃ, ts])で終わる男名は -ens (Hansens ← Hans ハンス), -e [ə]で終わる女名は -ns (Luisens ← Luise ルイーゼ)とする。

¹⁴ ただし、(21)で「unweit + 無冠詞地名 -s」は可能である(unweit Berlins ベルリンから遠くない所で, Duden 1999³: 4151)。また, wegen を後置詞として用いると, {Karin/*Karin} wegen「カーリンのために」(Gallmann 1990: 263)のように逆の分布になる。これは、「von + 属格 + wegen」(オ vanwege)という名詞 Weg「道, 方法」に由来するなごりをとどめているためと考えられる。さらに, von *Obrigkeits* wegen「お上のお達しにより」では普通名詞の女性名詞 Obrigkeit に -s がつくことから, 「von + 名詞 -s + we-

- (21) ド Wir saßen **unweit** {*Peter*/**Peters*}. 私たちはペーターから遠くないところにすわっていた (Gallmann 1990: 260)
 Sie kamen nur **wegen** {*Karin*/?*Karins*}. 彼らはカーリンのためだけに来た (ib. 260)
wegen {*der Mutter*/**Mutters*} 母のために
 (Weerman/De Wit 1998: 28)
- (22) ド Wir **bedürfen** {*der Mutter*/**Mutters*}. 私たちは母親が必要だ (ib. 28)

語順についても、「無冠詞固有名詞・親族名称 + -s」では、特殊なザクセン属格 (ド Sächsischer Genitiv) による「A-s + B」 (ド *Karls* Hose カールのズボン) を多用する。とくに 1 ～ 2 音節の名詞では、通常の属格に見られる「B + A-s」の語順は避ける (ド *das Bild Michelangelos* ミケランジェロの絵 ↔ **die Hose Karls* カールのズボン, Duden 2016⁸: 371 変更)。

さらに、「無冠詞固有名詞・親族名称 + -s」は単数形に限られる。一方、屈折語尾による属格は単数・複数ともに用い、単独の名詞には使えず、属格規則 (ド Genitivregel, Gallmann 1990: 258, 269) に従って、限定詞・形容詞と名詞が併存し、どちらかが強変化属格語尾 -(e)s/-(e)r を示す必要がある¹⁵。

- (23) ド außerhalb {**Städte*/*größerer Städte*} {都市/比較的大きな都市} の外で (außerhalb von Städten は可) (Gallmann 1990: 260)
 während {*vier Monate*/*dreier Monate*} {4 か月/3 か月} の間に (与格による während vier Monaten は可) (ib. 259)
- (24) ド der Konsum {**Wassers*/*frischen Wassers*} {水の/新鮮な水の}

gen」で固定した表現とも言える。

¹⁵ 一部の属格支配の前置詞による表現には, wegen *Todesfalls* geschlossen 「喪中につき休業」, mangels *Beweises* 「証拠不足により」, infolge *Versagens* der Bremsen 「ブレーキの不作動のために」のような例外がある。これは古形の残存であり、少数の古風な定型表現に限られる (Gallmann 1990: 261)。

の消費 (Duden 2009⁸: 968)

die Behandlung {**Patienten/der Patienten*} 病人たちの診察

(Weerman/De Wit 1999: 1186)

die Verarbeitung {**prima Holzes/tropischen Holzes*} {第一級の
(prima 無変化) 木材の/熱帯性の木材の} 加工

(Gallmann 1990: 263f.)

die Aufgaben {*jeden Schülers/jedes Schülers*} それぞれの生徒
の課題

⇔die Aufgaben {**jeden Studenten/jedes Studenten*} それぞれ
の大学生の課題 (Lindauer 1995: 202)

(25) ド Er entledigte sich {**Holzes/faulenden Holzes*}. 彼は {木材を/朽
ちつつある木材を} 片づけた (Gallmann 1990: 266)

Wir waren {**Gedränges/des Gedränges*} satt. 私たちは {人混み
に/その人混みに} うんざりしていた (ib. 267)

属格規則の存在は、ドイツ語でもまた、一般に屈折範疇としての属格が使用制限を受けて衰退傾向にあることを示唆している。その中で、限定詞を伴って格変化を表示する普通名詞は、属格を保っているが、無冠詞固有名詞・親族名称は、属格を含むすべての格変化を失っていると言える。

英語やスウェーデン語のいわゆる所有格 -s/-s は、つねに名詞に前置し、無生名詞に使うこともある (英 *Life's* Little Ironies 人生の小さな皮肉 (Thomas Hardy の短編集), ス *livets* mening 人生 (livet, -et 定冠詞) の意義, ス en *tre kilometers* asfalterad raksträcka 3 キロ (tre kilometer) のアスファルトで舗装された (en~asfalterad) 直線道路 (en 不定冠詞), Andersson 1994: 290)。所有以外にも、種々の意味を表す (英 *Sophie's* choice ソフィーの選択, *children's* education 子供たちの教育; ス *fiendens* anfall 敵の襲撃 (fienden, -(e)n 定冠詞, Andersson 1994: 289f.), ス *solsystemets* upptäckt 太陽系 (solsystemet, -et 定冠詞) の発見)。被修飾名詞との語順や種類についての違いはあっても (ド *Cäsars* Eroberung *Galliens*/die

Eroberung *Galliens* durch Cäsar カエサルのガリア征服, Lindauer 1995: 128), ドイツ語の「無冠詞固有名詞・親族名称 + -s」は英語やスウェーデン語の -'s/-s に類似している。つまり, ドイツ語にも屈折による属格以外に, 「英 A-'s/ス A-s+B」に相当する「無冠詞固有名詞・親族名称 A-s+B」があり, この -s は属格語尾ではなく, 「英 A-'s/ス A-s+B」に対応する前接語に再分析されていると言える。

最後に, ドイツ語の無冠詞固有名詞は, 修飾語がつくと, 冠詞などの限定詞を伴うが (ド Werther ウェルテル→der junge Werther 若きウェルテル), 属格形でも現代語では無語尾である (ド *Die Leiden des jungen Werther-Ø* (1787 < *Werthers* 1774) 『若きウェルテルの悩み』)。男性の国名も, 定冠詞を伴う属格では無語尾形が多い (ド (der) Iran イラン→Irans/des Iran-Ø)。一方, アイスランド語の無冠詞固有名詞は, 親族名称を含めて, 属格形が通常の名詞と同形であり, 屈折語尾による属格を保っている。

- (26) ア ① 強変化男性名詞: 主格 fjörður フィヨルド/Hörður ヘルズル (男名) — 属格 fjarðar/Harðar
- ② 強変化女性名詞: 主格 borg 町/Finnborg フィンボルグ (女名) — 属格 borgar/Finnborgar
- ③ 弱変化男性名詞: 主格 safi ジュース/Torfi トルヴィ (男名)/afi 祖父 — 属格 safa/Torfa/afa
- ④ 弱変化女性名詞: 主格 panna フライパン/Anna アンナ (女名)/amma 祖母 — 属格 pönnu/Önnu/ömmu
- ⑤ 強変化中性名詞: 主格 land 国, 地方/Pýskaland ドイツ — 属格 lands/Pýskalands (↔ド 主格 Land/Deutschland — 属格 Lands~Land(e)s/Deutschlands~*Deutschlandes)

6. 群属格と所有格 -'s/-s の脱文法化

ここで想起されるのが, 名詞句全体の末尾に -s をつけて後続名詞につな

げる群属格 (group genitive)¹⁶ である。英語では次の 3 種類が含まれる。

- (27) 英 ① 前置詞句を伴う名詞句：[A + 前置詞句]’s + B
the Queen of England’s throne [英国 (の of) 女王] の (-’s)
王冠
- ② 並列項を含む名詞句：[A₁ and/or A₂]’s + B
John and Mary’s cottage [ジョンとメアリー] の (-’s) 別荘
an hour and five minutes’ walk [1 時間 5 分] の (-’ ← -’s)
徒歩
- ③ 関係文を伴う名詞句：[A + 関係文]’s + B
a man I know’s daughter [私が知っている男性] の娘

スウェーデン語では、③は稀だが、①は普通であり、②も単なる機械的列挙を除けば可能である (Holmes/Hincliffe 2013³: 54)。

- (28) ス ① *mannen på gatans* åsikter 一般人 (通りの (på gatan) 人 (mannen, -en 定冠詞) の (-s) 見解 (Andersson 1994: 289)
kungen av Danmarks slott [デンマーク (Danmark) の (av) 王 (kungen, -en 定冠詞)] の (-s) 城 (Norde 1997: 68)
- ② *farbror och fasters* villa [父方の叔父 (farbror) と (och) 叔母 (faster)] の (-s) 別荘 (機械的列挙ではない例) (ib. 82)

ドイツ語でも、無冠詞固有名詞・親族名称について、上記の①と身近な対表現による②の用法は許される。(29) ①の von Eschenbach, von der Vogelweide の von は本来、与格支配の前置詞であり、属格語尾 -s は伴わないことに注意。

¹⁶ 「群属格」は屈折範疇としての格を指すのではなく、便宜的な俗称と言える。

- (29) ド ① **Wolfram von Eschenbachs** „Parzival“ ヴォルフラム・フォン・エシェンバハ (Wolfram von Eschenbach) の (-s) 『パルツイヴァル』 (Duden 1998⁶: 246)
 {**Walther von der Vogelweides**/***Walthers von der Vogelweide**} Sprache ヴァルター・フォン・デア・フォークルヴァイデ (Walther von der Vogelweide) の (-s) 言語 (Fuß 2011: 37)
- ② **Hänsel und Gretels** Heimwegspur ヘンゼルとグレーテル (Hänsel und Gretel) の (-s) 家路の跡 (Duden 2009⁸: 211)
 die Geschichte vom Sündenfall **Adam und Evas** アダムとイヴ (Adam und Eva) の (-s) 原罪の物語 (ib. 211)

以上の事実は、3 言語の -s/-s は、使用範囲の差はあるが、名詞句末に添えた前接語に変わっていることを裏付けている (Janda 1980, Endresen 1988³: 101f., Haugen 1982: 104, Haberland 1994: 324f., Norde 2009: 160, Fuß 2011)。

文法的役割を担う機能項目が語彙項目として独立性を強めていく歴史的变化の過程を脱文法化 (degrammaticalization) と言う。「語彙項目>文法項目>接語 (clitic)>接辞 (affix)>屈折語尾」という逆の過程をたどる文法化 (grammaticalization) に比べて稀なケースだが、「所有格 -s/-s>前接語 -s/-s」の発達は脱文法化の好例と言える (Norde 1997)。それは上述の言語で「英語>スウェーデン語>ドイツ語>アイスランド語」の順に進行しており、屈折語尾による属格の衰退度に対応している。「A-s/s+B 構文」の文法化もこの順に進んでいる。

前接語に変わった所有格 -s は、デンマーク語にも見られる。Haberland (1994: 324f.) は -s が属格語尾ではないと明言し (“... there are no corresponding traces of the historical inflectional system of nouns. Even the suffix -s attached to nouns represents a group genitive, not a genitive case.”, ib. 324), その理由に、**Kongen af Danmarks** bolsjefabrik デンマーク王立 (= デンマーク国王 Kongen af Danmark) の (-s) 砂糖菓子工場) が英語の群属格と同

様に, *[Kongens af Danmark] bolsjefabrik とは言えない事実と, 前置詞残留を起こした関係文に-s が付加される例を挙げている (デ Det er [*pigen* [*Uffe bor sammen med*]]s datter. これは (det) [[ウフェが (Uffe) (ソノ人ト, Ø (=関係詞 som の省略)~med 前置詞「~と」) いっしょに (sammen) 住んでいる (bor)] 女の子 (pigen, -(e)n 定冠詞)]の (-s) 娘 (datter) です (er), ib. 324 変更)。

ノルウェー語でも, 所有格由来の-s は, 第 10 節 (39) に示すように, 英語の群属格 (27)①~③の用法がすべて可能である。その際, 先行語と-s の間に休止を置き, -s を後続名詞に続けて発音することがある (Torp 1992: 165)。これは先行語からの-s の独立性を示唆し, 所有格-s の脱文法化を物語っていると考えられる。

(30) ブ *NSB... s-nattog* er forsinka. NSB (=Norges Statsbaner, ノルウェー国鉄) の (...s←-s) 夜行列車は (nattog) 到着が遅れた (er forsinka) (Torp 1992: 165)

ブ Det er et eksempel på hvordan *Carl I. Hagen...s-prinsipper* vil virke. それは (det) どのように (hvordan) カール I. ハーゲン (ノルウェーの政治家 1944-) の (...s←-s) 原則が (prinsipper) 効力を発揮することになるか (vil virke) ということの (på) 一例 (et eksempel) である (er) (ib. 165)

オランダ語の無冠詞固有名詞・親族名称につく-s にも, *Jan en Piets* huis 「ヤンと (en) ピートの家」 (Weerman/De Witt 1999: 1167), *Pa, Ma, en de kinderens* verjaardag 「パパ, ママ, そして (en) 子供たちの誕生日」 (Booij 2010: 218 変更) のように, 並列句②での用法がある。この-s もまた前接語に変わっている。

以上のように, いわゆる所有格-s/-s だけを残すように見える一連の現代ゲルマン語では, 人称代名詞を除いて, 屈折語尾による格変化は完全に消滅していると言える。

7. 再述所有代名詞構文

これまで見た範囲では、ゲルマン諸語の「A の B」という所有表現（限定所有 attributive possession）には、(31)①～③が挙げられる。とくに前置詞句構文は名詞句間の種々の関係を表し、所有はその一部にすぎない。それに加えて、名詞句 A を所有代名詞で「再述する」という意味で、(31)④の再述所有代名詞構文（resumptive possessive pronoun construction）がある¹⁷。

- (31) ① 属格構文：「B + 属格 A」（ド *der Hut meines Vaters* 私の父の帽子）
 ② 所有格構文（＝前接語構文，「-'s/-s 構文」）：「A-'s/-s + B」（英 *my father's hut*/ド *Vaters Hut*）
 ③ 前置詞句構文：「B + 前置詞 + A」（英 *the hut of my father*/ド *der Hut von meinem Vater*）
 ④ 再述所有代名詞構文：「A + 所有代名詞 + B」（ド *meinem Vater sein* Hut）

ドイツ語では、再述所有代名詞構文に *meinem Vater sein* Hut 「私の父の (meinem Vater 与格 (← *mein Vater*) + *sein* 彼の) 帽子」のように、所有の与格 (possessive dative) を用いる。方言的とされるこの構文は、[*Meinem Vater*] nahm er [*seinen Hut*].> Er nahm *meinem Vater seinen Hut*. 「彼は私の父の帽子を取った」の「人間与格 + 物事対格」が単一の名詞句に再分析されて生じたと言われている (ブルンナー 1973 : 417, 相良 1965 : 114)。初期の例は、オトフリート (Otfrid) の福音書 (863-871 頃) (古高ド *thaz ih druhtine sīnan sun* souge 私が主の (druhtine 与格 (← *druhtin*) + *sīnan* 彼の (対格← *sīn*)) 息子を (sun 対格) 授乳できるように, Lockwood 1968: 21,

¹⁷ これ以外にも、人間名詞を中心に用いるフェーロー語の所有の対格による構文 (第 8 節)、弱変化属格や属格由来要素の多重表示による構文 (第 15 節) がある。

Dal/Eroms 2014⁴: 26) や 9 世紀の『メルゼブルクの呪文』(ド *Merseburger Zaubersprüche*) (古高ド **demo Balderes volon sin** vuoz バルドルの子馬の足, Schirmunski 2010 (1962): 497) に見られる。本格な使用は、属格の衰退が顕著になった 12 世紀末以降とされている (Torp 1992: 154)。

この構文は、Bastian Sick: *Der Dativ ist dem Genitiv sein Tod I ~ VI* 『与格は属格の死なり I ~ VI』(2004~2015) というベストセラーの題名で有名になった。その題名が示唆する別の例は、属格支配の前置詞である。ドイツ語の属格支配の前置詞には、話し言葉で与格も支配する例が多い(ド trotz **des Regens/dem Regen** 雨にもかかわらず — **trotzdem** それにもかかわらず, während **des Essens/dem Essen** 食事中に, wegen **deiner/dir** 君ゆえに)。初期新高ドイツ語期以降に生まれた名詞起源の語が多く、「名詞 + 与格・属格」(ド trotz < Trotz 反抗) または「与格支配の前置詞 + [名詞属格 + 前置詞]」(ド wegen < von + 名詞属格 + wegen (< Weg 道)) (オ vanwege) から発達し、与格を伴うこともあった。während 「～の間に」 (< wahren 続く) は動詞の現在分詞に由来し、属格支配(ド in der Zeit **während der Kriege** 長引く戦争の時に) または与格支配(ド in **während der Zeit** 継続する時間に) で用いた (Pfeifer 2003²: 1467, 1532, 1545f.)。こうした与格支配との競合を経て、20 世紀になって、とくに書き言葉で属格支配として定着した (Admoni 1970³: 115)。

たしかに、属格を失ったスイスドイツ語チューリヒ方言の前置詞 trotz/wäaret/wäge (ド trotz/während/wegen) は与格支配である¹⁸。イディッシュ語でも、属格(複数は衰退)を「与格 + 前接語 -s」で代用する。名詞句の末尾につくこの -s は、いわゆる所有格 -s/-s と同じ前接語であり、イディッシュ語の格組織は主・対・与格の 3 種類とみなす意見が強い (Hoge 2018)。

¹⁸ チューリヒ方言には属格の残存があり、「～家 (の人々)」はその一例である (f. Das isch **s Meiers** Bueb. これはマイエルさん一家の (de Meier の属格) 男の子です (Beilstein-Schauelberger 2007²: 78)。標準ドイツ語の *Buddenbrooks* 『ブッデンプローク家の (Buddenbrook の属格) (人々)』 (Thomas Mann) も同様 (第 16 節参照)。

- (32) イ 男性 [dem gutn le^{er}er]s bukh その良い教師の本
 ← dem gutn le^{er}er 与格 + -s ← der guter le^{er}er 主格
 女性 [der guter le^{er}erin]s bukh その良い女性教師の本
 ← der guter le^{er}erin 与格 + -s ← di gute le^{er}erin 主格
 中性 [dem gutn kind]s bukh その良い子供の本
 ← dem gutn kind 与格 + -s ← dos gute kind 主格
 (Hoge 2018: 239)

しかし、ドイツ語で動詞・形容詞の属格目的語に替わったのは、Schmid (2010: 99-101) の指摘を待つまでもなく、第2節で述べたように、対格と前置詞句である。すべての属格が与格に引き継がれたわけではない。

8. フェーロー語の前置詞の格支配と所有の対格

主・対・与格は保つが、属格は衰退が激しいフェーロー語でも、属格の代わりに対格を用いる例がある。たとえば、属格支配の5つの前置詞 til 「～へ(方向)」/ (i)millum 「の間に」/ vegna 「～ゆえに」/ innan 「～の内側に(場所)」/ 以内に(時間) / uttan 「～なしで」では、属格の使用は無冠詞名詞を含む固定表現と慣用句に限られる。その他の一般的表現では対格を用いる¹⁹。

- (33) フエ ① 固定表現・慣用句：属格支配
 oman til **strandar** 岸辺 (strandar 属格：無冠詞女性名詞 ← strond 主格) に降りて (英 down to shore)
 (Thráinsson et al. 2004: 63)
 ② その他の一般的表現：対格支配
 oman til **strondina** その岸辺 (strondina 対格：女性名詞 +

¹⁹ Hamre (1961: 240) の調査によれば、til と (i)millum の2語が実際の属格支配の用例のほとんどすべてを占める。

-ina 後置定冠詞← strondin 主格) に降りて (英 down to the shore) (ib. 63)

oman til *eina vakra strond* ある美しい岸辺 (eina vakra strond 対格: 不定冠詞+形容詞+女性名詞← ein vökur strond 主格) に降りて (英 down to a beautiful shore) (ib. 63)

フェーロー語では、代表的な譲渡不可能所有 (inalienable possession) である親族関係にも「B+所有の対格 A」を用いる。この「所有の対格」(accusative of possession)²⁰ は事物の所有など、親族関係以外の表現には用いない。

(34) フェ beiggi *drongin* その男の子の (drongin 対格: drong+in 定冠詞← drongurin 主格: drongur+in) の兄弟
(Thráinsson et al. 2004: 252)

↔ *súkkla *drongin* その男の子の自転車 (ib. 252)

abbi *lítla Jógvan* 小さなイエグヴァンの (lítla Jógvan 対格← lítli Jógvan 主格) の祖父 (Lockwood 1977³: 103)

↔ *bók *lítla Jógvan* 小さなイエグヴァンの本

この所有の対格には、19 世紀半ばから用例がある (Petersen 2016: 110)。筆者の調査でも、言語学者ヤコブセン (Jakob Jakobsen 1864-1918) が収集した著名な『フェーロー諸島の伝説とメルヒエン』(デ *Færøske folkesagn og æventyr* 1898-1901) で次の用例が確認された。

(35) フェ Tey spurdu hann, hvør ið hann var, men hann svaraði, at hann var *sonur mommu sína* — annað visti hann einki at siga. 彼らは (tey) 彼に (hann) 彼がだれかと (hvør ið hann var) たずねた

²⁰ 「所有の対格」は Lockwood (1977³: 103) が用いた「所有の対格単数」(accusative singular of possession) という用語による名称である。

(spurdu) が, しかし (men), 彼は (hann) 自分の母親の息子だ
(var sonur **mommu sína** (与格←主格 *momma sín*) と (at) 彼は答
えた (hann svaraði) —ほかには (annað) 言うべきことを (at siga)
彼は (hann) 何も知らなかった (visti~einki)²¹ (ib. 33)

ただし, Barnes/Weyhe (1994 : 208) によれば, 所有の対格は最近の半世紀
間で衰退傾向にある。最も一般的なのは (57) の前置詞句による表現である。

9. ドイツ語諸方言と西ゲルマン諸語の再述所有代名詞構文

ドイツ語諸方言を見渡すと, 再述所有代名詞構文には, 南部から北部に移
るにつれて次の5つの型が認められる。便宜的に標準語の語形で例示する
(Koß 1983 : 1244)。

- (36) ① 所有の属格型 **'s Vater**²² sein Haus 父の家 (主・対・与 (・属)
格方言)
- ② 所有の与格型 **dem Vater** sein Haus (主・対・与格方言)
- ③ 所有の与格・対格混合型 **dem Vater** sein Haus/**die Frau** ihr Sohn
母の息子 ~ **den Vater** sein Haus/**der Frau** ihr Sohn (主・対 (・
与) 格方言)
- ④ 所有の対格型 **den Vater** sein Haus/**die Frau** ihr Sohn (主・対格
方言)
- ⑤ 所有の統一格型 **de' Vater** sein Haus/**die Frau** ihr Sohn (格変化
衰退方言)

²¹ <https://ia800203.us.archive.org/0/items/frskefolkesagno00jakogoog/frskefolkesag-no00jakogoog.pdf> 参照。復刻版 Jakobsen (1984 : 45) から確認できる。

²² Koß (1983 : 1245) の用例では **s'Vaters** sein Haus となっている。

最も保守的なのは、南西部の上部ドイツ語アレマン方言、すなわちスイス方言の一部を中心とする所有の属格（ド possessiver Genitiv）による①型である。次に、属格の衰退で所有の与格（ド possessiver Dativ）を用いた②型が南部から中部にかけて広く観察される。中部ドイツ語を中心とする中部地域では、男性と女性の間で③の与格・対格混合型が見られる。これは与格の衰退による対格との融合を示す中間段階と言える。そして、形態的簡素化が進んだ北部の低地ドイツ語を中心に、与格が対格または主格と融合した結果、所有の対格（ド possessiver Akkusativ）による④型となり、さらに格変化が衰退した北部の方言で、所有の統一格（ド possessiver Einheitskasus）による⑤型に至る。

再述所有代名詞構文に見られる「属格の死」は、与格だけに継承されたのではない。格変化の衰退後も、順次、他の格によって受け継がれていった。

再述所有代名詞構文は西ゲルマン諸語に広く見られる。格変化の衰退が顕著なオランダ語と北海ゲルマン語の後裔である西フリジア語も、例外ではない²³。人称代名詞以外で対格と与格も失った両言語は、⑤型に属する。

(37) オ {*Jan z'n/Lisa d'r/Jan en Lisa hun*} hoed {ヤン/リーサ/ヤンとリーサ} の (z'n [zən] 彼の/d'r [dər] 彼女の/hun 彼(女)らの) 帽子

西フ {*heit syn/mem har/heit en men har*} hoed {heit 父/mem 母/heit en mem 父と母} の (syn 彼の/har 彼女の/har 彼(女)らの) 帽子

オランダ語では、話し言葉で (37) の再述所有代名詞構文を多用し、前置詞 van 「～の」による de hoed *van* {*vader/moeder*} 「父/母」の帽子」のほか、前接語 -s による {*vaders/moeders*} hoed 「同左」も併存している。西フリジア語では、(37) が最も一般的であり、前置詞 fan 「～の」による de hoed

²³ オランダ語圏北西部に隣接する西フリジア語には、オランダ語の影響が著しい。

fan {heit/mem} 「同左」よりも自然である。それ以外に、第 14 節で述べる弱変化属格 -e に由来する *{heite/memme}* hoed 「同上」も用いる。

さらに、英語にも、第 13 節で述べるように、15～17 世紀にかけて his- 属格 (英 *Christ his* birth キリストの誕生) と呼ばれる同類の構文があった。

10. ノルウェー語の再述所有代名詞構文 (sin 構文)

一般に北ゲルマン語には、再述所有代名詞構文は見られない。例外はノルウェー語で、*far sin* hatt 「父の (far 父 + sin 彼の) 帽子)」のように「A + sin + B」とする。ブークモール、ニューノシュクともに人称代名詞以外で格変化は失われており、所有の統一格による (36)⑤型に属する。sin は後続名詞の性・数に一致して、「彼の、彼女の、彼 (女) らの」のどの意味も表し、*far {sin hatt/si skuld/sitt hus/sine bøker}* 「父の {(sin) 帽子 (男性単数) / (si) 責任 (女性単数) / (sitt) 家 (中性単数) / (sine) 本 (複数)}」, *{far sin/mor sin/far og mor sin}* unge {父/母/父と母} の (sin) 男の子 (男性単数)」となる。

この構文は「ドイツ人属格」(ブ garpegenitiv)²⁴とも呼ばれ、中世後期のハンザ商人の北欧進出による中低ドイツ語の影響とされている。つまり、西ゲルマン語の影響が北ゲルマン語に及んだ例である²⁵。その影響が強かった西部の中心地ベルゲン (Bergen) から、いわゆる所有格 -s に替わって西部と北部のニューノシュク使用地域に広く普及した (Vinje 1987⁴: 199)。現在では、東部のオスロ首都圏のブークモール使用地域にも普及し、話し言葉や非公式の書き言葉でも用いる (Torp 1992: 152, Faarlund 2019: 35)。

²⁴ 民俗学者・言語学者モルトケ・ムー (Moltke Moe 1859-1913) の命名による名称で (Vinje 1987⁴: 199, Torp 1992: 151, 159), garp は中世後期のドイツ人入植者の蔑称。

²⁵ Braunmüller (2018: 317) によれば、デンマーク語西および南ユトランド方言では、非再帰的な所有代名詞 hans 「彼の」(ラ *ëius*) を用いた Olaf *hans* bil 「ウーラヴの車」という表現がある。同方言も歴史的に西ゲルマン語との接触が密接である。

(38) ノルウェー語の所有格構文と再述所有代名詞構文



(Torp 1992: 152 変更)

用法も多彩である。ブークモールの例を挙げると, (39)に示すように, (27)で述べた①前置詞句を伴う名詞句, ②並列項を含む名詞句, ③関係文を伴う名詞句という英語の群属格の用法がすべて可能である。

- (39) ブ ① [**den gamle mannen med skjegget**] **sitt** hus 髭を生やした
(med skjegget) 老人の (den gamle mannen (その) 老人~sitt
中性単数) 家 (中性) (Norde 1997: 92)
- ② Det er [**Rikke og mitt**] **sitt** hus. これはリッケと私の (Rikke
og mitt 所有代名詞 + sitt 中性単数) 家 (hus 中性) です (er)
(Vinje 1987⁴: 205)
- ③ Var det [**han som reiste til Amerika**] **si** **dotter**? それは
(det) アメリカへ (til Amerika) 旅行した (som 関係詞~reiste)
彼の (han 彼~si 女性単数) 娘さん (dotter 女性) でした
か (var) (Næs 1979⁴: 336)
- Det kan være min feil som vokalist, og det kan også være
[**den som mikser**] **sin** **feil**. それは (det) 歌手としての (som
vokalist) 私の過失 (min feil) かもしれない (kan være), そして
(og) それは (det) また (også) 音源を編集する (som 関係
詞 + mikser) 人の (den 指示代名詞~sin 男性単数) 過失 (feil
男性) かもしれない (kan være) (Torp 1992: 161)

疑問代名詞を先行詞とする hvem sin hatt 「だれの帽子」では, 疑問代名詞 hvem 「だれ」を「sin + 名詞」から分離できる。hvem sin 「だれのもの」のように, 名詞句に相当する独立用法 sin 「~のもの」も可能である。

- (40) ブ **Hvem** er det **sin** **hatt**? それは (det) だれの (vem だれ + sin 男性
単数) 帽子 (hatt) ですか (er) (Vinje 1987⁴: 204)
- Hvem** er det da **sin**? あれは (det da) だれのもの (vem + sin 男性
単数) ですか (er) (ib. 204)

ただし、北ゲルマン語に共通して、ノルウェー語の所有代名詞には、先行詞の性・数と無縁の再帰形 *sin* 「自分の」(ラ *suus*) と非再帰形 *hans/hennes* 「彼/彼女の」(ラ *ëius*) の区別がある。(41) はノルウェー語本来の再帰形 *faren sin* 「自分の(=彼女の) 父親」と低地ドイツ語由来の再述所有代名詞構文による *sin stemme* 「彼の(=父親の) 声」による対比を示す例である。

- (41) ブ *Hun_i hørte **faren_j sin_i sin_j stemme**.* 彼女は (*hun_i*) [自分の父親の
(*faren_j sin_i* 自分の(=彼女自身の) 父親 + *sin_j*) の] 声が (*stemme*)
聞こえた (*hørte*) (Haugen/Borin 2018³: 145)
比較: *Han_i hørte {**sin_i/hans_j**} stemme.* 彼は {自分の(=彼自身の)/
(別の) 彼の} 声が聞こえた

ノルウェー語ブークモールには、方言的表現として、*han Per* 「彼、ペール」の属格 *hans Pers* のなごりによる *hatten **hans Per*** 「ペールの帽子」があり、この場合には非再帰形 *hans* を用いる。属格を保つアイスランド語でも、*hatturinn **hans Péturs*** 「ピエートルの帽子」(属格 *hans Péturs* ←主格 *hann Pétur*) となる。再帰・非再帰の区別を失った中低ドイツ語 *sin* (ド *sein* 彼の) の借用によるノルウェー語の構文は、この点で革新的である (Torp 1992: 153)。なお、所有者が後続する *hatten* *hans Pers* では、被所有者 *hatten* 「帽子」は後置定冠詞 *-en* を伴うが、所有者が先行する *Per sin hatt-Ø* では後置定冠詞を伴わない。この関係は、他の所有表現でも同様である (ブ *hatten min* ↔ *min hatt-Ø* 私の帽子)。

北ゲルマン語の中でも、デンマーク語ユトランド方言の所有代名詞 3 人称には、単・複数ともに再帰・非再帰の区別がない。これも隣接する低地ドイツ語との接触による影響と考えられている (Torp 1992: 156)。同様に、(標準)デンマーク語の所有代名詞 3 人称複数形 *deres* にも再帰・非再帰の区別がなく、その他の北ゲルマン語の標準語とは異なる (デ *De tog **deres** hatte*. 彼らは自分たちの/(別の)彼らの帽子を取った ↔ ブ *De tok {**sine/deres**} hatte*. 彼らは {自分たちの (*sine* ← *sin*)/(別の)彼らの (*deres*)} 帽子を取った/

ス De tog {*sina/deras*} hattar. 同左 (sina ← sin))。

以上のように、ノルウェー語の再述所有代名詞「A + sin + B」構文は、sin が先行する A と性・数で一致せず、語頭音 s- が共通の sin/si/sitt/sine をつねに用いる。そして、このことによって、所有格由来の「A-s+B」構文との共通点を獲得した。第 12, 13 節で述べるように、両者は歯茎摩擦音 s を共有する同類の構文に発達したと言える。

11. アフリカーンス語の再述所有代名詞構文 (se 構文) と文法化

この傾向を推し進めたのが、アフリカーンス語の「se 構文」である。この構文でも、(27) で述べた ①前置詞句を伴う名詞句、②並列項を含む名詞句、③関係文を伴う名詞句という英語の群属格の用法は、すべて可能である。所有格由来の -s 「～の」は残っていない。アフリカーンス語には属格由来の -s は残っておらず、前接語 se は用法の点でも、オランダ語の -s よりも英語の -s に似ている (Kirsten 2019: 108)。

- (42) 77 ① [*die mense daar oorkant*] *se* hond あそこの向こう側の
(daar oorkant) 人たち (die mense) の (se) 犬 (hond)

(De Villiers 1987²: 114)

[*baie van hulle*] *se* Zoeloe 彼らの (van hulle) 多く人たち
(baie) の (se) ズールー語 (Zoeloe) (Donaldson 1993: 100)

- ② [*Sannie en Piet*] *se* pa サニ (女名) と (en) ピト (男名) の
(se) 父 (pa)

[[*Sannie en Piet*] *se pa*] *se* naam [サニ (女名) と (en) ピ
ト (男名)] の (se) 父 (pa) の (se) 名前 (naam)

(McDermott 2005: 87 変更)

- ③ [*die seuntjie wat beseer is*] *se* ouers けがをした (wat 関係
詞 + beseer is) 息子 (die seuntjie) の (se) 両親 (ouers)

(De Villiers 1987²: 114)

[*my koei wat dood is*] *se* vel 死んだ (wat 関係詞～dood is)
私の雌牛 (my koei) の (se) 毛皮 (vel) (Ponelis 1979: 126)
[*Vyf van die twaalf mense wat nog in die hospitaal
behandel word*], *se toestand* is kritiek. まだ (nog) 病院で
(in die hospitaal) 治療を受けている (wat 関係詞～behandel
word) 12 人の中の 5 人 (vyf van die twaalf mense) の (se) 状
態は (toestand) 深刻だ (is kritiek) (Donaldson 1993: 98)

「se 構文」は無生名詞にも用いる。この場合にも、(42)②に示した有生名
詞の例と同様に、se を重ねることができる。

(43) 77 *Johannesburg se* verkeer ヨハネスブルフの交通

(Ponelis 1979: 128)

die TV se skerm テレビの画面 (ib. 151)

vyf minute se werk 5 分間の仕事 (Donaldson 2000: 17)

[[*Die kind*] *se potlood*] *se punt* is stomp. その子供 (die kind) の
(se) 鉛筆 (potlood) の (se) 芯は (punt) とがっていない (is stomp)
(Donaldson 1993: 98)

第 10 節 (40) に示したノルウェー語の名詞句 + sin 「～のもの」と同じく、
名詞句 + s'n [sən] 「～のもの」の語形で独立用法も可能である。

(44) 77 Dit is *Piet s'n*. これは (Dit) ピトのもの (Piet s'n) です (is)

(De Villiers 1987²: 115)

Die skrum is nie *Engeland s'n* nie, maar *Suid-Afrika s'n*. その
スクラムは (die skrum) イギリスのもの (Engeland s'n) ではなく
(is nie～nie, maar), 南アフリカのもの (Suid-Afrika s'n) だ (is)
(McDermott 2005: 87)

Daardie hond se stert is kort maar **hierdie s'n** is lang. あの犬の尻尾は (daardie hond se stert) 短い (is kort) が (maar), こちらの (hierdie s'n = hierdie hond se stert) 長い (is lang)

(Donaldson 1993: 100)

疑問代名詞 wie se + 名詞「だれの」/wie s'n「だれのもの」や対応する関係詞 wie se + 名詞 (オ wie z'n 話し言葉, 英 whose) も同様である。

(45) 77 **Wie se handsak** is dit? これは (dit) だれの (wie se) ハンドバッグ (handsak) ですか (is) (Donaldson 1993: 99)

Ik weet nie {**wie se handsak**/**wie s'n**} dit is nie. 私は (ik) これが (dit) {だれの (wie se) ハンドバッグ (handsak)/だれのもの (wie s'n)} なのか (is) 知らない (weet nie~nie) (ib. 99f.)

Sannie is de dogter **wie se pa** Jan is. サニは (Sannie) (ソノ人, wie 関係詞 + se) 父親が (pa) ヤンである (Jan is) 娘さんです (is de dogter) (McDermott 2005: 67)

しかも, se は先行詞の性・数と一致せず, 無変化である。「彼/彼女/彼(女)らの名前」は所有代名詞を用いて, **sy** naam/**haar** naam/**hulle** name と言う。

先行語と続けて発音する無アクセントの se [sə] は, 所有代名詞から名詞句に添えた無変化の前接語に変わっている。一方, オランダ語では, 所有代名詞はアフリカンス語と同様に, **zijn** naam/**haar** naam/**hun** namen「同上」のように, 先行詞の性・数と一致する。話し言葉で用いる再述所有代名詞構文も, 第9節(37)で述べたように, 所有代名詞 zijn「彼の」/d'r「彼女の」/hun「彼(女)らの」の弱形を含む z'n [zən] /d'r [dər] /hun による **Jan z'n/Lisa d'r/Jan en Lisa hun** hoed「{ヤン/リーサ/ヤンとリーサ}の帽子」となり, 先行詞の性・数と一致する。

ただし, オランダ語話者の幼児は, {**mama/papa**} **se** boek「{ママ/パパ}の本」のように, z'nにあたる se を先行詞の性・数とは無関係に, デフォルト形

として使う傾向があるという (Weerman/De Wit 1999: 1173)。アフリカーンス語の「se 構文」の発達には、オランダ語のこのデフォルト形 *se* との関係が想起される。中期オランダ語でも、*zyn/zine* (オ *zijn*, ド *sein*) を女性名詞に用いることが少なくなかった (中期オ *myn vrouwe van Orlyens zyn zuster* オルレイエン出身の私の妻の姉妹, Weerman/De Wit 1999: 1173, 1998: 33)。なお、第 13 節で述べる英語の *his*- 属格も、先行詞の性・数と無関係に用いることが多かった。

アフリカーンス語の「se 構文」の起源は、14/15 世紀以来、オランダ語で用いられるようになった再述所有代名詞構文を 17 世紀に借用した事実に求められる (Kirsten 2019: 106-134)²⁶。「se 構文」は、属格由来の所有格から名詞句への前接語に変わった英語やスウェーデン語などの「-s/-s 構文」に対応する。ただし、「属格語尾 > 前接語 -s/-s」という脱文法化とは逆に、「所有代名詞 *sy/haar/hulle* > *se*」の変化は、語彙項目が独立性を弱め、文法的役割を担う機能項目に近づく文法化の一例である。アフリカーンス語は、再述所有代名詞構文の文法化を著しく進行させたゲルマン語と言える。

12. 属格の衰退と所有格構文・再述所有代名詞構文の発達

「A の B」を意味するドイツ語の「B+属格 A」の属格 A は、B の修飾語 (modifier) であり、統語的には B の一部にすぎない。一方、所有格 -s/-s の再分析としての所有格構文または「-s/-s 構文」、ノルウェー語の「A + *sin* + B」による再述所有代名詞構文または「*sin* 構文」、そして、その再分析としてのアフリカーンス語の「se 構文」に見られる [A + -s/-s/*sin/se*] + B では、[A + -s/-s/*sin/se*] は B の限定成分である。つまり、[A + -s/-s/*sin/se*] + B は「限定詞句」(DP, determiner phrase) を形成している。これは定冠詞などの限定詞 (D, determiner) を主要部 (head) とし、名詞句 (NP, noun phrase)

²⁶ Den Besten (2012) は、「se 構文」の発達をオランダ語と南アフリカ領内の 3 つの基層言語 (Pasar Malay, Asian Creole Portuguese, Khoekoe) との融合に求めている。

よりも統語的に上位の単位である（本稿の他の箇所では、便宜的に「名詞句」という伝統的名称を用いる）。

ドイツ語の[[**der**]_D Hut]_{DP}「その帽子」では、定冠詞 *der* が限定詞として全体を *der* 「それ」で代表する。一方、英語の *'s* やアフリカーンス語の *se* (→ *s'n*) は、定冠詞 *the/die* と共起せず、定冠詞と同じ限定詞の位置を占め、英 John **'s** car ([Jon [[**'s**]_D car]_{DP}]_{DP}) → John **'s** 「ジョンのもの」、77 Jan **se** kar ([Jan [[**se**]_D kar]_{DP}]_{DP}) → Jan **s'n** 「ヤンのもの」のように、指定部 (Spec, specifier) を占める John/Jan を伴って全体を代表する。ノルウェー語の [Jon [[**sin**]_D bil]_{DP}]_{DP} 「ユーン的車」も、限定詞 *sin* が指定部の Jon を伴って、Jon **sin** 「ユーンのもの」で代表する。

「*'s/s* 構文」の *'s/s* は、定冠詞と同じ限定詞句の中核である主要部に成長し、「*sin/se* 構文」の *sin/se* と肩を並べている²⁷。属格の衰退と定冠詞の発達が行進した中世後期のゲルマン諸語は、名詞句に後置する前置詞句以外に、所有を中心とする名詞句間の意味的關係を示し、定の意味を表す手段を模索していた。そして、名詞句に前置し、歯茎摩擦音 *s* が共通の2つの構文を発達させたのである。出所は別でも、行き先は似通っていたと言える。

13. 英語の *his-* 属格と所有格構文・再述所有代名詞構文の関係

ここで、英語の *his-* 属格 (*his-genitive*) といわゆる所有格 *'s*、それに再述所有代名詞構文の関係について、歴史言語学的に考察してみよう。*his-* 属格 (英 *for Jesus his* sake イエスのために) は、*his* が *h-* の音価を失うなどして音韻的に弱化し、格変化が衰退した15～17世紀を中心に、女性形や複数形に一般化されて、性・数・格と無関係に18世紀半ばまで使われた再述所有代名

²⁷ 名詞との結びつきが強い記述属格 (*descriptive genitive*) は修飾語であり、限定詞と共起する。これには特性の属格 (*genitive of characteristic*, 英 *the renowned women's college* 著名な女子大学)、度量の属格 (*genitive of measure*, 英 *a five minutes' walk* 5分間の徒歩) などが含まれる。Norde (1997: 74-77) 参照。

詞構文である。(46) の最後の例のように、群属格の用法もあった。

- (46) 中英 *my moder ys* sake 私の母のために (Janda 1980: 249)
Margaret ys doughter マーガレットの娘 (ib. 249)
her Grace is requeste 閣下夫人のご要請 (ib. 249)
Wincestre his toun ウィンチェスターの町²⁸ (ib. 249)
英 *Edward the Second of England his* queen イギリス王エド
ワード 2 世の王妃 (Weerman/De Wit 1998: 34)

英語のいわゆる所有格 -s は、この his が音韻的弱化 (his > ys/is > -s) に
よって、属格語尾 -s と混交し、これを吸収した結果とみなす説が古くから唱
えられている (ブルンナー 1973: 418)。英語のいわゆる所有格 -s が [ɪz, əz]
という異形態を保持している事実も、ここから説明されるという (Janda 1980:
249)。近年、この説は Janda (1980) を始め、Weerman/De Wit (1998: 33-35)
(1999: 1174-1176), Norde (1997: 90) などに支持されている。その妥当性
を認めれば、英語のいわゆる所有格 -s はアフリカーンス語の「se 構文」と同
様に、属格のなごりを吸収した再述所有代名詞構文からの発達と言える。

これは、第 11 節で述べたオランダ語のデフォルト形 se や、中期オランダ
語の女性名詞に用いた zyn/zine とも共通点がある。ただし、Weerman/De
Witt (1998: 34f.) (1999: 1176f.) が述べているように、英語の his の弱形と
-s との関係とは違って、オランダ語では、再述所有代名詞 z'n と属格語尾 -s
は明らかに別の音形なので、混交しなかった²⁹。第 9 章 (37) に挙げた西フリ

²⁸ 以上の 4 例はいずれも 15 世紀後半の用例。

²⁹ “Terwijl er in het Nederlands dus een duidelijk contrast is tussen [s] en [z'n] (of eventueel [se]), vallen in het Engels de van oorsprong verschillende klanken samen.” (Weerman/De Wit 1998: 34); “The difference between English and Dutch came about as a result of the fact that *his* is phonologically very much like 's, whereas *z'n* and -s are clearly two distinctive sounds in Dutch.” (Weerman/De Wit 1999: 1174) なお、オランダ語のいわゆる所有格 -s の群属格の用法には、英語よりも制限が強く、再述所有代名詞構文「A + z'n + B」を援用する傾向がある。たとえば、-s は並列項を含む名詞句には使用可能だ

ジア語の *syn* と *-s* の併存についても、同様である。Norde (1997: 89-92) も、スウェーデン語には再述所有代名詞構文は現代の標準語にも古語にも存在せず、かつての属格語尾 *-s* と *s-/z-* を語頭音とする再述所有代名詞は別々の発達であり、属格語尾由来の *-s* が再述所有代名詞との混交につねに由来するわけではないと述べている。第 10 節で言及したノルウェー語でも、「A + *sin* + B」構文と「A-*s* + B」構文は独立の起源にさかのぼる。以上の事例に照らせば、ゲルマン諸語の再述所有代名詞構文といわゆる所有格構文は別々の発達であり、英語のように両者が音韻的に重なった場合に限って、混交が起こったとみなすのが適切である。

この点との関連で、ノルウェー語の再述所有代名詞構文「A + *sin* + B」と属格由来のいわゆる所有格構文「A-*s* + B」の併存について補説しよう。ノルウェー語の「A-*s* + B」構文はスウェーデン語よりも使用範囲が広く、群属格 (27)①～③のすべての用法が可能である。ブックモールを例に取ると、①前置詞句を伴う名詞句、②並列項を含む名詞句は書き言葉でも許される (Vinje 1987⁴: 201f.)。話し言葉では、③関係文を伴う名詞句も見られる。つまり、「A-*s* + B」構文の用法は第 10 節 (39) の「A + *sin* + B」構文に対応している。

- (47) プ ① *Kongen av Danmarks rike* デンマーク (の *av*) 王の (*-s*) 国 (rike) (Vinje 1987⁴: 202)
- Hvem i all verdens hatt* er det som ligger der? あそこに (det) 置いてある (som 関係詞 + *ligger*) それは (det) [いったいだれ (*vem* だれ + *i all verden* いったい)] の (*-s*) 帽子 (*hatt*) ですか (*er*) (ib. 204)
- den gamle mannen med skjeggets* hus [髭を生やした (*med skjegget*) 老人 (*den gamle mannen*)] の (*-s*) 家 (*hus*)

が (オ *Jan en Piets* vader ヤンとピートの父, Booij 2010: 218 変更), 前置詞句を含む名詞句には許されず, 再述所有代名詞構文を用いる (オ *de koning van {*Engeland's/Engeland z'n (= zijn)}* kroon 英国王の王冠, ib. 219 変更)。

(= (39)① *den gamle mannen med skjegget sitt* hus)

(Norde 1997: 92)

② *Adam og Evas* etterkommere [アダムと (og) エヴァ] の
(-s) 子孫 (etterkommere) (Vinje 1987⁴: 202)

to år og tre måneders fravær [2年 (to år) と (og) 3か月
(tre måneder)] の (-s) 不在 (fravær) (ib. 202)

③ *mannen som feier pipas* hustru [パイプを (pipa) 手入れし
ている (som 関係詞 + feier) 男性 (mannen)] の (-s) 妻 (hustru)
(ib. 204)

De menn jeg er på kontor med's koner kan ikke fordra meg.
[私が^s (jeg) オフィスで (på kontor) いっしょにいる (ゼロ :
関係詞 ~er ~med) 男性たち (de menn)] の (-s) 奥さんたち
は (koner), 私のことが^s (meg) 気に入らない (kan ikke for-
dra) (ib. 204)

話し言葉では、「A-s+B」構文で独立用法 A-s「Aのもの」も観察される。

(48) プ Er det din sykkel? – Nei, det er *en gutt jeg kjenners*. それは
(det) 君の自転車 (din sykkel) かい (er) – いや (nei), それは
(det) [ぼくが^s (jeg) 知っている (ゼロ : 関係詞 ~kjenner) 男の子
(en gutt)] のもの (-s) だよ (er) (Vinje 1987⁴: 204)

この表現も再述所有代名詞構文「A + sin + B」の A sin「Aのもの」と併存
している。(49)は疑問詞 hvem「だれ」が分離した表現で、(40)に対応する。

(49) プ *Hvem* er {det da's/det da *sin*}? あれは (det da) だれ (hvem) の
もの (-s/sin (= (40))) ですか (er) (Vinje 1987⁴: 204)

ただし、A が -s で終わると、子音 [s] の連続による不明確さを避けて、前接語 -s を用いた SAS' (← SASs) よりも再述所有代名詞 sin が好まれる。

- (50) ブ *Carlzon i SAS sin* kampanje SAS の (i SAS) カールソン (Jan Carlzon 1941- スウェーデン人実業家) の (sin) 会社 (kampanje) (Vinje 1987⁴: 202)

第 10 節(38) で挙げた地図のように、いわゆる所有格構文「A-s+B」は南部で好まれ、再述所有代名詞構文「A+sin+B」が優勢な西部と北部ではあまり用いない。ただし、方言差が激しく、標準語の規範が緩やかなノルウェー語では、方言差が話し言葉に色濃く反映している。英語の his- 属格と所有格由来の -s に相当するノルウェー語の 2 つの構文は、併存し、競合しているが、再述所有代名詞 sin/si/sitt/sine と所有格由来の -s の明確な音韻的相違のために、英語と違って、両者の混交には至らなかったと言える。

14. 西・北フリジア語の弱変化属格 -e/-en と西フリジア語の複数属格 -ene

これまでに取り上げた子音 s を含む前接語は、女性を除く強変化名詞単数の強変化属格 (strong genitive) からの再分析による。ただし、属格由来の関連要素はこれだけにとどまらない。

まず、弱変化名詞の弱変化属格 (weak genitive) からの再分析が挙げられる。西フリジア語の「無冠詞配偶者・親族名称+e」(<*-en, 西フ Durke Klaske デュルク (Durk) の妻クラスケ, heite hoed 父 (heit) の帽子) は、その一例である (清水 2006 : 118)。

北フリジア語フェリング方言にも、父称 (patronymic) を表す弱変化属格由来の -en がある。これは「強弱格の原則」(trochaic principle) に従って、「強音節+弱音節」の強弱格 (trochee) に収まる場合に用い、e [ə] などを含む無アクセント音節で終わる語は、強変化属格 -s を用いて強弱弱格 (dactyl)

を回避する³⁰。

- (51) フェリ Iark {Jan**en**/Marti**inen**} ヤン (Jan)/マルティーン (Martijn, -tiin
にアクセント) の息子イアルク (Hoekstra 2018: 44 変更)
Ook {Tjidels/Faaltings} {チイデル (Tjidel)/ファールティング
(Faalting)} の息子オーク (ib. 44 変更)

弱変化属格由来の -e はオランダ語諸方言にもあり、やはり強弱格の原則に従って、強変化属格由来の -s と棲み分けている (Piete ピート (Piet) の ↔ Trienes トリーネ (Triene) の, Van Haeringen 1962²(1947b): 221)。こうした弱変化属格由来の要素は、屈折範疇から音韻的相補分布への予期せぬ転用、つまり外適用 (exaptation, Lass 1990) を経て生き残ったと言える。

強弱格の原則は、関連言語の他の現象にも反映している。標準オランダ語の複数形語尾 -en/-s の選択は、その一例である (オ boek**en**/dier**en** ← boek 本/dier 動物 ↔ daders/taxi**s** ← dader 犯罪者/taxi タクシー)。語尾 -s は起源が古いが、強弱格の原則が強まるにつれて、語尾 -en と競合すると、これに代わって用いられるようになった。たとえば、オランダ語の複数形 tafel**en**/artikel**en** (← tafel テーブル、一覧表/artikel 記事、論文、-ti にアクセント) は書き言葉的で正式であるのに対して、tafel**s**/artikel**s** は比較的新しく、話し言葉的な印象を与える (Van Haeringen 1962² (1947a))³¹。

次に、複数属格 (genitive plural) に由来する例として、西フリジア語の文語的表現で一部の人間名詞に用いる弱変化複数属格 -ene (西フ Frieze**ne** frij-

³⁰ 「強音節 + 弱音節」でも弱音節が鳴音 (sonorant) 以外の子音で終わる語には、語尾 -en を付加する (フェリ Hener**ken** ← Henerk ヘネルク, Aarest**en** ← Aarest アーレスト)。Hoekstra (2018: 45) によれば、聞こえ度 (sonority) が高まる子音連続 (-ks/-ts) を回避する「聞こえ度の原則」(sonority principle) が優先されることによる。

³¹ 「強音節 + 弱音節」でも接尾辞 -ling を伴う語には、語尾 -en を付加する (オ peiling**en**/vreemdeling**en** ← peiling 測定/vreemdeling よそ者)。西フリジア語では語尾 -s/-en を併用する例が多いが (西フ peiling**s** ~ peiling**en**/frjemding**s** ~ frjemding**en** ← peiling/frjemding 同上)、語尾 -en はオランダ語の影響による (清水 2006: 109)。

heid フリジア人 (Fries) の自由) が挙げられる (清水 2006 : 118)。

なお、ドイツ語で都市名などの地名を形容詞化する無変化の接尾辞 -er 「～の」も、名詞派生接尾辞 -er 「～の人」の複数属格からの転用である (ド Köln**er** Dom ケルン大聖堂 (Köl**ner** ケルンの < der Köl**ner** ケルン (Köln) の人々の), Motsch 2004²: 218)。これには、Tokio-**t-er**/Ameriká-**n-er**/Hannover-**án-er** (← Tokio/Amérika/Hannóver ハノーファー, 「´」はアクセント位置) のような異形態 -ter/-ner/-aner も含まれる。

15. 属格由来要素による多重表示とフェーロー語の前接語 -sa

2 種類の属格語尾の重複に由来する二重表示の例もある。Van Haeringen (1962²(1947b): 211) によれば、オランダ南ホラント州南東部のライン・マース河口地域に位置する島のエイセルモンデ方言 (オ IJsselmonds) と干拓地のアルブラセルヴァールト方言 (オ Alblasserwaaards) には、「強変化属格 -s + 弱変化属格 -e」を合わせた「無冠詞人名・親族名称 + -ze」が観察される (Ik heb Annaz**e** man gesproken. 私は (ik) アンナ (アナ Anna 女名) の (-ze) 夫に (man) 面会した (heb～gesproken), Zet Ariez**e** pet maar op. アーリ (Arie 男名) の (-ze) 帽子を (pet) かぶってよ (zet～maar op), ib. 211)。

属格由来要素による多重表示の例として、北ゲルマン語からはフェーロー語の前接語 -sa が挙げられる。同言語の属格の衰退との関連で説明しよう。

フェーロー語には、属格支配の動詞と形容詞は残っていない。属格支配の前置詞も、第 8 節 (33) に示したように、対格支配に大きく移行している。所有表現でも、後述するように、人称代名詞を除いて属格修飾語は固定表現と慣用句に限られる。Petersen/Szczepaniak (2018 : 123) も近年の一連のフェーロー語文法記述に照らして、属格は「ほとんど完全に消滅している」(“almost completely extinct”, ib. 123) と述べている。

フェーロー語の属格の衰退は、19 世紀以前にさかのぼるとも推定されている (Petersen/Szczepaniak 2018: 123)。フェーロー語復興運動に絶大な影響を与えたハンメシュハイム (Venceslaus Ulricus Hammershaimb 1819-1909)

の『フェーロー語選集 I』(『*Færøsk anthologi I* 1891) には、次のように記されている³²。

- (52) “Ejeform forekommer iøvrigt udenfor sammensætninger sjælden i daglig tale og erstattes almindelig ved forholdsord (*av, í, á*, men helst *hjá*)”.

(Hammershaimb 1891: LXXI)

「属格は、ちなみに、複合語以外に日常言語では稀にしか現れず、普通は前置詞 (*av, í, á*, ただし、最も一般的には *hjá*) で代替される」

同書の語形変化表には属格の記載に揺れがある。大部分の名詞複数属格と形容詞強変化単・複数属格は括弧に入れてあり、代名詞は語によって性・数も含めて括弧の有無が一定せず、属格を欠く語もある。男性の変化形を挙げてみよう (フエ drongur 男の子 (強変化名詞, ib. LXXVI), spakur 温和・利口な (形容詞強変化, ib. LXXXIV), hin かの, 別の (指示代名詞, ib. XCI))。

(53)	単数/複数	単数/複数	単数/複数
フエ 主格	drongur/dreingir	spakur/spakir	hin/hinir
対格	drong/dreingir	spakan/spakar	hin/hinar
与格	dreingi, drongi/dreingjum	spökum, -un/spökum, -un	hinum/hinum
属格	drongs/(dreingja)	(spaks/spakra)	(hins/なし ³³)

名詞の属格単数形の収録例には、たとえば次のことわざがある。古ノルド語の所有表現「A の B」では、一般に「B + A 属格」のように所有者 A が被所有者 B に後続する。一方、フェーロー語の復興を目指した近代的な表現では、「A 属格 + B」のように先行することが多い (Barnes/Weyhe 1994: 207)。

³² 同書には、1854 年刊行のフェーロー語文法記述が含まれている。

³³ 原典では “mangler” 「欠けている」と記されている。

- (54) 𐀓 Bleytt er **barnsins hjarta**. 子供の (barnsins 属格: barns + -ins 後置定冠詞 ← barnið 主格: barn + -ið) 心は (hjarta) 感じやすい (bleytt er) (Hammershaimb 1891: 315)
- Lítil er **barnsins uggi**. 子供をあやすにはそれほど手間はかからない (= 子供の (barnsins, 同上) あやしは (uggi) わずかである (lítil er)) (ib. 315)

2 番目の例はことわざとして現在でも残っているが、現代フェーロー語では、名詞の属格は通常の所有表現には使えない。たとえば、*Ólavs bilur「オーラヴル (Ólavur) の車」(強変化男性属格 -s), *abba hús「祖父 (abbi) の家」(弱変化男性属格 -a) とは言えない (Thránsson et al. 2004: 249)。

Petersen/Szczepaniak (2018: 127) は Barnes (1978 筆者未見) の記述を紹介して、1890～1970 年に書かれたフェーロー語のテキストやバラード作品では、属格修飾語は古風ではないが、典型的には名詞に前置し、kong-**s**-in-**s**「その王の」のように名詞と定冠詞が属格になるのではなく、kongjins land「その王の国」のように後置定冠詞だけに -s が付加されると述べている。これは第 4, 6 節で述べたスウェーデン語の前接語 -s による群属格を想起させ、屈折範疇としての属格の衰退を示唆している。

ただし、ハンメシュハイムの『フェーロー語選集 I』(1891: LXXXIX, XC) では、人称代名詞の属格形には 3 人称中性単数を除いて括弧をつけず、正規の語形としている³⁴。次表では、現代語と同一の語形を下線で示す。

(55)

	単数: 1 人称	2 人称	3 人称: 男性	女性	中性
𐀓 主格	<u>eg</u>	<u>tú</u>	<u>hann</u>	<u>hon</u>	<u>tað</u>

³⁴ 3 人称代名詞中性形は指示代名詞と同形である。同書でも、「3 人称には指示代名詞 tann の単数形と複数形が借用されている」(“For tredje person lånes ik. og flt. af det påpegende stedord *tann*.”, ib. LXXXIX) と記されている。

対格	<u>meg</u>	<u>teg</u>	<u>hann</u>	<u>hana</u>	<u>tað</u>
与格	<u>mær</u>	<u>tær</u>	<u>honum</u> , -un	<u>henni</u>	<u>tí</u>
属格	<u>mín</u>	<u>tín</u>	hans, <u>hansara</u>	hennar, <u>hennara</u>	(tess)

複数：1 人称	2 人称	3 人称：男性	女性	中性
主格	vær ³⁵ , <u>vit</u>	tær, <u>tit</u>	<u>teir</u>	<u>tær</u> <u>tey</u>
对格	os(s) <u>okkum</u> , -un ³⁶	<u>tykkum</u> , -un	<u>teir</u> (tá)	<u>tær</u> <u>tey</u>
与格	osum, <u>okkum</u> , -un	<u>tykkum</u> , -un	teim, <u>teimum</u> ³⁷	
属格	osara, <u>okkara</u>	<u>tykkara</u>	teirra	

現代フェーロー語の所有表現には、1・2 人称単数は無変化の人称代名詞属格 *mín* (ド *meiner*), *tín* (ド *deiner*) ではなく、形容詞強変化と同一変化の所有代名詞 (所有形容詞) *mín*/*mínir* 「私の」、*tín*/*tínir* 「君・あなたの」 (男性単/複数主格) を用いる。所有代名詞 3 人称再帰形 *sín*/*sínir* 「自分の」 (ア *sinn*/*sínir*) も、形容詞強変化と同一変化である。一方、その他の人称代名詞属格 *okkara* 「私たちの」/*tykkara* 「君たち・あなたがたの」/(*tygara* あなたの (敬称, 使用稀)³⁸)/*hansara* 「彼の」/*hennara* 「彼女の」/*teirra* 「彼 (女)・それらの」は、所有表現に使用できる³⁹。

³⁵ *vær* – *os(s)* – *osum* – *osara* は本来の複数形だが、アイスランド語と同様に、現代フェーロー語では、双数形に由来する *vit* – *okkum* – *okkum* – *okkara* を複数形に用いる (*vi* *vær* ↔ *vit* ~ ア *vér* ↔ *við*)。複数形由来の *tær* と双数形由来の *tit* の関係も同様 (*vi* *tær* ↔ *tit* ~ ア *þér* ↔ *þið*)。

³⁶ -un の語尾は、現代語では -um (*okkum*, *tykkum*, *honum*) とつづるが、これは古ノルド語を意識した擬古的な正書法であり、発音は [un] である。

³⁷ *teimum* は現代語では *teimum* とつづるが、やはり発音は -um [un] である。

³⁸ この語形は同書 LXXXIX ページの人称代名詞の変化表とは別に、XC ページの解説中に記載されている。

³⁹ 「A の B」を表す語順には「B + A (所有代名詞・人称代名詞属格)」と「A (同左) + B」があるが、使い分けは類書で記述が異なる。Petersen (2016 : 112f.) は、話し言葉では「A + 親族名称以外 B」↔ 「親族名称 B + A」を区別し、書き言葉では両方の語順を用いるとしている。Thráinsson et al (2004 : 118) は、Barnes/Weyhe (1994 : 208) と同じ

- (56) ♫ *hennara* bilur bilur *hennara* 彼女の車
hansara bók bók *hansara* 彼の本

(Thráinsson et al. 2004: 118)

okkara bátur pápi *okkara* 私たちのボート 私たちの父

(Petersen 2016: 114, 入江 2005: 160)

格変化を失った英語など一連の言語でも、人称代名詞は主格と目的格を区別する。属格の保持は、代表的な機能語である人称代名詞の特徴と言えよう。

名詞句での所有表現には、第 8 節 (34) (35) に挙げた親族関係に用いる所有の対格以外に、前置詞句がある。前置詞句表現は、所有表現で最も使用頻度が高いが、前置詞の種類が多く、使い分けが複雑である⁴⁰。所有者が人間の場合に最も一般的なのは、「前置詞 *hjá* 「～のもと・家で」 (< *hús* 家) + 与格」であり ((52) 参照)、事物の所有にも用いる。親族関係には、「前置詞 *til* (ド *Ziel* 「目的」と同源)/*at* (英 *at*)} + 対格」が好まれる。譲渡不可能所有一般には、「前置詞 *á* (英 *on*, ド *an*)/*i* (英・ド *in*)} + 与格」を用いる⁴¹。

- (57) ♫ ① pápin *hjá dronginum* (与格: *drongi* + -(i) *num* 後置定冠詞 ← *drongur* + *-in* 主格) – pápi *dreingin*⁴² (所有の対格 (34) :

く、一般的な語順 (“default order”) は「B+A」であると述べた上で、「A+B」は所有者の対比を明示する場合に用いるとしている。この区別はアイスランド語に似ている。Lockwood (1977³: 116) もこれを同様だが、形容詞修飾語を伴うと「A+形容詞+B」になると記している (♫ *har endaði hann sínar sínastu dagar* そこで (*har*) 彼は (*hann*) 自分の (*sinar*) 最後の日々を (*sínastu dagar*) 終えた (*endaði*), *ib.* 116)。Barnes/Weyhe (1994: 208) は *mín* *nýggi bátur*/*nýggi bátur mín* 「私の (*mín*) 新しいボート (*nýggi bátur*)」の語順がともに普通で、所有者 *mín* 「私の」を強調する場合に *mín* *nýggi bátur* の語順を用いるとしている。

⁴⁰ 所有表現に用いる前置詞は、西ゲルマン語の多くではかなり特定化されているが (例: 英 *of*/ド *von*/オ *van*/西 *7 fan*)、一般に北ゲルマン語では種類が多い (例: ス *av/för/hos/på/till*) (Braunmüller 2018: 313)。

⁴¹ 親族関係には *til* を多用する (Thráinsson et al. 2004: 251)。

⁴² 与格 *drongi*/*dreingi*, 対格 *drong*/*dreing* は主格 *drongur* 「男の子」の異形態。

- dreing + -in) その男の子の父 (pápi/pápin ← pápi + -(i)n 後置定冠詞) (Thráinsson et al. 2004: 63, 入江 2005 : 160f.)
- bókin **hjá Jákupi** ヨアクプ (男名与格← Jákup 主格) の本 (bókin) (Lockwood 1977³: 106)
- ② beiggi **til drongin** (対格: drong + -in) – beiggi **drongin** (所有の対格 (34) : drong + -in) その男の子の兄弟 (beiggi) (Thráinsson et al. 2004: 252)
- ③ abbi **at dreinginum** (与格: dreingi + -(i)num 後置定冠詞) – abbi **drongin** (所有の対格 (34)) その男の子の祖父 (abbi) (Petersen 2016: 111)
- ④ hárið **á gentuni** その女の子 (与格: gentu + -(i)ni 後置定冠詞) の髪 (hárið) (ib. 112)

さらに、フェーロー語の話し言葉には、「[人名・親族名称 (ペットの動物も含む) + -sa] + 名詞」による所有表現がある⁴³。この -sa は、強変化男性名詞には主格または対格 (= 子音で終わる語幹, Lockwood 1977³: 106), 弱変化男・女性名詞には斜格 (= 対・与格) に付加される。無変化の名詞や略語には、そのまま付加される。

- (58) フェ ① {**Ólavursa/Ólavsa**} bilur {オウラヴル (強変化男名 Ólavur の主/対格 = 語幹) の (-sa) 車 (bilur)} (Petersen 2016: 106, Thráinsson et al. 2004: 249f.)
- Beintusa** súkkla バインタ (弱変化女名 Beinta の斜格) の (-sa) 自転車 (súkkla) (Thráinsson et al. 2004: 64)
- ② **Ólavur á Heyggisa** hús [ヘッグルの (与格支配の前置詞 á (英 on/ス på) + 地名 Heyggur の与格) オウラヴル] の (-sa)

⁴³ 入江 (2005) は「新しい属格形」とみなして、「SA 所有格」と呼んでいる。本稿では、以下に述べるように屈折範疇としての格とはみなさず、「前接語 -sa」とする。

家 ↔ **Ólavsa á Heyggi* hús 同上 (ib. 250)

systir mín sa vegna⁴⁴ [私の (mín) 姉妹 (systir) : 主格] の (-sa) ゆえに (vegna) (ib. 251)

- ③ *Beintu og Róasa* bók [バインタ (弱変化女名 Beinta の斜格) とロウイ (弱変化男名 Rói の斜格)] の (-sa) 本 (bók)

↔ *{*Beinta og Róasa/*Beinta og Róisa/*Beintusa og Róasa}* bók 同上 (ib. 64f.)

比較: *Beintusa og Róasa* hús [バインタの (-sa) 家 (hús)] と [ロウイの (-sa) 家] (Petersen 2016: 107)

この -sa は、種々の格形、群属格を特徴づける前置詞句を含む名詞句、名詞句の並列の末尾に付加される。したがって、Thráinsson et al. (2004: 251) も指摘するように、英語や大陸北ゲルマン語の -s/-s/sin と同類の前接語である。もちろん、アフリカーンス語の se も含まれる。

前接語 -sa は人名・親族名称 (ペットの動物を含む) 以外には、通常は用いない (フ_E **húsiðsa* tak その家 (hús + -ið 後置定冠詞) の屋根, **Tórshavnsa* býráð トウシュハウン (Tórshavn 町名) の市議会, Thráinsson et al. 2004: 64)。ただし、最近の話し言葉では、団体・組織を表す固有名詞、定の有生 (= 人間) 名詞にも用法を広げつつある⁴⁵。

- (59) フ_E *Hetta var í Hotell Hafnia-sa* tíð. これは (hetta) ホテル・ハフニア (Hotell Hafnia) の (-sa) 時代 (tíð) での (í) ことだった (var) (Petersen 2016: 107, Thráinsson et al. 2004: 64)

⁴⁴ 第 8 節で述べたように、vegna 「～ゆえに」は属格支配から対格支配に移行した前置詞だが、「名詞句 + vegna」の語順で後置詞として用いた場合には、かつての名詞としての性格がある程度まで保たれていると考えられる。注 14 で述べたドイツ語の wegen の用法を参照。

⁴⁵ 入江 (2005: 159) によれば、Hjalmar P. Petersen 氏からの私信として、最近では地名に用いる例 (フ_E *New Yorksa* taksabilar ニューヨークのタクシー) もある。

Tað er **SEV-sa** ábyrgd at fáa sum mest burturúr. そこから (burturúr) できるだけ多く (の利益) を (sum mest) 獲得することとは (tað er (英 it is) ~at fáa (英 to get)) SEV (= 電力会社名) の (-sa) 責任 (ábyrgd) だ (er) (Petersen 2016: 120)

Har er radarin. Tað sigur abbi er **sjómaðurin-sa** besti vinur. そこに (har) そのレーダーが (radarin) ある (er)。それは (tað) 船乗り (sjómaðurin ← sjómaður + -in 後置定冠詞・主格) の (-sa) 最良の友 (besti vinur) であると (er) 祖父は (abbi) 言っている (sigur) (ib. 121)

Hví gert tú tað so ikki fyri **børnini-sa** skyld? なぜ (hví) 君は (tú) 子供たち (børnini ← børn + -ini 定冠詞・対格) の (-sa) ために (fyri ~skyld 対格 ← skyld 主格, 責任) そう (tað so) しないのか (gert ~ikki)⁴⁶ (ib. 121)

-sa の最古の用例は、18 世紀半ばの風刺バラード (Fættáttur) に現れる **Jákupsa** skegg 「ヨアクプ (Jákup 男名) の (-sa) 髭 (skegg)」であるという (Petersen 2016: 116)。Petersen (2016: 113-118) は、-sa の起源をかつての代表的な強変化名詞の単数属格語尾 -s に複数属格語尾 -a を添えて、所有者を音韻的に際立たせた効果に求めている⁴⁷。同様に、-ra で終わる人称代名詞属格 okkara 「私たちの」/tykkara 「君たち・あなたがたの」/(tygara 「あなたの (敬称, 使用稀)」) は、アイスランド語の対応語 okkar/ykkar/yðar のように古くは -r で終わっていたが、属格であることを明確にするために、複数属

⁴⁶ この例はデンマーク語の for + 名詞句 -s + skyld 「～のために」の影響を受けていると考えられる (Petersen 2016: 124-126)。

⁴⁷ Haberland (1994: 325) によれば、通常は形容詞と記述されるデンマーク語の fædrene 「祖先の, 父方の」も複数属格 (< fader 父) の転用である。mine fædrene hus 'my (fore) fathers' house' (ib. 325) では、mine fædrene 「私の祖先の」を形容詞として解釈することはできない。fædrenearv 「先祖代々の遺産」/fædrenegård 「先祖伝来の農場」/fædrenejord 「先祖伝来の土地」, mødrene 「母方の」(< moder 母) も同様。

格に共通の語尾で所有の意味があったと考えられる -a を加えて成立した。これは、-a で終わる通常の名詞の複数属格や *teirra* 「彼(女)・それらの」(*A þeirra*) への類推による。当時すでに、-r で終わる人称代名詞属格は、属格として意識されにくくなっていたと考えられる。

かつてフェーロー語には、アイスランド語に残る属格形 *hans* 「彼の」に -a を加えた *hansa* の語形があり、*hennar* 「彼女の」> *hennara* という変化との類推から *hansa* > *hansara* となって、(55)(56) に挙げた現代語の人称代名詞属格形が成立した。これを契機として、-s を属格の目印としていた名詞もさらに -a を伴うようになった。そして、*Jákups.a* > *Jákup.sa* という音節境界(.)の移動に伴う形態素境界の再分析が起こった。Petersen (2016: 117) の推定では、以上の3段階を経て前接語 -sa が誕生した。私見では、この再分析は、ノルウェー語の属格語尾由来の前接語 -s が先行語との間に休止を置き、後続語と続けて発音することがある事実を連想させる ((30) プ *NSB ...s-nattog* er forsinka. NSB (= ノルウェー国鉄) の夜行列車は到着が遅れた)。

特筆を要するのは、最近の話し言葉での傾向として、前接語 -sa が -ra で終わる人称代名詞複数属格形にも広がりつつある点である。

- (60) $\{okkarasa/tykkarasa\}$ bilur $\{私たちの(okkara 属格 + -sa)/君たち・あなたがたの(tykkara + -sa)\}$ 車 (bilur)

(Petersen 2016: 113)

teirrasa börn 彼(女)らの (*teirra* 属格 + -sa) 子供たち (*börn*)

(Petersen/Adams 2009²: 249)

この *okkarasa/tykkarasa* という語形は、 $\{okkar/tykkar\} + -a + -sa$ という属格由来の要素の二重表示による。さらに -a + [-s + -a] のように分析すれば、三重表示によるとも言える⁴⁸。おそらくこれは、*okkara/tykkara/(tygara)*

⁴⁸ 所有者の種類からは、「人称代名詞>固有名詞・親族名詞>人間名詞>その他の名詞」というシルヴァースティーンの名詞句階層 (Silverstein's hierarchy) が想起される (入江

/teirra の -ra が属格標識と意識されなくなったことの反映だろう。英語の our/your/their などの所有代名詞も、we/you/they の属格だったとは意識されていない。私見では、フェーロー語の属格は人称代名詞でも消滅しつつあると考えられる。

この事実はまた、第4節(20)に挙げたように、スウェーデン語の *deras* 「彼(女)ら・それらの」、デンマーク語とブークモールの *deres* 「同左」が、本来の属格形 *dera/dere* (ア *peirra*/ニユ *deira*) を代表的な強変化属格語尾に由来する前接語 -s で補強した二重表示である事実を想起させる。

16. 属格と所有表現をめぐる言語の発達サイクルとリサイクル —— 言語変化のエコロジー

形態表示による格変化の脱屈折化が進行した中世以降のゲルマン諸語は、屈折範疇としての属格の衰退に応じて、所有関係を中心とする名詞句間の新たな表現手段を求め続けた。その結果、前置詞句による語彙的手段と並んで、大多数のゲルマン諸語では属格語尾の前接語への脱文法化がなされ、西ゲルマン諸語とノルウェー語では再述所有代名詞構文の文法化も起こった。

一方、不要となった強・弱変化および複数属格の残存は他の目的に転用され、多重表示によって補強されることもあった。属格語尾の一部は語形成のレベルに再分析され、複合語の接合要素 (linking element/ド *Fugenelement*) としても命脈を保っている (ド *Arbeitslust* 労働 (*Arbeit* + -s) 意欲 (*Lust*), *Knabenchor* 少年 (*Knabe* + -n-) 合唱団 (*Chor*))。また、被限定名詞を欠く独立属格 (absolute genitive, *Kruisinga* 1932⁵: 53f, 64-66) は、家族名 (ド *Buddenbrooks* ブッデンプローク家の [人々], ス *Pettersons* ペッテション家の [人々]), 住居名 (英 *at my uncle's* 私の叔父の [家] で), 店舗名 (西 *by de bakkers* パン屋 (*bakker*) の [店] で, 清水 2006: 117), 会社名 (英 *Lloyd's* ロイズ [保険市場], ス *Norstedts* ノーシュテツ [出版社]) を表す構

2005)。

文になっている⁴⁹。

属格の衰退と所有表現の発達をめぐる以上の事例は、ゲルマン諸語が「形容詞強変化・代名詞変化＞形容詞弱変化＞定冠詞＞二重限定」の順に、名詞句に定 (definiteness) の形態表示を求め続けた限定表現の発達サイクルを想起させる (清水 (2018: 46))。ゲルマン諸語の属格と所有表現の変遷は、清水 (2018) (2019a) (2019c) で扱ったこのケースと同様に、言語の発達サイクルとリサイクルの好例であり、いわば「言語変化のエコロジー」 (ecology of language change) の一環として位置づけられよう⁵⁰。

参考文献

- Abraham, Werner (1997) The Interdependence of Case, Aspect and Referentiality in the History of German — The Case of the Verbal Genitive. In: Van Kemenade/ Nigel (eds.), 29–61.
- Abraham, Werner (2013³) *Deutsche Syntax im Sprachenvergleich*. Tübingen: Stauffenburg.
- Ackermann, Tanja/Simon, Horst J./Zimmer, Christian (eds.), (2018) *Germanic Genitives*. Amsterdam/Philadelphia: Benjamins.
- Admoni, Wladimir (1970³) *Der deutsche Sprachbau*. München: Beck.
- Åkerberg, Bengt (2012) *Älvdalsk grammatik, under medverkan av Gunnar Nyström*. Älvdalen: Ulum Dalska.
- Andersson, Erik (1994) Swedish. In: Köning/Van der Auwera (eds.), 271–312.
- Barnes, Michael (1978) Grammatical Instability in Faroese Ballads and Written Faroese. *Nordveg* 20. 209–235.
- Barnes, Michael P./Weyhe, Eivind (1994) Faroese. In: Köning/Van der Auwera (eds.),

⁴⁹ この独立属格は後続名詞の省略ではなく、構文として確立している。Kruisinga (1932⁵: 64) は、I have been spending a fortnight {*at my uncle's/at my uncle's villa*} . について、at my uncle's では、2 週間、発話者が叔父の別荘に泊めてもらっているのに対して、at my uncle's villa では、叔父が発話者に別荘を貸している意味になり、明確に異なると的確に述べている。ロンドンの保険市場 Lloyd's 「ロイズ」も、もはや 17 世紀末の喫茶店 Lloyd's Coffee House ではない。

⁵⁰ 言語の発達サイクルとリサイクルの概念については、Van Gelderen (2011), Booij (2010: 211ff.) 参照。

190-218.

- Behaghel, Otto/Taeger, Burkhard (Hrsg.) (1996¹⁰) *Heliand und Genesis. Althochdeutsche Textbibliothek. Nr. 4.* Tübingen: Niemeyer.
- Beilstein-Schauvelberger, Ann (2007⁷) *Züritüütsch/Schweizerdeutsch — Ein Lehrmittel für Fremdsprachige.* Zürich: Grafischer Betrieb & Verlag.
- Besch, Werner /Knoop, Ulrich/Putschke, Wolfgang/Wiegand, Herbert Ernst (Hrsg.) (1983) *Dialektologie. Halbbd. 2. HSK Bd. 1.* Berlin/New York: De Gruyter.
- Blatz, Friedrich (1896³) *Neuhochdeutsche Grammatik mit Berücksichtigung der historischen Entwicklung der deutschen Sprache. Zweiter Band. Satzlehre (Syntax).* Karlsruhe: Lang. (1970 復刻 Tokyo: Sansyusya)
- Booij, Geert (2010) *Construction Morphology.* Oxford: Oxford University Press.
- Braunmüller, Kurt (2018) On the Role of Cases and Possession in Germanic. In: Ackermann et al. (eds.). 301-323.
- ブルンナー, K. (松浪 有/小野 茂/忍足欣四郎/秦 宏一 訳) (1973) 『英語発達史』大修館.
- Dal, Ingerid/Eroms, Werner (2014⁴) *Kurze deutsche Syntax auf historischer Grundlage.* Berlin/Boston: De Gruyter.
- De Villiers, Meyer (1987⁷) *Afrikaanse grammatika vir volwasseenes.* Bloemfontein/Durban/Pretoria: Nasou Beperk.
- Den Besten, Hans (2012) The Origins of the Afrikaans Pre-nominal Possessive System(s). In: Van der Wouden, Ton (ed.) *Roots of Afrikaans — Selected Writings of Hans den Besten.* Amsterdam/Philadelphia: Benjamins. 7-23.
- Döhmer, Caroline (2018) A New Perspective on the Luxembourgish Genitive. In: Ackermann et al. (eds.). 15-36.
- Donnaldson, Bruce C. (1993) *A Grammar of Afrikaans.* Berlin/New York: Mouton de Gruyter.
- Donaldson, Bruce C. (2000) *Colloquial Afrikaans.* London/New York: Routledge.
- Duden (1998⁶) *Grammatik der deutschen Sprache.* Mannheim/Leipzig/Wien/Zürich: Dudenverlag.
- Duden (1999³) *Das große Wörterbuch der deutschen Sprache in 10 Bänden.* Mannheim/Leipzig/Wien/Zürich: Dudenverlag.
- Duden (2009⁶) *Die Grammatik.* Mannheim/Wien/Zürich: Dudenverlag.
- Duden (2016⁸) *Das Wörterbuch der sprachlichen Zweifelsfälle.* Berlin: Dudenverlag.
- Eisenberg, Peter (2013⁴) *Grundriss der deutschen Grammatik. Bd. 2. Der Satz.* Stuttgart/Weimar: Metzler.
- Endresen, Rolf Theil (1988³) Morfologi. In: Simonsen, Hanne Gram/Endresen, Rolf

- Theil/Hovdhaugen, Even. *Språkvitenskap — En elementær innføring*. Universitetsforlaget. 76–140.
- Faarlund, Jan Terje (2019) *The Syntax of Mainland Scandinavian*. Oxford: Oxford University Press.
- Fanselow, Gisbert/Felix, Sascha W. (Hrsg.) (1991) *Strukturen und Merkmale syntaktischer Kategorien*. Tübingen: Niemeyer.
- Ferraresi, Gisella (2014) *Grammatikalisierung*. Heidelberg: Winter.
- Fuß, Eric (2011) Eigennamen und adnominaler Genitiv im Deutschen. *Linguistische Berichte* 225. 19–42.
- Gallmann, Peter (1990) *Kategoriell komplexe Wortformen*. Tübingen: Niemeyer.
- Haberland, Hartmut (1994) Danish. In: Köning/Van der Auwera (eds.), 313–348.
- Hammershaimb, Venceslaus Ulricus (1891) *Færøsk anthologi. I Tekst samt historisk og grammatisk inledning*, København: S. L. Møllers Bogtrykkeri.
- Hamre, Håkon (1961) The Use of the Genitive in Modern Faroese. *Scandinavian Studies* 33. 231–246.
- 橋本文夫 (2006 (1956)) 『復刻版 詳解ドイツ大文法』三修社.
- Haugen, Einar (1982) *Scandinavian Language Structures — A Comparative Historical Survey*. Tübingen: Niemeyer.
- Haugen, Einar/Borin, Lars (2018³) Danish, Norwegian and Swedish. In: Comrie, Bernard (ed.) *The World's Major Languages*. London/New York: Routledge. 127–150.
- Hoekstra, Jarich (2018) Frisian Genitives — From Old Frisian to the Modern Dialects. In: Ackermann et al. (eds.) 37–61.
- Hoge, Kerstin (2018) Yiddish Possessives as a Case for Genitive Case. In: Ackermann et al. (eds.), 231–272.
- Holmes, Philip/Hincliffe, Ian (2013³) *Swedish - A Comprehensive Grammar*. London: Routledge.
- 入江浩司 (2005) 「フェーロー語の属格とその代替表現の分布」『金沢大学文学部論集 言語・文学篇』第 25 号. 155–166.
- Jakobsen, Jakob (1984) *Sagnir og ævintýr I*. Tórshavn: PF. H. N. Jacobsens Bókahandil. (*Færøske folkesagn og æventyr* 1898–1901 の復刻版).
- Janda, Richard D. (1980) On the Decline of Declensional Systems — The Overall Loss of OE Nominal Case Inflections and the ME Reanalysis of *-es* as *his*. In: Traugott, C. Elizabeth et al. (eds.), *Papers from the 4th International Conference on Historical Linguistics*. Amsterdam: Benjamins. 243–252.
- Jónsson, Jóhannes Gislí (2017) Avoiding Genitive in Icelandic. In: Thráinsson, Höskuldur/Heycock, Caroline/Petersen, Hjalmar P./Hansen, Zakaris Svabo (eds.), *Syntactic*

- Variation in Insular Scandinavian*. Amsterdam/Philadelphia: Benjamins. 141–163.
- Kirsten, Johanita (2019) *Written Afrikaans since Standardization — A Century of Change*. Lanham/Boulder/New York/London: Lexington Books.
- Kolvenbach, Monika (1973) Das Genitivobjekt im Deutschen — Seine Interrelationen zu Präpositionalphrasen und zum Akkusativ. In: *Festgabe für Paul Grebe zum 65. Geburtstag. Teil 2. Sprache der Gegenwart*. 24. Düsseldorf: Schwan. 123–134.
- König, Ekkehard/Van der Auwera, Johan (eds.) (1994) *The Germanic Languages*. London/New York: Routledge.
- Koß, Gerhard (1983) Realisierung von Kasusrelationen in den deutschen Dialekten. In: Besch et al. (Hrsg.). 1242–1250.
- Kress, Bruno (1982) *Isländische Grammatik*. Leipzig: VEB Verlag Enzyklopädie.
- Kruisinga, E. (1932⁵) *A Handbook of Present-Day English. Part II — English Accidence and Syntax 2*. Groningen: P. Noordhoff.
- Lass, Roger (1990) How to Do Things with Junk — Exaptation in Language Evolution. *Journal of Linguistics* 26: 79–102.
- Leiss, Elisabeth (1994) Die Entstehung des Artikels im Deutschen. *Sprachwissenschaft* 19. 307–319.
- Leiss, Elisabeth (2000) *Artikel und Aspekt — Die grammatischen Muster von Definitheit*. Berlin/New York: De Gruyter.
- Lindauer, Thomas (1995) *Genitivattribut*. Tübingen: Niemeyer.
- Lockwood, W. B. (1968) *Historical German Syntax*. Oxford: Clarendon Press.
- Lockwood, W. B. (1977³) *An Introduction to Modern Faroese*. Tórshavn: Føroya Skúlabólagrunnur.
- McDermott, Lydia (2005) *Teach Yourself Afrikaans*. London: Hodder & Stoughton.
- Motsch, Wolfgang (2004²) *Deutsche Wortbildung in Grundzügen*. Berlin/New York: De Gruyter.
- Norde, Muriel (1997) *The History of the Genitive in Swedish — A Case Study in Degrammaticalization*. Amsterdam: Faculteit der Letteren. Universiteit van Amsterdam.
- Norde, Muriel (2009) *Degrammaticalization*. Oxford: Oxford University Press.
- Næs, Olav (1979⁴) *Norsk grammatikk*. Oslo: Fabritius Forlag.
- Panzer, Baldur (1983) Formenneutralisation in den Flexionssystemen deutscher Dialekte. In: Besch et al. (Hrsg.). 1170–1173.
- Paul, Hermann (1968 (1920)) *Deutsche Grammatik. Bd. IV*. Tübingen: Niemeyer.
- Paul, Hermann (2002¹⁰) *Deutsches Wörterbuch*. Tübingen: Niemeyer.
- Petersen, Hjalmar P. (2016) The Spread of the Phrasal Clitic *sa* in Faroese. *Arkiv för nordisk*

- filologi*. 131. 105–128.
- Petersen, Hjalmar P./Adams, Jonathan (2009²) *Faroese — A Language Course for Beginners. Grammar*. Tórshavn: Stíðin.
- Petersen, Hjalmar P./Szczepaniak, Renata (2018) The Development of Non-paradigmatic Linking Element in Faroese and the Decline of the Genitive Case. In: Ackermann et al. (eds.) 115–145.
- Pfeifer, Wolfgang (Hrsg.) (2003³). *Etymologisches Wörterbuch des Deutschen*. München: Deutscher Taschenbuch Verlag.
- Philippi, Julia (1997) The Rise of the Article in the Germanic Languages. In: Van Kemenade/Nigel (eds.) 62–93.
- Ponelis, F. A. (1979) *Afrikaanse sintaksis*. Pretoria: Van Schaik.
- 相良守峯 (1965) 『ドイツ語学概論』 博友社.
- Schanen, François/Zimmer, Jaqui (2012) *1, 2, 3 Lëtzebuergesch Grammaire luxembourgeoise*. Esch-sur-Alzette: Editions Schortgen.
- Schirmunski, V. M. (2010 (1962)). *Deutsche Mundartkunde*. (übers. von Wolfgang Fleischer) Frankfurt a. M. et al.: Lang.
- 清水 誠 (2006) 『西フリジア語文法—現代北海ゲルマン語の体系的構造記述』 北海道大学出版会.
- 清水 誠 (2018) 「ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (1) —ゴート語, ドイツ語, 北ゲルマン語」 『北海道大学文学研究科紀要』 155 号. 1–54.
- 清水 誠 (2019a) 「ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (2) —西ゲルマン語 (1)」 『北海道大学文学研究科紀要』 156 号. 1–35.
- 清水 誠 (2019b) 「ドイツ語から見たゲルマン語一名詞の性, 格の階層と文法関係」 『北海道大学文学研究科紀要』 158 号. 37–76.
- 清水 誠 (2019c) 「ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (3) —西ゲルマン語 (2)」 『北海道大学文学研究科紀要』 159 号. 45–80.
- Schmid, Hans Ulrich (2010) Ist der Dativ wirklich dem Genitiv sein Tod? In: Schmid. *Die 101 wichtigsten Fragen. Deutsche Sprache*. München: Beck. 99–101.
- Streitberg, Wilhelm (1920^{5/6}) *Gotisches Elementarbuch*. Heidelberg: Winter.
- Thráinsson, Höskuldur/Petersen, Hjalmar P./Í Lon Jacobsen, Jógvan/Svavo Hansen, Zakaris (2004) *Faroese. An Overview and Reference Grammar*. Tórshavn: Føroya Fróðskaparfelag.
- Torp, Arne (1992) Der sogenannte *Garpegenitiv* — Ursprung, Alter und Verbreitung im heutigen Norwegisch. In: Elmevik, Lennart/Schöndorf, Kurt Erich (Hrsg.). *Niederdeutsch in Skandinavien III. Beihefte zur Zeitschrift für deutsche Philologie* 6. 151–166.
- Van Gelderen, Elly (2011) *The Linguistic Cycle — Language Change and the Language*

- Faculty*. Oxford/New York: Oxford University Press.
- Van Haeringen, C. B. (1962²) *Neerlandica — Verspreide opstellen door C. B. Van Haeringen*. Den Haag: Daamen N. V.
- Van Haeringen, C. B. (1962² (1947a)) De meervoudsvorming in het Nederlands. In: Van Haeringen. 186-209.
- Van Haeringen, C. B. (1962² (1947b)) Naamvallen bij eigennamen van personen en bij verwantschapsnamen. In: Van Haeringen. 209-222.
- Van Kemenade, Ans/Vincent, Nigel (eds.) (1997) *Parameters of Morphosyntactic Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Vinje, Finn-Erik (1987⁴) *Moderne norsk*. Oslo/Bergen/Stavanger/Tromsø. Universitetsforlaget.
- Weerman, Fred/De Wit, Petra (1998) De ondergang van de genitief. *Nederlandse taalkunde* 3. 18-46.
- Weerman, Fred/De Wit, Petra (1999) The Decline of the Genitive in Dutch. *Linguistics* 37-6. 1155-1192.
- Wegener, Heide (1991) Der Dativ — Ein struktureller Kasus? In: Fanselow/Felix (Hrsg.) 70-103.
- 安井 稔 (1996²) 『英文法総覧—改訂版』 開拓社.

二重負担を受容する有配偶女性の意識の規定要因

— 全国調査 SSP2015 を用いた資源の影響の検証

樋口 麻里

1 問題設定

日本社会では労働力人口の減少に伴い、労働市場への女性の取り込みと出産を奨励する政策¹⁾が積極的に行われるようになった。労働市場への参入を男性に限定する「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」(以下、「男性は外、女性は家庭」)の質問に対する反対回答の増加にみられるように、社会意識においても、女性の就労が支持されるようになった(図1)。

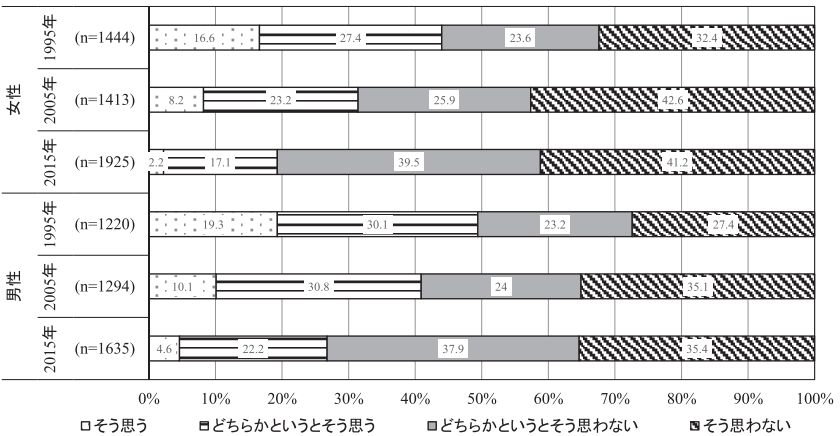


図1 「男性は外、女性は家庭」の男女別回答推移
(注：SSM 調査(1995年・2005年)およびSSP2015調査より作成。)

一方で、女性の年齢別就業率をみると、M字型曲線の谷間の傾斜は緩やかではあるものの、出産・育児期には労働市場から退出する傾向が未だに見られる(図2)。男性は一貫して正規雇用で働き続けるのに対して、女性では育児が始まる30代前半に正規雇用率が減少し、育児が一段落する30代後半以降に、非正規雇用率が増加することで就業率が上昇に転じている(図3)。

出産・育児により、女性が就労継続困難に陥る背景には、男性の家事・育児に対する消極的行動がある。「社会生活基本調査」(総務省統計局 2017a)によると、2016年時点で、家事・育児にかかる1日当たりの平均時間は、男性の21.07分に対して、女性は180.18分と、男性の約9倍もの時間を費やしている。夫の家事分担割合が微増していることは確認されているが(乾 2014)、こうした変化を考慮しても夫婦間の家事・育児時間の差は依然として大きい。諸外国と比較した場合も、日本の夫婦間における家事・育児分担の不平等は著しい(不破・筒井 2010)。

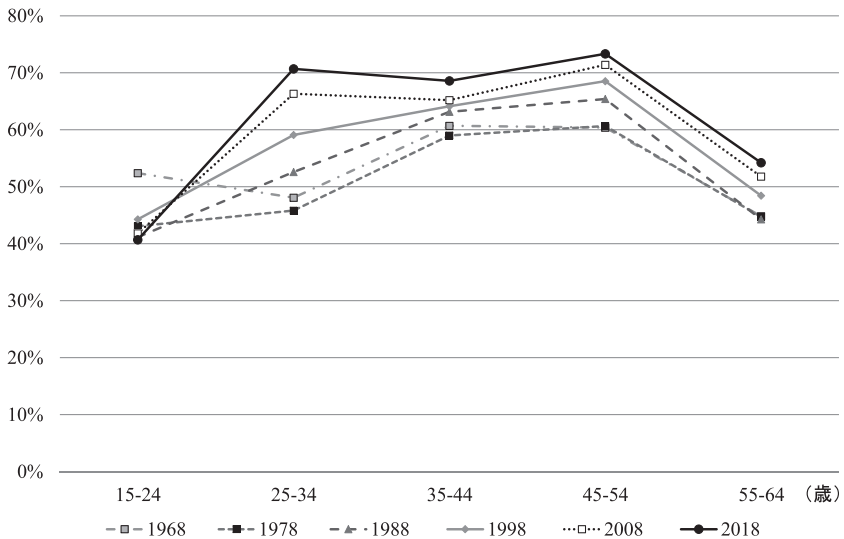


図2 女性の年齢階級別就業率の変遷

(注：労働力調査(総務省統計局 n.d.)より作成。)

したがって、現代の日本社会において女性には「労働市場での経済活動」と「人口維持のための出産」、そして「家庭内でのケア役割」という期待がかけられているといえる。

本稿では、女性に対するこれらの期待を「稼得もケアも」規範とよぶ。ケアは、再生産活動に関わる行為すべてを含むが、本稿では、そのうち女性の就労に最も影響を与えている出産と育児に関わる一連の家庭内労働に焦点を絞る。社会からの全ての期待にこたえて、稼得役割もケア役割も担う場合、女性は心身ともに多大な負荷を抱える。稼得役割とケア役割の両方をこなすという女性の選択は、「新・性別役割分業」（厚生省 1998）や「セカンド・シフト」（Hochschild 1989=1990）に従事すると呼ばれ、その負荷の大きさが指摘されてきた。

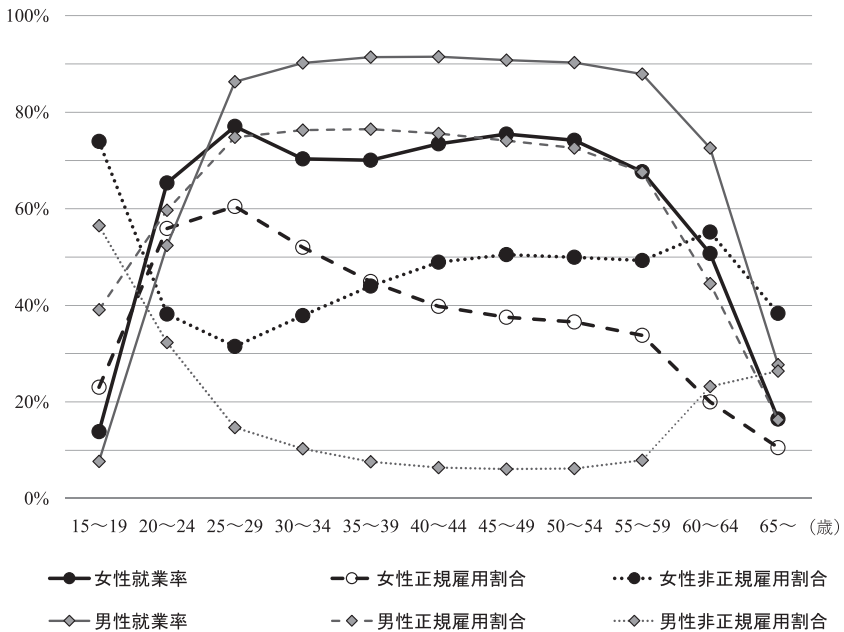


図3 年齢階級別就業率と雇用形態

(注：国勢調査（総務省統計局 2017b, 2017c）より作成。)

こうした状況にも関わらず、二重負担に対する女性からの目立った反発は見られない。国際的に見た場合、労働時間や収入が夫婦間で同程度でも、日本では妻が夫よりもはるかに長い時間家庭内労働を担っている（Tsutsui 2016）。夫婦間での不平等な家事分担が維持される背景として、妻の意識や規範の影響が指摘されている。妻が夫婦間の家事分担を不平等だと感じるかどうかは、妻の性別役割分業意識が影響しており（Davis and Greenstein 2009）、日本のように妻の家事負担割合が高い国では、夫婦間の家事分担に対する妻の不公平感が抑制されるからである（不破・筒井 2010）。実際に就労と家事・育児の両方を行う妻は、二重負担を負担として感じていない（松田 2001）。松田茂樹（2001）は、妻が二重負担を負担に感じない理由として、二重負担を感じる女性は労働市場から退出するという、サンプル・セレクション・バイアスの可能性を挙げている。とはいえ、4.1 節で後述するように、二重負担に疑問を持たず、「稼得もケアも」規範を受容する女性が少なくないのはなぜだろうか。

これまで、平等な夫婦関係の達成という視点から、家事・育児の性別役割分業行動の規定要因に関する研究が行われてきた（Tsutsui 2016）。しかし、女性が「稼得もケアも」規範を自ら受け入れる仕組みが明らかでなければ、家庭内のケア労働分担の不均衡は解消されない。そこで本稿では、有配偶女性の「稼得もケアも」規範に関する意識をとりあげ、その規定要因を明らかにする。

2 先行研究の検討と仮説

2.1 性別役割分業意識に対する資源仮説の適用

1985 年に女性も SSM 調査（Social Stratification and Social Mobility Survey）の対象となって以降、性別役割分業意識の規定要因は、世帯収入や夫婦の学歴、職業、年齢といった階層に関連する変数による説明が試みられてきた。そして 1985 年から 2010 年にかけて、性別役割を否定する脱近代的な新しい意識が上位の階層から浸透することが明らかになっている（吉川

1998, 2014)。

しかし、近年「男性は外、女性は家庭」の意識は、女性の就業率上昇にともない、階層変数による説明力そのものが低下し、脱階層化した(吉川 2014; 西野 2011)。また、家庭内でのケア役割に関する「家事や育児は男性より女性の方が向いている」(以下、「家事育児は女性」とする)の意識も、学歴や就業形態との関連が弱まる傾向にあることが報告されている(細川 2018)。したがって、いずれの性別役割分業意識も階層による説明が困難になったと言える。

そこで、本稿では階層ではなく資源という視点からアプローチしたい。夫婦間の不平等な家事分担の規定要因に関する研究では、社会全体における妻の階層よりも、むしろ妻がもつ資源が重視されてきた。妻が学歴、収入、働き方において多くの資源をもつ場合、夫は妻とケア役割をより分担するようになる(Coverman 1985; Hiller 1984)。日本の性別役割分業意識について、この点からは十分に検証されていない。そこで、本稿では資源という視点を取り入れることで、労働市場と家庭内それぞれにおける有配偶女性の立場が「稼得もケアも」規範へ与える影響をみる。

ただし、次の3点を考慮する必要がある。第1に妻の資源を、夫の資源に対する割合を意味する相対的資源と、夫の資源と独立して扱う絶対的資源に分けることである。主にアメリカ合衆国を対象とした夫婦間の家事分担に関するレビュー研究では、相対的資源としての学歴や働き方の効果は研究によって異なり一貫していないため、相対的資源は夫婦間の収入割合の効果から検討するのが妥当とされている(Shelton and Daphne 1996)。同視点を日本の調査データに適用して、夫婦間の家事育児分担の規定要因を分析した研究でも、相対的資源の効果は妻の夫に対する収入のみに見られ、学歴や雇用状況は妻の絶対的資源として扱われている(Nishioka 1998; 松田 2000)。そのため、相対的資源として扱うのは収入とし、学歴と働き方は妻の絶対的資源として扱う。

第2に、「妻の働き方」を労働時間と雇用形態に分けて捉えることである。資源仮説において、「妻の働き方」の効果は、フルタイムとパートタイムで測

定されてきた。これは女性の労働市場が男性とは異なり、フルタイムとパートタイムに分断されていることによる。妻がフルタイムで働くと、パートタイムの場合よりも、夫はケア役割を分担する傾向が国内外の研究で発見されてきた。しかし、夫婦間の家事分担の研究では、フルタイム／パートタイムが労働時間の長さの効果を表しているのか、雇用形態（正規雇用／非正規雇用）の効果なのかが明確ではなかった。そのため、女性の「フルタイム」が労働市場での地位を表すのか、ケア労働に費やす時間資源がないことを表すのかが定かではない。

正規雇用と非正規雇用では、賃金や昇進機会、雇用期間、福利厚生 of 待遇だけでなく、社会保険および社会保障においても格差が大きい。正規雇用の場合は、非正規雇用よりも育児休業の取得や、育児休業終了後の短時間勤務制度の利用が容易である。正規雇用と非正規雇用の分断が著しい現代において、正規雇用であることは、労働市場での相対的に高い地位を意味すると考えられる。したがって、雇用形態と労働時間は独立した要因として扱う必要がある。

第3に、女性の二重負担を許容する意識を測るには、「夫婦の家事分担の現状を当然のことであると許容している意識の奥に切り込むこと」（松田・鈴木 2002 : 82）が必要である。吉川徹（2018）によると、男女のどちらを既存の性別役割分業を変革する当事者と見立てるかによって、性別役割分業意識の回答傾向が変わる。「男性は外、女性は家庭」の問いでは、女性が産業局面に加わる当事者に見立てられている。この場合、女性の方が男性よりも積極的に「男性は外、女性は家庭」を否定する。一方、「夫が妻と同じくらい家事や育児をするのはあたりまえのことだ」（以下、「夫も妻と同程度に家事育児」）という質問の場合、男性が家庭内ケア労働の変革当事者と見立てられており、男性の方が女性よりも積極的に支持する傾向がある（吉川 2018）。「稼得もケアも」は、産業局面に女性が参入することを支持しつつも、家庭内ケア労働の性別役割分業は温存させて、男性が変革の当事者となることに女性が反対する意識である。したがって、とりわけ家庭内のケア労働に関しては、男性（夫）がそれを「手伝う」のではなく、主体的に担うことへの賛否を問う

ことが重要である。

2.2 性別役割分業意識の二次元性とケア役割を通じた社会的承認

「稼得もケアも」規範に関わる先行研究として、性別役割分業意識の二次元性に関する研究がある。大和礼子（1995）は、性別役割分業意識項目の因子分析から、性別役割分業意識が複数の次元から構成されていることを示した。第1の次元は、「『性別によって適正や役割を固定的に振り分ける』という論理」（大和 1995：114）であり、この論理により労働市場への参加は男性に、家庭内でのケア労働は女性に割り振られる。第2の次元は、女性と母性愛を結びつけるもので、「愛情によって女性が再生産役割（家事や育児）を担うことが、家族メンバーの成長や安心のために役立つ」（大和 1995：114）という論理で、愛を理由としてケア労働が女性に割り振られる。さらに、女性は経済的自立を肯定していても、第二の次元の「愛による再生産役割」を否定しない傾向が指摘されている（島 1999）。

性別役割分業意識の二次元性を扱った研究では、女性において、性別を理由に労働市場での経済的活動を男性に割り振ることに反対する意識と、愛を理由に家庭内のケア労働を女性に割り振ることに賛成する意識が同時に成立することが示唆されてきた。しかし、それぞれの意識ごとに規定要因が分析されていたため、これらの意識が同時に成立する「稼得もケアも」の規定要因は明らかではなかった。

また、女性自身が「愛による再生産役割」を強く支持し、家庭内のケア役割にこだわる理由については、量的調査研究では十分に明らかになっていない（神林 2000）。この点に関しては、質的調査による研究が蓄積されてきた。質的研究では、近代以降女性の公的領域への参入が制度的に制限される中で、女性が社会の一員として承認を得る手段として、ケア役割を用いてきたことが指摘されている。女性はケア役割を遂行することで、私的および公的領域で社会の一員として承認され、また女性自身もそのように感じる（Graham 1983）。労働市場での女性の高い非正規雇用率にみられるように、現代でも女性は労働市場で不安定な地位に陥りやすい。女性にとって、「主婦」という

立場を社会的地位として承認されることは、ケア役割の引き受けへの大きな誘因となるといえる。そのため、家庭の主婦に結びつくケア能力は、女性が獲得しうる稀少な資本となっている（山根 2010）。家庭内のケア労働が重労働かつ無償であるにも関わらず、女性がそれにこだわるのは、ケア能力を発揮することで主婦として社会的に承認されるためと考えられる。

それでは、もし労働市場で社会的承認を得られるならば、女性は家庭でのケア役割に固執しなくなるのではないか。特に、正規雇用で働く有配偶女性にとっては、主婦の地位を通じた社会的承認の魅力は相対的に減るであろう。正規雇用と非正規雇用間の待遇の差が大きい現在の日本の労働市場では、正規雇用は一流の労働者とみなされるからである。そのため、これらの女性は「稼得もケアも」規範を不平等とみなして否定すると予想される。

さらに本稿独自の視点として、各種の職業の中でも、家庭外で職業としてケア労働を行うケア職に注目したい。ケア労働によって報酬を得る場合は、より強く「稼得もケアも」規範を否定すると考えられる²⁾。山根（2010）は、主婦たちが調理や介護といった家庭で行ってきたケア労働を有償で請け負うことを通して、責任と権限をもつようになり社会的評価を得た事例を報告している。またそうした変化に伴って、主婦たちは家庭内でのケア役割をそれまでほど担わなくなり、家庭のケア責任に対するこだわりも薄れたことが示唆されている。ケア労働を職業にすることで、家庭外で社会的承認を得て、かつ経済的報酬も得られる場合、家庭内でケア労働を担うことに固執しないのではないかと³⁾。つまり、職業としてのケア労働（以下、ケア職）は、「稼得もケアも」規範に対して他の職業とは異なる意味をもつと予想される。

夫婦間の不平等な家事分担の説明に用いられてきた資源仮説は、妻の資源を、夫との家庭内ケア労働の分担交渉の手段とみなしていた。しかし、性別役割分業意識の二次元性と女性の家庭内ケア労働に対する価値付与を考慮するならば、資源には夫との交渉手段という側面だけではなく、妻が社会的承認を獲得する手段という側面も含まれる。女性は社会的承認へのこだわりがあり、それらが労働市場から得られない場合、家庭から代替的に調達する。したがって、正規雇用という働き方とケア職という職種は、妻が社会的承認

を獲得する絶対的資源として捉えられる。

2.3 仮説

以上から、「稼得もケアも」規範の規定要因を明らかにするには、次の3点が必要である。第1に、「稼得もケアも」規範は、労働市場と家庭内それぞれの性別役割分業の変革当事者を、所与の性別役割分業とは反対の性別に見立てている質問項目を用いることである。そして、女性の経済活動への参入を性別に基づいて制限することに反対し、男性が家庭内のケア労働を担うことに反対する意識を同時に分析することである。

第2に、相対的資源に注目する。これによって「稼得もケアも」規範に対する、家計における夫婦間の勢力関係による影響を検討する。先行研究では、妻と夫の収入差が分析に用いられてきたが（Nishioka 1998; Shelton and Daphne 1996; 松田 2000）、本稿で用いる調査データでは夫の収入を尋ねていないため、世帯年収に対する妻の年収を採用する。

第3に、女性自身がもつ絶対的資源の影響を検討する。具体的には学歴、労働時間、雇用形態と職業である。学歴が高まることによってジェンダー平等の考え方に触れる影響や（Davis and Greenstein 2009）、時間資源の影響を分析する。雇用形態と職業からは、2.2節で触れた、女性が労働市場で社会的承認を得られることの影響を分析する。

以上より本稿で検証すべき仮説は、次のように整理できる。

〈相対的資源の影響〉

（仮説1：家計貢献仮説）

世帯収入に占める女性の個人収入の割合が低いほど、「稼得もケアも」規範に賛成する。

〈絶対的資源の影響〉

（仮説2-1：学歴仮説）

女性の教育年数が低いほど「稼得もケアも」規範に賛成する。

（仮説2-2：時間仮説）

女性の労働時間が短く、家庭でのケアに費やす時間があるほど、「稼得もケ

アも」規範に賛成する。

(仮説 2-3 : 承認仮説)

正規雇用で働いている女性ほど、またケア職として働いている女性ほど、「稼得もケアも」規範を否定する。

3 方法

3.1 データ

本稿では、SSP2015 のデータを用いる。この調査は、SSP プロジェクト (Social Stratification and Social Psychology Project, 研究代表: 吉川徹) が、日本全国の満 20~64 歳 (2014 年 12 月 31 日時点) の男女を母集団として層化多段無作為抽出を行い、2015 年 1 月~3 月に実施したものである。有効回収率は、3575 人である (回収率: 43.0%)。

仮説の検討にあたって、本稿では 3.2 節であげる変数すべてに回答した、1063 人の有配偶女性のデータを使用する。

3.2 変数と分析方法

仮説の検証に当たって、次の独立変数を使用する。まず、家計貢献仮説には個人収入の世帯収入に占める割合、学歴仮説には本人教育年数、時間仮説には労働時間 3 カテゴリー (19 時間未満 / 20~39 時間 / ref. 40 時間~)⁴⁾、承認仮説については、本人の雇用形態 4 カテゴリー (正規雇用 / 非正規雇用 / 自営業 / ref. 無就業) とケア職ダミーを用いる⁵⁾。またコントロール変数として、年齢、配偶者の教育年数、世帯収入への評価、同居家族人数、子ども数、未就学児童ダミー、配偶者管理職ダミーを投入する。

従属変数である「稼得もケアも」規範には、[A: 女性が労働市場に参入することを否定する意識] と [B: 男性がケア役割を担うことを肯定する意識] を測る次の 2 つの質問項目を用いる⁶⁾。

Q. あなたはつぎのような意見について、そう思いますか、それともそうは

思いませんか。

[A] 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである。

[B] 夫が妻と同じくらい家事や育児をするのはあたりまえのことだ。

回答は4件法で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を「賛成」に、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を「反対」としてリコードした。各質問への賛成回答と反対回答を組み合わせてできるカテゴリーについて、女性から見て、どの役割を担うべきかを表すようカテゴリーに名前をつけた。

「稼得もケアも」：[A] に反対かつ [B] に反対

「両方分担」：[A] に反対かつ [B] に賛成

「稼得なしケア全部」：[A] に賛成かつ [B] に反対

「稼得なしケア分担」：[A] に賛成かつ [B] に賛成

分析ではまず記述統計から、どのカテゴリーに多くの回答者が分類されるのかを確認する。次に「稼得もケアも」の規定要因について、「両方分担」を参照カテゴリーとする、多項ロジスティック回帰分析から検討する。

4 分析結果

4.1 労働市場と家庭内ケア労働の性別役割分業に関する有配偶女性の意識の分布

まず、有配偶女性の [A] と [B] に関する性別役割分業意識のクロス表を確認する。表1より有配偶女性の回答者割合は、稼得とケアの両方を夫婦で分担するという「両方分担」カテゴリーが46.2%と、回答者全体の半数弱を占める。しかし、女性にとって最も負荷が大きい「稼得もケアも」は33.1%であり、両方分担に次いで割合が大きい⁷⁾。

では、他のカテゴリーと比べた場合、有配偶女性の「稼得もケアも」の回答者にはどのような特徴があるのだろうか。表2から「稼得もケアも」カテゴリーでは、同居家族1人当たりの世帯年収額が、174.03万円と全カテゴ

表 1 「男性は外、女性は家庭」×「夫も妻と同程度に家事育児」の 2 重クロス表（有配偶女性）

			[B] 「夫も妻と同程度に家事育児」		
			反対	賛成	合計
[A] 「男性は外、 女性は家庭」	反対	度数	352	491	843
		総和の％	33.1％	46.2％	79.3％
		調整済み残差	－4.6	4.6	
		カテゴリー名	「稼得もケアも」	「両方分担」	
	賛成	度数	130	90	220
		総和の％	12.2％	8.5％	20.7％
調整済み残差		4.6	－4.6		
		カテゴリー名	「稼得なしケア全部」	「稼得なしケア分担」	
合計		度数	482	581	1063
		総和の％	45.3％	54.7％	100.0％

(注 1 : Pearson's $X^2 = 21.155^{***}$ (d.f.=1), Cramer's $V = .141^{***}$)

(注 2 : $***p < .001$)

表 2 分析に使用した変数の各カテゴリー別記述統計（有配偶女性）

	両方分担 (n=491)		稼得なしケア全部 (n=130)		稼得もケアも (n=352)		稼得なしケア分担 (n=90)		合計 (n=1063)
	Mean	SD	Mean	SD	Mean	SD	Mean	SD	
年齢	48.04	10.39	46.61	10.60	47.51	10.70	46.49	12.39	
本人教育年数	13.24	1.88	13.08	2.04	12.77	1.82	12.97	1.75	
配偶者教育年数	13.63	2.39	13.59	2.48	13.38	2.42	13.30	2.33	
《雇用形態》(%)									
正規雇用	33.60		9.23		17.90		20.00		
非正規雇用	37.88		40.77		46.88		35.56		
自営業	6.72		11.54		6.82		15.56		
無就業	21.79		38.46		28.41		28.89		
ケア職 (%)	14.26		6.92		7.10		8.89		
《労働時間／週》(%)									
19 時間以下	11.81		16.92		16.19		8.89		
20～39 時間	26.48		30.00		31.53		32.22		
40 時間～	39.92		14.62		23.58		30.00		
個人年収／世帯年収	29.82	25.50	18.58	21.86	22.00	21.39	27.96	22.69	
世帯収入への評価	3.54	0.77	3.42	0.77	3.45	0.76	3.68	0.75	
配偶者が管理職 (%)	11.61		17.69		10.80		7.78		
同居家族人数	3.58	1.23	3.72	1.27	3.74	1.41	3.36	1.39	
子ども数	1.78	0.92	1.88	1.15	1.86	0.98	1.67	1.25	
未就学児の有無 (%)	21.59		25.38		21.59		22.22		
個人年収／世帯年収	211.97	273.31	130.58	213.72	134.16	162.41	152.22	144.84	
世帯年収	718.69	516.55	683.94	458.25	650.89	378.78	597.78	503.15	
世帯年収／同居家族人数	200.75		183.85		174.03		177.91		

二重負担を受容する有配偶女性の意識の規定要因

リーの中で最も少なかった。つまり、「稼得もケアも」カテゴリーに入る女性は、他のカテゴリーの回答者よりも家計のゆとりが少なく、自身の収入も少ない傾向がある。

4.2 「稼得もケアも」の規定要因

それでは、有配偶女性の多項ロジスティック回帰分析の結果（表3）から、「両方分担」よりも「稼得もケアも」の選択を促す要因を検討する。まず、相対的資源の影響についてみると、世帯収入に占める女性の個人収入の回帰係

表3 「稼得もケアも」の規定要因（有配偶女性）

(Ref. 両方分担)	稼得なしケア全部			稼得もケアも			稼得なしケア分担		
	B	S.E.	Exp(B)	B	S.E.	Exp(B)	B	S.E.	Exp(B)
切片	2.787*	1.369		3.756***	.994		1.863	1.552	
個人年収／世帯年収	-.006	.006	.994	-.008*	.004	.992	.002	.006	1.002
本人教育年数	-.048	.064	.953	-.137**	.047	.872	-.067	.072	.935
《労働時間／週》									
19時間以下	.835*	.406	2.306	.383	.276	1.466	-.009	.485	0.991
20～39時間	.739*	.355	2.095	.311	.226	1.365	.556	.352	1.744
(Ref. 40時間～)									
《雇用形態》									
正規雇用	-1.902***	.428	.149	-.596*	.265	.551	-0.989*	.417	.372
非正規雇用	-1.072**	.411	.342	-.169	.277	.844	-.771†	.436	.462
自営業	-.348	.441	.706	-.299	.343	.741	.525	.455	1.691
(Ref. 無就業)									
ケア職 (1 = 該当, 0 = 非該当)	-.301	.396	.740	-.639*	.259	.528	-.129	.416	.879
年齢	-.031*	.014	.969	-.018†	.010	.983	-.037*	.015	.964
世帯収入への評価	-.216	.140	.806	-.265**	.100	.767	.191	.165	1.211
配偶者教育年数	-.051	.051	.950	-.028	.036	.972	-.037	.058	.964
配偶者が管理職 (1 = 該当, 0 = 非該当)	.513†	.297	1.670	-.125	.241	.882	-.218	.439	.804
同居家族人数	-.042	.100	.959	.041	.068	1.042	-.227†	.121	.797
子ども数	.140	.130	1.150	.068	.091	1.070	.028	.152	1.029
未就学児の有無 (1 = 該当, 0 = 非該当)	-.209	.326	.811	-.254	.236	.775	-.291	.371	.747
X^2	137.334*** (d.f. = 45)								
-2Log-Likelihood	2387.240								
Nagelkerke R^2	0.134								
McFadden R^2	0.054								
n	1063								

p*** < .001, p** < .01, p* < .05, p† < .10

数は有意に負の値をとる ($B = -.008$, $p < .05$)。労働市場で報酬を得ても、その金額が世帯収入に対して占める割合が少ないと、「稼得もケアも」を選択しやすい。ここから家計貢献仮説（仮説1）は、支持されたと言える。

次に女性自身の持つ絶対的資源に目を移すと、「稼得もケアも」カテゴリーでは本人教育年数の回帰係数が有意に負の値をとっている ($B = -.137$, $p < .01$)。一方、労働時間については有意な効果が見られない。ここから学歴仮説（仮説2-1）は支持されたが、時間仮説（仮説2-2）は支持されなかった。雇用形態と職業の効果については、正規雇用で働いている女性ほど、「稼得もケアも」よりも「両方分担」を選択する傾向がみられた ($B = -.596$, $p < .05$)。さらに「稼得もケアも」カテゴリーでのみ、ケア職ダミーの回帰係数は有意に負の値をとっていた ($B = -.639$, $p < .05$)。ケア職で働いている女性ほど、「稼得もケアも」を選択せず、「両方分担」を選ぶ傾向があった。これらの結果は、承認仮説（仮説2-3）を支持するものと言える。

この他、仮説として挙げていなかったものの興味深い結果として、「稼得もケアも」カテゴリーでは、世帯収入への評価の回帰係数が有意に負の値をとっている ($B = -.265$, $p < .01$)。世帯収入が不足していると感じている女性ほど、「稼得もケアも」を受容する傾向を読み取れる。これは他のカテゴリーでは見られない傾向である⁸⁾。

また、「稼得もケアも」カテゴリーでは10%水準で、他2つのカテゴリーでは5%水準で年齢の効果が有意だった。年齢が若いほど、「両方分担」規範よりもこれら3つの規範を支持する傾向がある。

5 考察：どのような女性が自ら不利な「稼得もケアも」規範を受容するのか

5.1 資源不足の影響

本稿では、不平等なケア役割分担につながる「稼得もケアも」規範に注目し、それを支持するのはどのような女性かを分析した。その結果、まず、有配偶女性は平等志向の「両方分担」規範を支持する割合が最も高いものの、

女性自身にとって最も不利な規範である「稼得もケアも」への支持が次点(33.1%)を占めていた。女性は世帯収入に占める自身の収入が少ないほど、学歴が低いほど、正規雇用就いていないほど、ケア職ではないほど、世帯収入に不満をもつほど、「両方分担」よりも「稼得もケアも」を選択する傾向があった。

これらの結果から、「両方分担」よりも「稼得もケアも」規範を選択する背景は、次のように考えられる。まず、世帯全員の生活を満足に運営することが難しく、妻も経済的収入を獲得せざるをえない状況がある。しかし労働市場に参入しても、正規雇用就いておらず社会的承認を得られない。収入の低さから、家計に対する妻の貢献は補助的なものと位置づけられる。また学歴の低さはジェンダー平等な考え方に触れ、ジェンダーへの偏見を否定する態度の獲得を困難にしているとも考えられる (Davis and Greenstein 2009)。

「稼得もケアも」規範を選びやすい女性は、稼得役割を担う必要性に迫られているにも関わらず、収入、学歴、労働市場での地位といった資源が不足しているため、労働市場と家庭の両方において不利な立場にあるといえる。

夫婦間でのケア役割分担の不均衡は、夫の収入よりも妻の収入が少ないほど進む⁹⁾ (Shelton and Daphne 1996; 松田 2000)。この不均衡が生じるのは、単に収入が少ない側がケアを押し付けられるためではない。妻の収入が少ない場合には、上述のように妻が「稼得もケアも」規範を受け入れざるを得ないためであろう。

「システム正当化理論」(Jost et al. 2003; Jost and Banaji 1994)によると、イデオロギーや制度は、それらがもつ不平等性の影響を最も強く被る人々によって支持される傾向がある¹⁰⁾。人には自身の存在そのものへの不安や不確実性を減らしたいという心理的欲求があり、不利な立場にいる人は現状を公平で公正であると信じることで、そうした心理的欲求と現状との齟齬によってもたらされるフラストレーションを回避することができる (Hennes et al. 2012; Jost and Hunyady 2005)。「稼得もケアも」を選択する女性についても、彼女らが積極的に選んでいるというよりも、正規／非正規雇用を分断する労働市場の制度的不利益を最も被る女性たちが、選ばざるをえない規範と

いえる。

5.2 ケア職のもつ意味と今後の課題

本稿では、先行研究で指摘されてきた正規／非正規や家計収入への貢献割合だけでなく、これまで質的調査で示唆されていたケア職という「仕事の内容」も、二重負担を受容する女性の意識に影響を及ぼすことを全国調査データの計量的分析から新たに示した。ケア職に就労する女性ほど、「稼得もケアも」よりも「両方分担」を選択する傾向があった。因果の方向は同定できないが、女性はケア職として労働市場で社会的承認を得られる場合、労働市場への参入と家庭内ケア労働の分担の両方についてジェンダー平等な意識をもつ傾向が示唆された。

ただし、ケア職の効果については、異なる解釈の可能性も考えられるだろう。他の解釈としては、ケア職の就労機会の多さが考えられる。家事・育児・看護・介護の仕事に携わる外国人受け入れ政策に見られるように、ケア職の国内での需要はより増していく。需要の高さは、離職期間の長さや勤務地、年齢の制限を受けにくいという就職のしやすさをもたらす。一般に結婚や出産、夫の転勤等により一度正規雇用の地位から離れてしまうと、再度正規雇用として復職したり、前職と同等以上の給与を得る仕事に就いたりすることは極めて難しい。それに対して、ケア職は一時的に退職しても、その後復職が比較的容易である¹¹⁾。妻が「いつでもどこでも職を得られる」ことは、現在の就労だけではなく将来の就労機会も保障し、妻は潜在的な経済資源を夫に対してもつ。潜在的経済資源によって、妻は夫に遠慮することなく対等な役割分担を求めようと思うのかもしれない。

ケア職の効果がこれらの解釈のうち、いずれを反映したものなのかについては、ケア職への就労前後の意識の変化や職業選択理由を尋ねるといった調査設計上の工夫が必要である。また、ケア職以外にもどのような仕事の内容が「稼得もケアも」に影響するのかについても、更なる検討が必要である。加えて、「稼得もケアも」規範をより厳密に検証するには、複数の指標を用いることが望ましいだろう。こうした点については今後の課題として残され

た。しかし、労働市場と家庭内の性別役割分業の両方を同時に否定する意識を従属変数として分析したことで、二重負担を否定する意識の新たな要因として、ケア職として働くことを示せたことは、性別役割分業意識研究の新たな展望への貢献と言えるであろう。

謝辞 図1の作成にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから「1995 年 SSM 調査、2005 年 SSM 日本調査（2015SSM 調査管理委員会）」の個票データの提供を受けました。本稿は JSPS 科研費 16H02045 の助成を受けて、SSP プロジェクト (<http://ssp.hus.osaka-u.ac.jp/>) の一環として行われたものです。SSP2015 データの使用にあたっては SSP プロジェクトの許可を得ました。また、大阪大学研究支援員制度の助成を受け、研究支援員の寺口季さん（大阪大学大学院人間科学研究科博士前期課程（2017 年 2 月時点））には、図表の作成補助と分析補助を担当いただきました。英語要旨の校正にあたって、上智大学総合人間科学部の Hommerich Carola 先生からご指導いただきました。記して感謝いたします。本稿は JSPS 科研費 18J00979 および 17K13845 の研究成果の一部です。

註

- 1) 例えば、不妊特定治療支援事業助成件数は、2004 年から 2013 年の間で約 8.4 倍に増加した（厚生労働省 n.d.）。
- 2) ケア職の職務は、家庭で女性が行う家事労働に似ているため、女性の仕事として作り上げられてきた（Beechey 1987=1993）。現代でも、例えば人工呼吸器装着者への痰の吸引は家族であれば医療資格なしに実施できるといったように、家庭内のケアと職業として提供されるケアは地続きになっており、明確な区別はつけられない。
- 3) 家庭内のケアのためにケア職資格を取得する女性も考えられるが、そうした女性是有配偶女性全体の中では非常に限られているため、本稿の分析では考慮しない。
- 4) 女性は夫の働き方に合わせて労働時間を調整する。こうした時間の質的な違いを検討するため、労働時間をカテゴリー化した。週 19 時間未満は、雇用保険および社会保険の適用外のパートタイム、週 20～39 時間は正社員時短勤務者を含む雇用保険適用の

パートタイム、参照カテゴリーの週 40 時間以上はフルタイムを意味する。週 20～39 時間には、社会保険の適用ケースと適用外のケースが含まれるが、社会保険適用ラインの週 30 時間カテゴリーを作ると、カテゴリー内のケース数が少なくなる。そのため分析では、フルタイムではないが、雇用保険が適用されないほど労働時間が短くない中間の労働時間カテゴリーとして週 20～39 時間を用いた。

- 5) ケア職ダミーには、助産師・看護師・幼稚園教員・保育士・社会福祉事業専門職員・家政婦・その他の医療／福祉サービス（介護士・ヘルパー）が含まれる。
- 6) 性別役割分業意識の二次元的の先行研究では、研究によって用いられる質問文が異なっている。また、家庭内のケア労働の現状について男性を変革当事者と見立てる質問はこれまで使われていないことから、どの質問をいくつ使えば「稼得もケアも」を測定できるかは定まっていない。そのため測定には限界があり、本稿では 2 変数しか取り入れられなかった。「夫も妻と同程度に家事育児」の質問文は「愛」の言葉を含んでいないが、母性愛と結びつけられない夫が家事育児を妻と同程度に担うことを問うているため、愛に基づく家庭内ケア労働の割り当てを否定する意識と解釈できるだろう。また、調査時点で夫が妻よりも家事育児を多く担っている場合は、「妻と同程度」は夫の家事育児分担当量が減ることを意味する。しかし、そうした男性は全体としては非常に限られるため、本分析では「夫が今よりも多く家事育児を担う」という意味として解釈した。利用できる変数を使って、できる限りの検証を試みて肯定的な結果が得られれば、「稼得もケアも」を尺度化する価値があると分かるので、今後の実証研究の展開に本稿の分析結果が寄与するであろう。
- 7) 本稿の目的は有配偶女性の意識構造であること、また紙幅の関係から有配偶男性は扱わない。ちなみに、女性に対応するように女性の分析で使用した変数に加えて、就業上の地位、転職・退職回数への有効回答に絞って、有配偶男性のケースを選択した [A] と [B] の二重クロス表の分析 (n=885) では、「両方分担」の回答者割合が 51.4% と 4 カテゴリーの中で最も高かった。それ以外の回答は残りの 3 カテゴリーに分散し、有配偶女性のように「稼得もケアも」の回答割合が「両方分担」に次いで高くなる傾向はなかった。
- 8) 「世帯収入への評価」の質問文は、次の通りである。分析では、値が小さいほど世帯収入が少ないと感じていることを示している。

Q. 現在のご自身の収入について、あなたはどのように感じていますか。あなたの気持ちにいちばん近い選択肢を 1 つお選びください。

(b) 世帯収入について

(ア) とても少ない (イ) どちらかといえば少ない (ウ) ちょうどいい (エ) どちらかといえば多い (オ) とても多い
- 9) ただし、アメリカの調査では夫が妻に経済的に依存するレベルにまで妻の収入が多くなると、かえって夫は家事をしなくなることも指摘されている (Brines 1994)。

- 10) システム正当化理論は、認知的不協和理論および正当化、合理化プロセスに関する社会心理学の理論の影響を受けて提唱された。システム正当化理論と認知的不協和理論はともに、所与の状況に最も苦しむ人々ほど、現状に対して疑問を抱いたり、現状を変える挑戦をしたりしないことを指摘している (Jost 2003)。
- 11) 例えば、再就業した看護師の離職から再就業までの平均離職期間は 31.3ヶ月という調査報告がある (公益社団法人 日本看護協会専門職支援・中央ナースセンター事業部 2012)。これに対して、調査時期は異なるが、労働力調査データを使用した女性全体の分析では、離職期間は 1～4 か月に集中している (永瀬・縄田・水落 2011)。したがって、看護師は離職期間が長くても再就業が比較的容易と言えよう。

文献

- Beechey, Veronica, 1987, *Unequal Work*, London: Verso. (=1993, 高島道枝・安川悦子訳, 『現代フェミニズムと労働——女性労働と差別』中央大学出版部.)
- Brines, Julie, 1994, "Economic Dependency, Gender, and the Division of Labor at Home," *American Journal of Sociology*, 100(3): 652-88.
- Coverman, Shelley, 1985, "Explaining Husbands' Participation in Domestic Labor," *Sociological Quarterly*, 26(1): 81-97.
- Davis, N., Shannon and Theodore Greenstein, N., 2009, "Gender Ideology: Components, Predictors, and Consequences," *Annual Review of Sociology* 35: 87-105.
- 不破麻紀子・筒井淳也, 2010, 「家事分担に対する不公平感の国際比較分析」『家族社会学研究』22(1): 52-63.
- Graham, Hilary, 1983, "Caring: a Labour of Love," In *A Labour of Love: Women, Work and Caring*, edited by J. Finch and D. Groves, 13-30. Routledge & Kegan Paul plc.
- Hennes, E. P., Nam, H. H., Stern, C., & Jost, J. T., 2012, "Not All Ideologies Are Created Equal: Epistemic, Existential, and Relational Needs Predict System-Justifying Attitudes," *Social Cognition*, 30(6): 669-688. (<https://doi.org/10.1521/soco.2012.30.6.669>)
- Hiller, Dana V., 1984, "Power Dependence and Division of Family," *Sex Roles* 10: 1003-20.
- Hochschild, Arlie Russell, 1989, *The Second Shift: Working Parents and the Revolution at Home*, New York: Viking Penguin Inc. (=1990, 田中和子訳, 『セカンド・シフト——第二の勤務：アメリカ共働き革命のいま』朝日新聞.)
- 細川千紘, 2018, 「女性の性別役割分業意識の変遷とライフコース」『2015 年 SSM 調査報告——意識 I』2015 年 SSM 調査研究会: 111-41. (2018 年 5 月 3 日取得, http://www.lu-tokyo.ac.jp/2015SSM-PJ/08_07.pdf).
- 乾順子, 2014, 「既婚女性からみた夫婦の家事分担——家事分担の平等化過程における規定

- 構造の変化」『ソシオロジ』59(2): 39-56.
- Jost, John. T., & Banaji, M. R., 1994, "The Role of Stereotyping in System-justification and the Production of False Consciousness," *British Journal of Social Psychology*, 33(1): 1-27. (<https://doi.org/10.1111/j.2044-8309.1994.tb01008.x>)
- Jost, John T., Brett W. Pelham, Oliver Sheldon, and Bilian Ni Sullivan, 2003, "Social Inequality and the Reduction of Ideological Dissonance on Behalf of the System: Evidence of Enhanced System Justification among the Disadvantaged," *European Journal of Social Psychology* 33(1): 13-36.
- Jost, John. T., & Hunyady, Orsolya, 2005, "Antecedents and Consequences of System-Justifying Ideologies," *Current Directions in Psychological Science*, 14(5): 260-265.
- 神林博史, 2000, 「日本における性役割意識研究の動向と課題」『社会学研究』68: 147-168.
- 吉川徹, 1998, 「性別役割分業意識の形成要因—男女比較を中心に」尾嶋史章編『1995年SSM調査シリーズ14: ジェンダーと階層意識—科学研究費補助金特別推進研究(1)「現代日本の社会階層に関する全国調査研究」成果報告書』1995年SSM調査研究会: 49-70.
- , 2014, 『現代日本の「社会の心」—計量社会意識論=Sociological Social Psychology in Contemporary Japan: Literacy, Consummatory and Reflection』有斐閣.
- , 2018, 『日本の分断—切り離される非大卒若者(レッグス)たち』光文社.
- 公益社団法人日本看護協会専門職支援・中央ナースセンター事業部, 2012, 『都道府県ナースセンターによる看護職の再就業実態調査』(2018年1月15日取得, https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/NCCS/html/pdf/h24/S2401_4.pdf).
- 厚生省, 1998, 「第1節 近年の家族の変化」『平成10年度厚生白書』.
- 厚生労働省, n.d., 「不妊に悩む夫婦への支援について」(2017年5月29日取得, (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>)).
- 松田茂樹, 2000, 「夫の家事・育児参加の規定要因」『年報社会学論集』13: 134-145.
- , 2001, 「性別役割分業と新・性別役割分業: 仕事と家事の二重負担(〈特集〉変容する社会と家族)」『哲学』106: 31-57.
- 松田茂樹・鈴木征男, 2002, 「夫婦の労働時間と家事時間の関係—社会生活基本調査の個票データを用いた夫婦の家事時間の規定要因分析」『家族社会学研究』13(2): 73-84.
- 永瀬伸子・縄田和満・水落正明, 2011, 「『労働力調査』を用いた離職者の再就職行動に関する実証的研究」『総務省統計研究所リサーチペーパー』24. (2018年1月15日取得, <http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/research/research24.pdf>).
- 西野理子, 2011, 「NFRJにみるジェンダー意識の変遷」福田亘孝・西野理子編『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第2次報告書 3「家族形成と育児」』日本家族社会学会 全国家族調査委員会: 63-77.
- Nishioka, H., 1998, "Men's Domestic Role and the Gender System: Determinants of

- Husband's Household Labor," *Journal of Population Problems*, 54(3): 56-71.
- Shelton, Beth Anne and Daphne John, 1996, "The Division of Household," *Annual review of sociology*, 22: 299-322.
- 島直子, 1999, 「性別役割分業を維持する意識構造 —— 「愛情」 イデオロギーの視点から」『年報社会学論集』12: 26-37.
- 総務省統計局, 2017a, 「生活時間に関する調査—主要統計表」『平成 28 年社会生活基本調査』(2019 年 6 月 26 日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200533&tstat=000001095335&cycle=0&tclass1=000001095377&tclass2=000001095393&tclass3=000001095394>).
- , 2017b, 「第 1-2 表 労働力状態 (8 区分), 年齢 (5 歳階級), 男女別 15 歳以上人口及び労働力率」『平成 27 年国勢調査』(2018 年 5 月 10 日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001100295&second2=1>).
- , 2017c, 「第 5-1 表 従業上の地位 (8 区分), 産業 (大分類), 年齢 (5 歳階級), 男女別 15 歳以上就業者数及び平均年齢 (総数, 単独世帯の有配偶者及び自衛隊営舎内居住者の単独有配偶者)」『平成 27 年国勢調査』(2018 年 5 月 10 日取得, <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&tstat=000001080615&cycle=0&tclass1=000001095955&tclass2=000001100295&second2=1>).
- , n.d., 「「長期時系列表 1 B-6-2 就業率【年齢階級 (10 歳階級) 別】—全国, 月別結果」『労働力調査 長期時系列データ』(2019 年 11 月 30 日取得, <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>).
- Tsutsui, Junya, 2016, "Female Labor Participation and the Sexual Division of Labor: A Consideration on the Persistent Male-Breadwinner Model," *Japan Labor Review*, 13 (3): 80-100.
- 山根純佳, 2010, 『なぜ女性はケア労働をするのか —— 性別分業の再生産を超えて』勁草書房.
- 大和礼子, 1995, 「性別役割分業意識の二つの次元 —— 「性による役割振り分け」と「愛による再生産役割」」『ソシオロジ』40(1): 109-126.

Factors Influencing the Attitude of Married Women to Support for the Unequal Gender Norm of “Working and Caring” in Japan

【Abstract】

Previous studies suggest that Japanese women's attitude toward gender is one of the keys to understanding their obstinate resistance to gender equality in household work: on one hand, few women support existing restrictions on their participation in the labour market, yet on the other hand they are in favour of assigning themselves caring roles at homes. However, why women themselves support such a double burden norm of “working and caring” has not been adequately clarified.

Using SSP2015 data and focusing on married women, this paper examines four hypotheses to investigate factors behind women's support for the “working and caring” norm. The first is the “household contribution hypothesis,” which focuses on relative resources. It assumes that women's lower contribution to household income is associated with their greater support for the “working and caring” norm. The other three hypotheses — the “education hypothesis,” the “time availability hypothesis,” and the “social evaluation hypothesis” — focus on women's absolute resources. The social evaluation hypothesis assumes that if women are socially and economically evaluated through their jobs, they are more likely to reject the “working and caring” norm. It is a new hypothesis examined in this paper by looking at women's employment status, with a special focus on whether they work in caring-jobs or not. It can be imagined that if women use their caring skills in the labour market, they no longer adhere to take on a caring role at home.

Results of my analysis generally support my hypotheses, except for the

time availability hypothesis. Conditions such as lower contribution to the household income, lower level of education, irregular employment, and occupations other than caring-jobs go hand in hand with greater support by women for the “working and caring” than the “sharing both” norm.

Keywords: gender role attitude, double burden, caring role, caring-jobs

執筆者紹介

井上敬介（日 本 史 学）
後藤康文（日 本 古 典 文 化 論）
中村三春（映 像 ・ 現 代 文 化 論）
清水 誠（言 語 科 学）
樋口麻里（社 会 学）

北海道大学
文学研究院紀要 第一六〇号

令和2年3月31日 発行

編集者

北海道大学文学研究院長

山 本 文 彦

発行者

北 海 道 大 学

(株) アイワード

Bulletin of the Faculty of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University

CONTENTS

Universal Suffrage in the Pre-war Era of the Showa period and the Fourth Constituency of Hokkaido	Keisuke INOUE	(Left) 1
A Study Indeterminate Textual Elements in Sankan-bon <i>Makura no Soshi</i> (5)	Yasufumi GOTO	(Right) 1
Introduction to the Poems of TANIKAWA Shuntaro: On Hiragana Poems, Translation, and the Self	Miharu NAKAMURA	(Right) 27
German as a Germanic Language (2) —Genitive and Attributive Possession—	Makoto SHIMIZU	(Left) 37
Factors Influencing the Attitude of Married Women to Support for the Unequal Gender Norm of “Working and Caring” in Japan	Mari HIGUCHI	(Left) 97